

ハラール調査

～農林水産物・食品の輸出と 海外のハラール産業政策動向～

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

クアラルンプール事務所、ジャカルタ事務所、ドバイ事務所、
イスタンブール事務所、バンコク事務所、サンパウロ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

本報告書は、先行調査である「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」（2014年5月）、「主要国におけるハラール関連制度・市場動向～農林水産物・食品の輸出に向けて～」(2016年3月)以降の変化や、主な輸出先として考えられる国の動向を鑑み、各国の制度・規制への対応、および日本産農水産物・食品の輸出拡大に向けた取り組みの観点から、主に以下2点について、調査した内容をまとめたものである。

1. 主要各国のハラール産業政策動向および関係機関動向

東南アジアや中東諸国を中心に、ハラール認証や関連制度について、日本の輸出事業者にとっては厳格化とみられる動きがある。また、日本からの農林水産物・食品輸出額でみた、イスラーム圏の主要各国において、経済政策として世界のハラール産業を自国に集中化させる動きや、自国のハラール認証基準を国際的に広めようとする動きもある。このような背景もあり、制度・規制が突然変更されることも多いと考えられる。このような認証の厳格化や、急な制度変更は、輸出に取り組む事業者にとって、一種のリスクであると言える。

そこで、急な制度変更等の背景にある各国の政策、および国際的な動向について整理するため、マレーシア、インドネシア、UAEのハラール政策動向やイスラーム国際組織であるイスラーム協力機構(OIC)のイスラーム諸国規格研究所(SMIIC)の規格標準化について調査した。

2. イスラーム教徒が多数を占めない国(非ムスリム国)におけるハラール関連制度・事例

現在、日本では国内においてハラールに関する統一した認証等の基準はなく、ハラール認証は民間のイスラーム組織や認証団体を通じて行われている。一方で、日本と同様の非ムスリム国の中には、既にハラール製品の輸出を拡大している国もある。

そこで、日本のハラール製品輸出拡大の参考とするため、タイ、ブラジルにおける取り組みの最新動向を調査した。

本調査結果が日本産農水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

日本貿易振興機構(ジェトロ)
農林水産・食品部 農林水産・食品課

目次

1.	イスラーム食品市場への輸出に向けたハラール／ハラール認証の現状.....	1
1-1.	イスラーム食品市場への輸出に向けたハラールとハラール「認証」	2
1-2.	イスラーム圏の主要な輸出先国における食品輸入および消費・流通.....	2
1-3.	まとめ：農林水産物・食品の輸出に向けて.....	3
2.	マレーシア	5
2-1.	マレーシアにおけるハラール産業政策	6
2-1-1.	ハラール政策の概要	6
2-1-2.	政策に対する評価.....	39
2-1-3.	その他.....	46
2-1-4.	まとめ.....	47
2-2.	最近の制度変更：2015年以降の主な制度変更	50
3.	インドネシア	52
3-1.	インドネシアにおけるハラール産業政策.....	53
3-1-1.	政策の概要.....	53
3-1-2.	政策に対する評価.....	58
4.	UAE	62
4-1.	UAE アラブ首長国連邦におけるハラール産業政策	63
4-1-1.	政策の概要.....	63
4-1-2.	政策に対する評価.....	89
4-1-3.	まとめ.....	92
4-2.	最近の制度変更（2015年度調査以降の主な変化）	93
5.	国際組織の動向：OIC SMHC イスラーム協力機構イスラーム諸国規格研究所）	95
5-1.	OIC-SMHC の理念／目標／目的.....	96
5-1-1.	OIC-SMHC 概要	96
5-1-2.	設立経緯	98
5-1-3.	体制（各機関・団体の概要・役割）	98
5-2.	具体的な施策、実施方法.....	99
5-2-1.	標準化活動（Standardization Activities）	99
5-2-2.	計量標準活動（Metrology Activities）	100
5-2-3.	認定活動（Accreditation Activities）	101
5-3.	他国・団体との協力・連携	101
5-4.	規格の策定状況.....	101
5-5.	政策に対する評価（成果と課題）	103
5-5-1.	ハラールの規格化実現は一つの成果.....	103
5-5-2.	課題は加盟国における OIC/SMHC 規格の浸透.....	103

5-6.	今後の方向性	104
5-7.	唯一のイスラームベースの国際的プラットフォーム	106
6.	タイ	108
6-1.	タイにおけるハラール関連制度の基礎情報	109
6-1-1.	ハラール関連政策	109
6-1-2.	ハラール認証制度	115
6-2.	ケーススタディ	128
6-2-1.	日系菓子製造企業	128
6-2-2.	果物加工品製造企業	130
6-2-3.	調味料・レトルト食品製造企業	132
7.	ブラジル	134
7-1.	ブラジルにおけるハラール関連制度の基礎情報	135
7-1-1.	ハラール関連政策	135
7-1-2.	ハラール認証制度	140
7-2.	ケーススタディ	147
7-2-1.	GT Foods	147
7-2-2.	Café Iguaçú	149

-略語一覧-

<マレーシア>

JAKIM: Department of Islamic Development, Malaysia	マレーシア・イスラーム開発局
HDC: Halal Industry Development Corporation	ハラール産業開発公社
MITI: Ministry of International Trade and Industry	国際貿易産業省
MIDA: Malaysian Investment Development Authority	マレーシア投資開発庁
MATRADE: Malaysia External Trade Development Corporation	マレーシア貿易開発公社
MPC: Malaysia Productivity Corporation	マレーシア生産公社
MDTCC: Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism	国内取引・共同組合・消費者省
DVS: Department of Veterinary Services	獣医局
MARDI: Malaysian Agriculture Research and Development	マレーシア農業研究開発機関
DOC: Department of Chemistry	化学局
EPU: Economic Planning Unit	経済計画部
BAHEIS: Bahagian Hal Ehwal Islam	イスラーム関連局
JAIN: Jabatan Agama Islam Negeri	各州のイスラーム教局
MAIN: Majlis Agama Islam Negeri	各州のイスラーム教評議会

<インドネシア>

BPJPH: Badan Penyelenggara Jaminan Produk Hala	ハラール製品保証実施機関
MUI: Majelis Ulama Indonesia	インドネシア・ウラマー評議会
LPPOM-MUI: Lembaga Pengkajian Pangan dan. Obat-obatan Kosmetika Majelis Ulama Indonesia	インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所
LPH: Lembaga Pemeriksa Halal	ハラール検査機関

<UAE>

ESMA: Emirates Authority for Standardization and Metrology.....	連邦基準化計測庁
MOCCE: Ministry of Climate Change and Environment ...	連邦気候変動環境省
HCB: Halal Certification Body.....	ハラール認証団体
OIC: Organisation of Islamic Cooperation	イスラーム協力機構
SMIIC: The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries	イスラーム諸国規格研究所
EIAC: Emirates International Accreditation Center	連邦国際認可センター
GAC: Gulf Accreditation Center.....	湾岸認可センター
DAC: Dubai Accreditation Center	ドバイ市庁内の認可センター
DCL: Dubai Central Laboratory.....	ドバイ中央試験所
DIEDC: Dubai Islamic Economy Development Centre	ドバイイスラーム経済開発センター
IHAF: International Halal Accreditation Forum	国際ハラール認証フォーラム

<国際組織の動向>

OIC: Organization of Islamic Cooperation	イスラーム協力機構
AC: Accreditation committee.....	認定委員会
MC: Metrology committee	計量標準委員会
ISO: International Organization for Standardization.....	国際標準化機構
CEN: European Committee for Standardization.....	欧州標準化委員会
CENELEC: European Committee for Electrotechnical Standardization	国際電気標準会議
CODEX.....	委員会国際食品規格委員会
AZSTAND: Azerbaijan Standardization Institute.....	アゼルバイジャンの参加機関
HAK: Institute for Halal Accreditaion.....	ハラール認定機関

<タイ>

CICOT: Central Islamic Committee of Thailand.....	タイ国イスラーム中央委員会
DIP: Department of Industrial Promotion.....	タイ産業振興局
HSC: Halal Science Center.....	チュラロンコン大学 ハラールサイエンスセンター
HSIT: Halal Standard Institute of Thailand.....	タイ国ハラール基準局研究所
ICOPs: Islamic Committee of Province.....	各地域のイスラーム事務局
ICOMs: Islamic Committee of Masjids.....	マスジット運営委員会
MOI: Ministry of industry.....	タイ工業省
MOAC: Ministry of Agriculture and Cooperatives.....	タイ農業・協同組合省
NFI: National Food Institute.....	食品研究所
OIC: Organization of Islamic Cooperation.....	イスラーム協力機構
SI: Sheikhul Islam.....	シャイフ(首長)

<ブラジル>

IBGE: Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística.....	ブラジル地理統計院
FAMBRAS: Federação das Associações Muçulmanas do Brasil	ブラジル・イスラーム協会連盟
CCAB: Câmara de Comércio	アラブ・ブラジル商工会議所
MDIC: Ministério do Desenvolvimento, Industria e Comercio Exterior	ブラジル商工サービス省
INMETRO: Instituto Nacional de Metrologia, Qualidade e Tecnologia	ブラジル国家度量衡・規格・工業品質院
MAPA: Ministério da Agricultura, Pecuária e Abasteciment	ブラジル農牧食料供給省
ABPA: Associação Brasileira de Proteína Animal.....	ブラジル動物タンパク質協会
ABIEC: Associação Brasileira das Indústrias Exportadoras de Carnes	ブラジル食肉輸出協会
UBABEF: União Brasileira de Avicultura.....	ブラジル養鶏ユニオン
ABIPECS: Associação Brasileira da Indústria Produtora e Exportadora de Carne Suína	ブラジル豚肉生産・輸出協会

1. イスラーム食品市場への輸出に向けたハラール／ハラール認証の現状

1-1. イスラーム食品市場への輸出に向けたハラールとハラール「認証」

イスラーム教徒（以下ムスリム）は、クルアーン（以下コーランと表記）に基づき定められたイスラーム法（シャリーア）の規範に従い生活することが求められる。ハラールとは、イスラーム法において「合法、許された」を意味する。ムスリムにとって、ハラールな飲食をすることも、信仰の実践につながる。

ハラールの反対がハラームで、イスラーム法において「禁じられた」を意味する。例えば、ハラームなものには豚、犬、ハラールな方法でと畜されていない死肉、病原菌を運ぶ動物や毒を持つ動物（ネズミ等）、嫌悪感を起こさせる動物、蜂、血液、酒があげられる。

これらの基礎的な情報については、ジェトロによる 2014 年 5 月発表の前々回調査（「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」）、2016 年 3 月発表の前回調査（「主要国におけるハラール関連制度・市場動向～農林水産物・食品の輸出に向けて～」）時点に比べ、日本においてもよく知られるところになってきたと言えるだろう。一方で、水、果物、野菜、穀物、魚などは、一般的に「ハラール」であると考えられていることも、改めて認識しておきたい。

これに対し、ハラール「認証」は、ムスリムが、彼らの食物やサービスを安心して消費できるように実施されているものである。ハラールであるかどうかの判断は、イスラーム有識者が行うが、イスラームには宗派・法学派があり、その見解が異なることもある。また、食文化・生活環境についてはムスリムの消費者個人でも異なることもあり、その判定を受入れ、実施するかどうかは、一人一人のムスリムに委ねられる。

また、上述の一般的に原材料として「ハラール」と考えられている食品についても、加工の工程を含めてハラールであることを証明するために、ハラール認証を取得するケースがある。

1-2. イスラーム圏の主要な輸出先国における食品輸入および消費・流通







イスラーム圏の中で、日本からの農林水産物・食品輸出額が大きい国・地域における、ハラール食品輸入および消費・流通の位置づけを以下に整理する。これは、2018 年 3 月時点のものである。

東南アジアのマレーシア、インドネシアでは、国民におけるムスリムの占める割合が大きいですが、キリスト教徒やその他の宗教の信仰者もいる。そのため、一般市場ではハラールな商品と、前述のハラームな商品の両方が販売されている。小売店によっては、ハラールなものとはハラームな商品の売り場が分かれていることもある。ムスリム消費者はハラールマークや原材料を確認しながら、各自が商品購入を判断する。

中東地域のアラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビアなど、湾岸協力会議（GCC）加盟国では、原則、国内には「ハラールなもの」のみが流通している。ハラールであることが食品輸入の基本的な条件であり、例えば、サウジアラビアでは、豚肉や酒は輸入そのもの

のが禁止されている。UAE のドバイでは、豚肉や酒も流通しているが、ムスリムの目に触れないよう売り場が隔離されている。また、輸入・販売にあたっては特定のライセンスが必要となる。食肉・肉関連製品のみ、輸入時にハラール認証（ハラールと畜証明書）が必要であるが、それ以外の食品のハラール性の確認は、輸入段階での商品登録における審査や、サンプル検査によって行われる。

図 1-1

	東南アジア	湾岸協力会議（GCC）加盟国
Q 1. ハラームな食品が一般的に国内で流通しているか？	 中華系、他宗教徒も存在	 基本的にハラールなもの以外は存在しない
Q 2. ハラールでなくても輸入できるか？	 ハラームな食品も輸入可能	 輸入段階でハラールか否かの判断を行う（審査、検査）
Q 3. ハラール認証を取得していなくても輸入できるか？	 ただし、食肉・肉製品にはハラールと畜証明書が必要	 ただし、食肉・肉製品にはハラールと畜証明書が必要

これらはいくまでも輸入の条件であり、流通・小売の条件は取引先により設定されるため、流通・小売業者から取引条件としてハラール認証（証明書）が求められる場合もある。特に、ホテルやレストランなどとの業務用の取引の場合、飲食店側がハラール認証を店舗として取得している場合は、納入する食材にも（もともとハラールなものを除き）ハラール認証が求められる。

また、3章で取り上げるインドネシアのように、国内でのハラール製品販売について法制度化するなどの新たな動きもあるため、注視する必要がある。

1-3. まとめ：農林水産物・食品の輸出に向けて

農林水産物・食品の輸出に向けたハラール対応は、「相手国が求める条件を確認し、それを満たす」ことが大前提である。一方で、各国の農水産物・食品の輸入制度のみならず、「ハラール産業」振興や国内流通制度に関わる政策、4章で述べる UAE のように、湾岸協力会議（GCC）加盟国共通の基準の動向や、5章で取り上げる国際規格などとも関係する可能性があるため、最新の動向について情報収集していくことも重要となる。

ジェトロは、本調査に加え、各国の品目別輸入制度と、関連する諸制度の情報について「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」に「日本からの輸出に関する制度」としてまと

め、随時更新している (<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country>)。また、個別商品のハラール対応に関する輸出相談についても「輸出相談窓口」を設けており、電話、eメールでの直接相談が可能である (https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html)。

2. マレーシア

2-1. マレーシアにおけるハラール産業政策

近年、東南アジアや中東諸国を中心に、ハラール認証や関連制度が整備され、輸出側にとっては厳格化の傾向にあると言われている。また、各国が経済政策として世界のハラール産業を自国に集中化させようとする動きや、自国のハラール認証基準を国際的に広めていこうとする動きもある。

本項はマレーシアでのそうした動きを探るために、近年の同国のハラール政策とその動向について文献や関係機関のウェブサイト等の公開情報をもとに、関係機関・団体、企業などへのインタビューを通じて情報を収集し、まとめたものである。

マレーシアが最初にハラール産業施策を打ち出した1996年から既に20年余りとなる。特に、ハラール産業を重要産業に位置づけ、新たな経済の柱とする「ハラール・ハブ政策」を掲げてからは11年が経過した。2017年、国際貿易産業省(MITI)が発表した「ハラール産業のステータス(2015年)」によると、ハラール産業の輸出金額は420億リンギ、雇員総数は21万8,000人、中小企業の輸出業者は800社(ハラール産業開発公社(HDC)発表では981社)であった。

マレーシアのハラール産業政策が始まったのは、マハティール政権時の1996年に発表された「第2次工業化マスタープラン」で、ここで初めて「国際的なハラール食品ハブとしてのマレーシアを目指す」ことが打ち出された。その後、アブドゥラ政権の「第3次工業化マスタープラン(2006年発表)」で、「食品産業に限定しないハラール・ハブ」が提唱され、ハラール産業開発公社(HDC)の設立や、投資誘致策としてハラール産業への投資に対し税制優遇措置等が付与されるハラールパークの設置が行われた。これらの取組みの結果、マレーシアでは、原材料調達から包装・容器まで、製造工場から物流までにおいて、一貫してハラール対応が可能な体制を整備している¹。以降に、マレーシアのハラール政策の概要を述べる。

2-1-1. ハラール政策の概要

2-1-1.1. 理念／目標／目的²

■ 理念

ハラールであると認証された全ての製品が、イスラーム教の教義に従った安全なハラールであることを保証する。

¹ 財団法人食品産業センター「マレーシア Halal 制度の概要」平成21年3月、ジェトロ「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書2014年5月、「主要国におけるハラール関連制度・市場動向～農林水産物・食品の輸出に向けて～」

² マレーシア・イスラーム開発庁(JAKIM)ウェブサイト Halal Malaysia Official Portal

■ 目標

国内外で認知される「影響力のある」ハラール認証を実現し、マレーシアが世界のハラール・ハブになること。

■ 目的

イスラーム教の教義に従った安全なハラール認証であることを保証するために、効率的かつ効力のある方法で、ムスリムにとって適切な全ての食品および消費財を検査し、認証し、取り締まる。

マレーシアのハラール産業政策の4つの意図

① 国教であるイスラーム教の教義の実施・推進

ハラール認証を受けた食品等は、ムスリムにとって宗教上の問題がない製品として消費できることになる。特に、非ムスリムの国民もいるマレーシアでは、多様な製品が市場に流通するため、ハラール認証マーク（以下ハラールマーク）のある製品の存在は、非常に重要である。消費者としてのムスリムに加え、非ムスリムへのイスラーム教の教義を推進することにつながる。

② 安全な食品等の提供

ハラール基準自体が、衛生、保健に関する条項を含むとともに、食品衛生、品質管理に関する制度を密接に関係しており、衛生上問題のある製品はハラール認証を取得できない。ハラール認証を受けた食品等は、安全な製品として消費できることになる。マレーシアは、全てのハラール認証申請者に、適正製造基準（GMP）などの要求基準を満たすことを求めている。

③ 国際的ハラール・ハブ化³

マレーシア政府はハラール基準をテコにした経済成長を図ることを目的として、自国を「国際的なハラール・ハブ化する」という施策を打ち出した（第3次工業化マスタープラン、第3次国家農業政策）。国際的なハラール・ハブ化へのビジネス参画を果たすことで、マレーシア経済の利益を創出することである。つまり「マレーシア・ハラール認証」の信頼度を国内外で高めることで、国際競争力を強化し、マレーシア・ハラール関連商品やサービスへの投資を誘致するのが目的である。

④ ハラール産業におけるブミプトラ⁴企業、なかでも中小企業の競争力を強化し、経済の活性化を狙う


³ 財団法人食品産業センター『マレーシア Halal 制度の概要』平成21年3月、同『マレーシアハラール制度の基礎と応用』平成23年3月

⁴ 「土地の子」の意味。マレー系および主に東マレーシアに住む先住民族の総称。

マレーシアの主な開発政策とハラール産業政策

マレーシアの開発計画は、国家開発計画（マレーシア計画）を中核とした5ヵ年計画で、それとともに開発計画の基本方針である長期計画と各部門計画が立案されてきた。

表 2-1 マレーシアの開発政策とハラール産業政策の変遷（1950～2017年9月現在）

年代	開発政策の基本方針	開発計画	産業・工業化政策	ハラール産業政策の実行状況
1950～60年代 ラーマン政権 (1957-70年)	自由放任	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次マラヤ5年計画(1956-60年) ●第2次マラヤ5年計画(1961-65年) ●第1次マレーシア計画(1966-70年) 	輸入代替工業	<ul style="list-style-type: none"> ・イスラーム事務局を設立(1969年)
1970～80年代 ラザク政権 (1970-76年) フセイン政権 (1976-81年) マハティール政権 (1981-2003年)	<p>新経済政策(NEP) (1971-90年)</p> <p>◇第1次長期展望(OPP1) (1971-90年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次マレーシア計画(1971-75年) ●第3次マレーシア計画(1976-80年) ●第4次マレーシア計画(1981-85年) ●第5次マレーシア計画(1986-90年) 	<p>輸出志向工業</p> <p>重工業化</p> <p>第2次輸出志向工業化</p> <p>○第1次工業化マスタープラン(IMP1) (1986-95)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イスラーム事務局が首相府直属のイスラーム局に(1974年) ・イスラーム局が初めて食品にハラール認証の証書を付与(1974年) ・ハラール認証の許可・促進を行うため、イスラーム局傘下に「ムスリム対応の飲食品・製品の査定委員会」を発足(1982年) ・イスラーム局がイスラーム関連局(BAHEIS)に(1985年) 

		年)	年)	
1990~2000 年代 マハティール 政権 (1981-2003 年) バダウィ政 権 (2003-09年) ナジブ政権 (2009-現在)	ビジョン 2020 (wawasan2020) (1991-2020年) 国家開発政策 (NDP) ◇第2次長期展 望(OPP2) (1991-2000年) 国家ビジョン政 策(NVP) ◇第3次長期展 望(OPP3) (2001-10年) 新経済モデル (NEM) (2011-20年) One Malaysia	●第6次 マレーシア計 画(1991 - 95 年) ●第7次 マレーシア計 画 (1996 - 2000年) ●第8次 マレーシア計 画(2001 - 05 年) ●第9次 マレーシア計 画(2006 - 10 年)	○第2次工 業化マスタ ープラン (1996-2005 年) ○第3次工 業化マスタ ープラン (2006-20 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラールマークが BAHEIS により制定 (1994年) ・IMP2で「国際的なハラール食品ハブとしてのマレーシアを目指す」ことを打ち出す(1996年) ・BAHEISに代わり JAKIM が設立 (1997年) ・第3次国家農業政策(1998-2010年)で、「2010年までにグローバルなハラール・ハブを目標としては衣鉢する」ことが決定。ハラールの審査は政府認定の私企業 IlhamDaya が行う(1998年) ・ハラール認証制度を性分化した MS1500 を作成(2000年) ・全てのハラール認証は JAKIM の「食品およびイスラーム消費者向け製品部門」が担当することに。新しいハラールマークが制定される(2002年) ・JAKIM の下に「ハラール食品専門委員会」が発足し新(ハラール)基準の制定作業を行う(2003年) ・MITI 傘下に「ハラール製品の域内ハブとしてのマレーシアを発展させる専門委員会」を発足(2003年) ・第1回国際ハラール見本市開催(2004年) ・MS1500の改定(2004年) ・JAKIM の中に新しく「ハラール・ハブ」部門が設置さ



			<p>れた(2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IMP3で、食品産業に限定しない「ハラール・ハブ」が提唱された。ハラール・ハブ化を促進するためにHDCを設立。投資誘致政策として、ハラール産業に対して税制優遇措置等を付与するハラールパークを設置(2006年) ・HDCがハラール認証を行う(2008年) ・ハラール産業マスタープラン1.0(2008-2012)が策定、発表される ・MS1500の再改定。オンラインでの申請受付をスタート。ハラール認証にかかわる事項はJAKIMが管轄することに(2009年)
2010年代 ナジブ政権 (2009-現在)		<ul style="list-style-type: none"> ●第10次マレーシア計画(2011 - 15年) ●第8次マレーシア計画(2016 - 20年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・それまで複数の機関がそれぞれ行っていたハラール認証をJAKIMに一本化した(2012年)⁵ ・世界初となる医薬品のハラール認証を導入(2012年)

(出所) 小野沢純『マレーシアの開発政策とポスト・マハティールへの展望』

■ 現行の開発政策および産業政策 (2017年9月現在)

以下の3つの政策が発表されている。

・ 第11次マレーシア計画 (2016～2020年)

同計画では「ビジョン 2020」で掲げた2020年に先進国入りする目標に向け、①公平な社会に向けた包容性の拡大、②全ての国民の福祉向上、③先進国入りに向けた人的資源の開発、④持続性・回復力のあるグリーン技術成長の追及、⑤経済成長を下支えするインフラ強化、⑥一層の繁栄に向けた革新的経済成長、の6つが主要戦略として掲げられた。

⁵ 2011年までは、JAKIM、JAIN、MAINの3つがハラール認証を行っていた。

ハラール産業に関しては、ハラールの統合性のための基準センター、イノベーション、製造、貿易の中心になることを目標とし、マレーシアのハラールマークとハラール基準の国際的な認知度を高めることが、より多くの輸出企業に貢献できるとしている。ハラール産業成長の目標を達成するために、①部門別ガバナンスの改善、②ハラールの統合性の強化、③輸出強化、④域内のハラールサプライチェーンへの接続、⑤有能なハラール専門家の育成などの戦略を掲げている。

・第3次工業化マスタープラン（IMP3）（2006～2020年）

2020年までの15ヵ年計画。国際競争力を有する産業の育成がテーマで、2020年までに先進国入りする目標の実現、IMP2では達成できなかった年率6.3%の経済成長を目指す。IMP3では①開発イニシアティブ、②成長分野の振興、③環境関連の強化の3分野10項目の戦略目標を設定している。

ハラール産業の発展については、IMP3第21章⁶に掲載されている。ハラール製品の生産、流通、ハラールサービス、ハラール基準、ハラール関連の研究開発において、2008年よりマレーシアが中心となって世界のハラール産業をけん引し、マレーシアを「グローバル・ハラール・ハブ」へと発展させるため、以下の11項目の推進戦略を設定。

- 1) マレーシアがハラール産業の中心である意識を高める。
 - ・生産国がわかるハラール（認証）マークを使う（ブランディング戦略）
 - ・「Malaysia, Taste of Asia」のテーマでキャンペーンを行う。
 - ・ハラール専門見本市「MIHAS(Malaysia International Halal Showcase)」を開催するなど、マレーシアをハラール製品・サービスの貿易と投資の中心として位置付ける。
 - ・マレーシアをハラール関連の情報集積国とするために、世界のハラール有識者を招待して、国際的プラットフォーム「World Halal Forum」を開催する。
 - ・JAKIMのハラール認証を世界に向けて売り込む。
 - 2) 域内での他国との競争を調整する。
 - ・IMT-GT（インドネシア、マレーシア、タイが参加するサブリージョナルな協力枠組み）、BIMP-EAGA（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンが参加の同枠組み）のようなネットワークを利用し、ハラール産業に関する各国間の協力を促進する。
- ・中小企業をハラール産業のグローバルサプライチェーンのサプライヤーとして成長

⁶ IMP3, Chapter21:Development of the Halal Industry。

させる。

- ・国内外のハラール産業に関するデータベースを構築する。
 - ・マレーシア製ハラール製品の輸出促進を図る（マレーシア貿易開発公社「MATRADE」とマレーシア観光局との海外共同イベント、海外のグローバル企業とのパートナーシップづくり、海外にマレーシアのハラール製品の販売店を展開するなど）。
- 3) ハラール産業への外国からの投資を原材料へのアクセスを改善するために利用し、競争力を高める。
- ・マレーシア企業と外国企業とのジョイントベンチャーを促進する。
 - ・中小企業のサポートを強化（海外からの下請け事業を展開するなど）。
- 4) ハラール製品の研究開発と製造開発（R&D）の向上のために最新技術を利用する。
- ・ハラール製品の発展と向上のために、研究機関との間でR&Dを強化する。
 - ・中小企業への支援（生産性の向上、品質向上のための必要な製造技術など）。
 - ・技術にはハラール対応の食品保存、パッケージ食品の安全・衛生までを含める。
- 5) ハラール対応サービスの拡充。
- ・輸送、保管、コンテナなどハラール対応の物流システムを構築する企業や港湾を支援する。
 - ・ハラール対応のサービスには観光も含まれる。
- 6) マレーシア産ハラール製品の差別化を図るために、マレーシア・ハラール基準を確立する。
- ・マレーシアのハラール基準の世界における認知度を高める。
 - ・ISO同様、ハラール基準も同じように発展・更新する
 - ・イスラーム諸国会議機構（OIC）⁷の各国にマレーシアのハラール基準を売り込む。
- 7) ハラール製品の品質と食品の安全を保障する。
- ・特に中小企業に対し、HACCP、GMP、GHPなどの基準を遵守させるようなプログラムを作る。
- 8) ハラールパークの開発に着手する。
- ・第9次マレーシア計画で、ケダ州、プルリス州、ペナン州、ペラ州、パハン州などの州を、ハラール食品産業をけん引する州として認定。
 - ・ハラールパークをマレーシアが推薦するハラール製造地区、フリーゾーンとして売り込む。

⁷ イスラーム諸国の政治的協力、連帯強化を目的とする。加盟国はムスリムが国民の多数を占める西アジア、北アフリカ、西アフリカ、東アフリカ、中央アジア、南アジアなどの57カ国、オブザーバーが5カ国、8組織。

9) ハラル認証過程を統合する。

- ・ 国内の関連機関を調和・統合し、効率化を図る。
- ・ 近隣諸国によるハラル認証の売り込みに対し、競争力を高める。

10) ハラル産業に従事する関係機関の調整。

- ・ ハラル産業を全体的に発展させるために、ハラル産業開発公社（HDC）を設立する。
- ・ 農業・農業関連産業省はハラル産業の上流部門（原料の製造、供給を含む）を調整する。
- ・ MITI と MATRADE はハラル製品・サービスの輸出・投資プロモーションを担当する。特に MITI は下流部門の発展・プロモーションを調整、MATRADE はマレーシア製品やサービスに対してハラル基準を売り込む。
- ・ SMIDEC は中小企業の発展に従事する。

11) ハラル産業に従事する組織の能力強化

- ・ JAKIM は認証と監査を行う機関である。
- ・ JAKIM と JAIN の間で監査と認証要件・プロセスを統一化する。
- ・ 国内の大学に「ハラル・サイエンスコース」を設置する。
- ・ 中小企業に対する教育（ハラル遵守要件、製品の選択、パッキング、ラベリング、マーケティング、ブランディングなど）を行う。
- ・ マレーシアがハラル基準と認証の「基準標点」であることを広めるために、外国企業、多国籍企業に対して、コンサルタント業務を提供する。
- ・ JAKIM が国内外においてハラル産業に関して十分なサービスを提供できるよう改善する。

・ハラル産業マスタープラン 1.0（2008~2020年）⁸

2007年に開催された MIHAS で、当時のアブドゥラ首相が「政府は、マレーシアをグローバルなハラル・ハブにするビジョンの達成に向けて、ハラル産業の成長を強化するために全体的な戦略プランを導入した」と発表したマスタープラン。

<ビジョン>

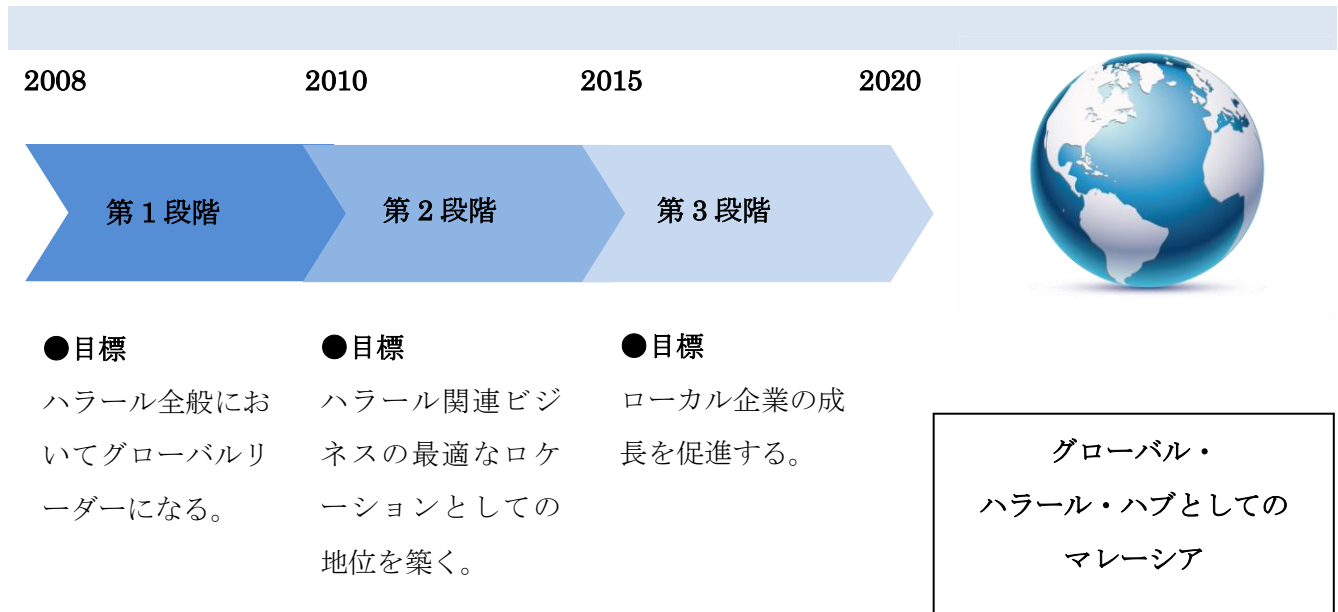
- 世界の正当なハラルの基準センターとなる。
- ハラル関連セクターの新しい制度づくり、生産・貿易において世界のリーダーとなる。

⁸ World Halal Week 2016 Kuala Lumpur 資料

<主要業績目標>

- ① ハラル関連製品の輸出金額 190 億リング
- ② ハラル産業における総雇用者数 30 万人
- ③ 中小企業のハラル輸出業者数 1,600 社

図 2-1 ハラル産業振興のステップ



2-1-1.2. 具体的な施策、実施方法（補助金、税制優遇等）

■ マレーシアのハラル制度の概要⁹

マレーシアにおけるハラル認証の始まりは、1970年代に外資系企業のマレーシア進出等による食品加工技術の高度化がきっかけだとされる。加工食品の普及とともに、原材料や製造過程での中間投入財を把握しきれなくなり、食品のハラル性を確認する手段が必要となった。また、マレーシアはマレー系、中華系、インド系から構成される多民族国家であるため、政府によるマレー系住民を優遇する政策（ブミプトラ政策）からハラル性を国が担保する仕組みとしてハラル制度が制定されたともいわれる。

JAKIM（マレーシア・イスラーム開発局）の局長 Dato' Dr. Sirajuddin によると、政府が初めてハラル認証を行ったのは 1974 年で、「当時国内に流通する牛肉の生産量不足とその品質面から、オーストラリア、ニュージーランド、インド各国から牛肉を

⁹ ジェトロ「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラル調査報告書」2014年5月、「主要国におけるハラル関連制度・市場動向～農林水産物・食品の輸出に向けて～」

輸入せざるを得なかった。そこで輸入にあたり、ハラール認証が必要になり『ハラール証明書¹⁰』を発行した」という。

マレーシア国内で食品、物品、関連サービスの提供において「ハラール」と表示する場合は、2011年取引表示（ハラール認証およびマーク付与）令の表示規定に従って、JAKIM もしくは JAKIM が公認した海外認証機関・団体のハラール認証を取得することが求められる。

<例> JAKIM のハラール認証を取得した食品の表示方法

食品の場合、マークの下にハラール食品のマレーシア基準である「MS1500:2009」とファイル参照番号を入れる。



MS1500: 2009

1059-02/ 2008

マレーシアのハラール認証は、以下に示すマレーシア標準法（Standard of Malaysia Act 1996）を根拠とする一連の Malaysian Standard によってその基準が定められている。一方で、これはハラール製品として製造、販売する場合は順守する必要があるが、マレーシア国内で製造、販売される全ての食品などの製品がハラール製品であるわけではない。マレーシア国内において、非ハラール製品を製造・陳列・販売することは可能である。

表 2-2 マレーシアのハラール認証制度の概要¹¹

ハラールの判定方法	ハラール認証
ハラール認証の対象	食肉および肉関連製品、加工食品、飲料、食品添加物、サプリメント、食品を提供する場（レストラン、ホテルなど）、化粧品、医薬品、医薬用品、トイレタリー製品、革製品、倉庫（冷蔵冷凍倉庫含む）、ターミナル、輸送などのロジスティクスなど。

¹⁰ 当時は認証ロゴではなく、ハラール性を証明するレターが発行された。

¹¹ ジェトロ「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」2014年5月、「主要国におけるハラール関連制度・市場動向～農林水産物・食品の輸出に向けて～」、JAKIM「Malaysia's Halal Certification」資料

ハラール認証機
関
ハラール基準

ロジスティクス分野で重要なポイントは、ハラール製品と非ハラール製品の接触、混合の防止である。

マレーシア・イスラーム開発局 (JAKIM)

マレーシア標準法 (Standard of Malaysia Act 1996) を根拠とする Malaysian Standard

- MS1500:2009 (ハラール食品の製造、調整、取扱いおよび貯蔵に関する一般ガイドライン。改訂第2版)
- MS2200 Par1:2008 (化粧品およびパーソナルケア製品に関する一般ガイドライン)
- MS2400-1:2010 (Halal Toyyiban (ハラール・トイバーン: ハラール (合法) かつ安全であるという、コーランにある考え方) 保証パイプライン。パート1: 商品の輸送/貨物チェーン・サービスの管理システムに関するガイドライン)
- MS2400-2:2010 (Halal Toyyiban 保証パイプライン。パート2: 保管およびその関連業務に関するガイドライン)
- MS2400-3:2010 (Halal Toyyiban 保証パイプライン。パート3: 小売の管理システムに関するガイドライン)
- MS2424:2012 (ハラール医薬品に関する一般ガイドライン)
- MS2200 Part2:2012 (骨、皮、毛皮が原料のイスラミック消費財に関するガイドライン)

認証機関への申
請方法

オンライン (Sistem MYeHALAL) にて申請

<http://apps.halal.gov.my/myehalal/pemohon/index.php>

認証有効期間

2年間

認証費用

以下は2年間の費用

① 国外企業

- ・ASEAN 諸国 : 2,100 リンギ
- ・ASEAN 諸国以外 : 2,100 ドル

※現地監査については、宿泊費・交通費など実費を別途支払わなければならない。

② 国内企業 (登録カテゴリー、会社の規模による)

200~2,000 リンギ

在外企業による 申請	JAKIM に公認された認証機関・団体で認証を取得する必要。
海外の公認認証 機関	41 カ国 67 団体 (2017 年 9 月時点)
日本の公認認証 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教法人日本ムスリム協会 ・ NPO 法人日本ハラール協会 ・ 日本イスラーム文化センター (2017 年 2 月から公認) ・ 日本アジアハラール協会 (2017 年 2 月から公認) ・ 日本ムスリムプロフェッショナル協会 (2017 年 2 月から公認) ・ 日本ハラールユニット協会 (2017 年 2 月から公認)
違反	<p>2011 年取引表示令の規定</p> <p>虚偽のハラール製品：</p> <p>①会社の場合は 500 万リングを超えない罰金。2 回目以降は 1000 万リングを超えない罰金。</p> <p>②個人の場合は 100 万リングを超えない罰金か、3 年を超えない禁固刑、あるいは両方。2 回目以降は 500 万リングを超えない罰金か、5 年を超えない禁固刑、あるいは両方。</p> <p>JAKIM が認定していないハラールマークを表示：</p> <p>①会社の場合は 25 万リングを超えない罰金。2 回目以降は 50 万リングを超えない罰金。</p> <p>②個人の場合は 10 万リングを超えない罰金か、3 年を超えない禁固刑、あるいは両方。2 回目以降は 25 万リングを超えない罰金か、5 年を超えない禁固刑、あるいは両方。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食肉輸入には別途獣医局の許可が必要。 ■ 国外の製造業者の場合は、マレーシアに合弁会社をもつ場合に限る、JAKIM に直接申請できる。その認証費用は国内企業扱いになる¹²。

マレーシアのハラール認証の要件とプロセス

ハラール認証に関する認証要件、プロセス等は、「マレーシア・ハラール手順書 2014」(MPPHM2014 Malaysian Halal Certification Procedure Manual2014) に記述されている

¹² JAKIM 取材により確認。

る。この手順書は 2005 年に発行され、その後 2011 年、14 年に改訂された。以下は、手順書に記載されている認証要件である。

なお、国外で製造する場合は、製造国で JAKIM が公認した海外認証機関・団体のハラール認証の要件に従うという点に留意されたい。

<ハラール認証要件>

「マレーシア・ハラール手順書」は、JAKIM と JAIN（各州のイスラーム教局）、MAIN（各州のイスラーム教評議会）が従っているマレーシア・ハラール認証要件が記載され、マレーシア・ハラール基準、ファトワの決定事項など関連規則同様、重要な手順書として位置づけられている。また、2014 年の改訂版は、「ハラール保証システム¹³」に沿って改訂された。

手順書の内容は、①ハラールの定義、②認証のカテゴリー、③認証条件、④認証要件、⑤カテゴリー別の特別な認証要件（社内の組織・体制など経営者に対する規定や工場等の施設、機械類、食材、食肉処理、衛生に関する規定、貯蔵、輸送、陳列、販売&提供、包装、表示など主に流通担当者に向けた規定など）、⑥申請手続き、⑦認証費用、⑧監査、⑨モニタリングとエンフォースメント、⑩マレーシア・ハラールマークの説明、⑪ハラール認証保持者の責任事項、⑫違反事項などから成る。農場から食卓に至る全ての物およびプロセス、つまりサプライチェーン全体がハラールであることを求めている。

¹³ ハラール保証システム（Halal Assurance System 2011。HAS 2011）：マレーシア国内においてハラール認証を受けた企業に向けて、ハラールの安全を確保するための「ハラール管理システム」を記述したガイドラインである。「マレーシア・ハラール手順書」に記された認証要件等で必要なシステムである。

図 2-2 ハラール認証のフローチャート¹⁴

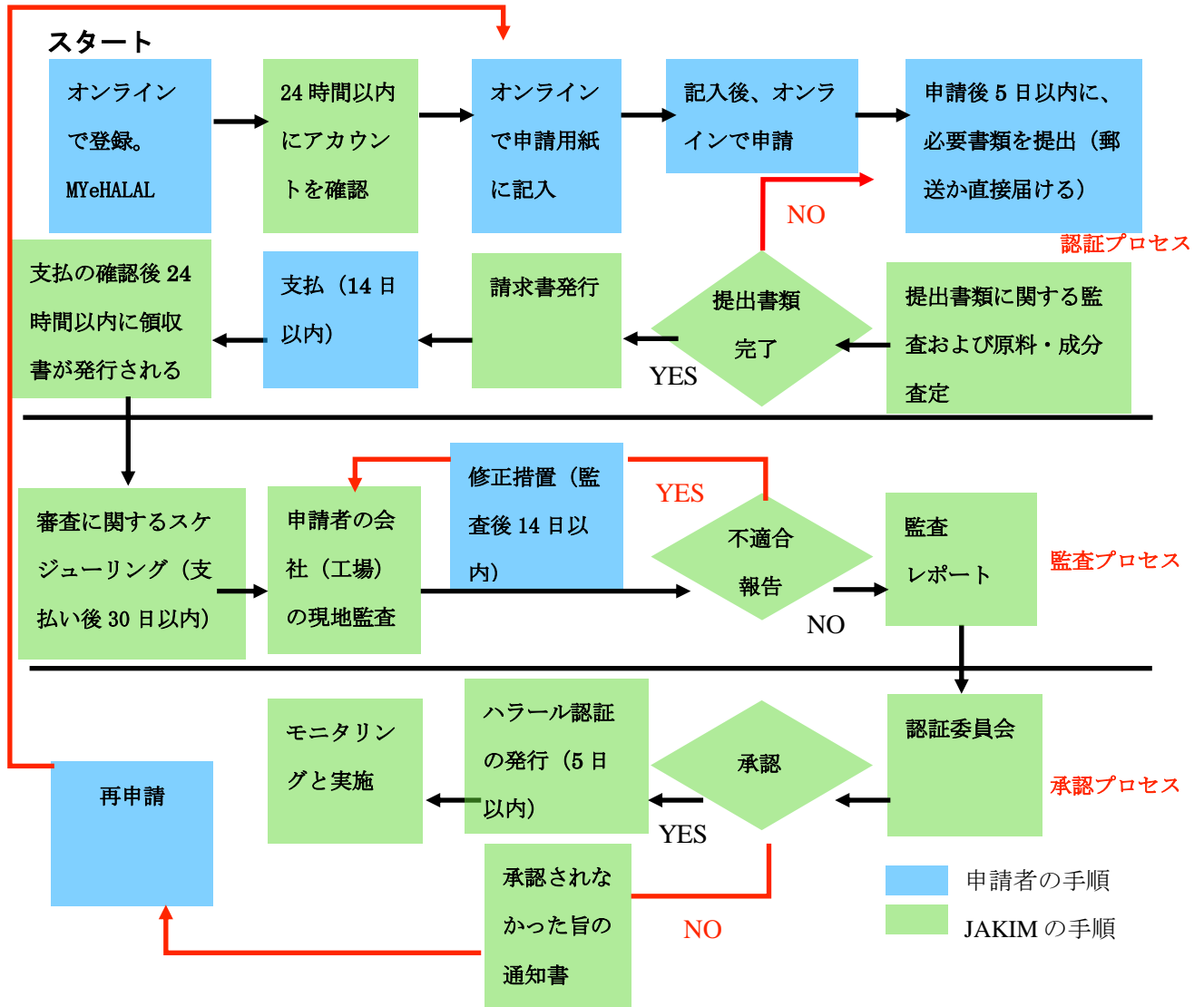


表 2-3 ハラール認証の要件¹⁵

登録のカテゴリー	<ul style="list-style-type: none"> 食品/飲料/サプリメント 食べ物を提供する場所、レストラン、ホテル内のキッチン、ケータリング 消耗品、消費財 化粧品、化粧用品 医薬品 医療機器(Medical Device)←新しくできたカテゴリー
----------	---

¹⁴ JAKIM 「Malaysia's Halal Certification」資料

¹⁵ ジェトロ『マレーシアビジネスガイド』、JAKIM「マレーシア・ハラール手順書 2014」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜場 ・ ロジスティクス
認証要件の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料、成分など ・ 製造工程 ・ パッケージとラベリング ・ 工場 ・ 食事を出す場所 ・ 従業員（労働者） ・ 衛生システム ・ ハラールの記録（書類ファイル） ・ 従業員（労働者）のアメニティと福祉 ・ ハラール・トレーニング ・ 「HAS 2011」に従った監督とモニタリング ・ 礼拝のツール ・ OEM
認証に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要 ・ 会社登記簿 ・ 製品の名前と詳細 ・ 製造業者あるいは原料供給者の会社名と住所 ・ ハラール認証付きの原料あるいは製品の詳細が分かるような重要な成分のハラール・ステータス ・ 梱包資材のタイプ ・ 製造プロセスと手順 ・ HACCP、ISO、GHP、GMP、TQM などの書類 ・ 会社あるいは工場のロケーションマップ
監査と認可・認証	<p>申請手続きの終了後には以下のような監査が入る。</p> <p>① イスラーム法（シャリーア）や技術面の専門家の最低 2 人の監査チームが現場を訪れ監査を行う。原材料、加工、用具、保管方法がハラールに基づいているか、ハラールに関する内部管理、ラベリング、品質保証の状況を確認し、監査報告書にま</p>

	<p>とめられる。</p> <p>②現場でのミーティング。監査報告書のレビュー、現場の監査ののち、最終査定が報告される。</p> <p>③監査人は製品サンプルを「ハラール性」の分析・確認のため持ち帰る場合もある。</p> <p>④サンプリングの分析などの費用の支払い義務。</p> <p>⑤分析は化学局が担当する。</p> <p>⑥再監査は一回に限り、ハラール認証認可委員会の決定に従って行われる。</p> <p>⑦認可・認証。</p> <p>⑧監査報告書に基づく評議。監査報告書は、JAKIMの内部委員会によってレビューされたのち、JAKIMのハラール認証認可委員会に上申される。内部委員会および認可委員会のメンバーは、シャリーアと技術面の専門家（科学者）によって構成される。認可委員会が申請を認可するか否かの最終決定を行う。</p>
<p>認証後の、モニタリングと執行に関する監査</p>	<p>マレーシアのハラール認証取得者は、以下に従わなければならない。MPPHM 2014 などの規則をもとに、事前予告なしに監査は行われる。</p> <p>①定期監査。ロゴの使用、ハラール基準順守など、認証要件に関するコンプライアンスに従っているかどうかを監査する。</p> <p>②執行監査。消費者からの苦情あるいは定期監査後に、JAKIM/MAIN/JAIN と執行エージェントが行う監査。</p> <p>③追跡監査。過去の監査時にハラール認証手続きに従わなかった会社に対する監査。</p> <p>④苦情に対する監査。消費者から苦情があった場合に行われる監査。</p>

カテゴリ別の特別要件（マレーシア国内で認証を取得する場合¹⁶）

① 食品、飲料、サプリメント

MS1500: 2009 の「ハラール食品の製造、調整、取扱いおよび貯蔵に関する一般ガイドライン」、食品法 1983 (ACT281)、食品規則 1985 など関係規則・法令に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。

表 2-4 食品、飲料、サプリメントに関する特別要件

会社規模	特別要件
零細 および 小規模	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低 1 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、食品の製造、取扱部門を担当させる。
中規模 および 多国籍	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低 2 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、食品の製造、取扱部門を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。 ● ハラール・エグゼクティブを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。

② 食べ物を提供する場所（レストラン、ホテルなど）

MS1500: 2009 の「ハラール食品の製造、調整、取扱いおよび貯蔵に関する一般ガイドライン」、食品法 1983 (ACT281)、食品規則 1985 など関係規則・法令に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。

表 2-5 食べ物を提供する場所に関する特別要件

業態	特別要件
レストラン キャンティーン カフェテリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 人のムスリム（マレーシア人）を正社員（スーパーバイザー）として雇用し、キッチン、調理を担当させる。 ● 1 人のムスリムを正社員または契約社員で雇用し、キッチン、調理を担当させる。
レストランチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 全店舗において最低 2 人のムスリムを正社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。キッチンまたは購買部門

¹⁶ 日本国内企業の場合は、日本国内認証団体が定める要件に準じます。

	<p>から 1 人をそのメンバーに含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する
フランチャイズ	<p><フランチャイザー></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての店舗がハラール認証を取っている。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。フランチャイジーを監督するオフィサーをそのメンバーに含める。 ● ハラール・エグゼクティブを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。
	<p><フランチャイジー（3 店舗以上の店を持つ場合）></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全店舗において、1 人のムスリムを正社員または契約社員として雇用し、キッチン、レストラン業務を担当させる。
ホテル(キッチン/レストラン)	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低 2 人のムスリムを正社員または契約社員として雇用し、キッチン、レストラン業務を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。チーフシェフをそのメンバーに含める。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。 ● レストラン、コーヒーハウス、ファンクションルームへ飲食を提供するキッチンがマレーシア・ハラール認証を取っている。
フードコート内のカフェテリア(マネージメント)	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低 1 人のムスリムを正社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。フードコートのテナントをそのメンバーに含める ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。
キオスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低 1 人のムスリムを正社員として雇用し、キオスク業務に就かせる。
ケータリングセントラルキッチン	<p><小規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低 1 人のムスリム（マレーシア人）を正社員または契約社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。
	<p><中・大規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低 2 人のムスリム（マレーシア人）を正社員または契約社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。チーフシェフをそのメン

	<ul style="list-style-type: none"> ● バーに含める。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。
移動店舗(マネージメントまたはセントラルキッチン)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人のムスリム(マレーシア人)を正社員(スーパーバイザー)として雇用し、マネージメント部門の職に就かせる。 ● 最低1人のムスリム(マレーシア人)を正社員または契約社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。
ベーカリー ケーキ・ペーストリー ショップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人のムスリム(マレーシア人)を正社員または契約社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。 ● 最低1人のムスリムを正社員または契約社員として雇用し、キッチン、調理を担当させる。

③ 消耗品、消費財

MS2200:2012 Part2 (骨、皮、毛皮が原料のイスラミック消費財に関するガイドライン)、ファトワの決定事項その他関連ガイドライン、規則に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。

表 2-6 消耗品、消費財に関する特別要件

会社規模	特別要件
零細	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低1人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。
小規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人のムスリム(マレーシア人)を正社員(スーパーバイザー職)として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● <u>最低1人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。
中規模 および 多国籍	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラール・マネージメントシステムをよく理解する<u>最低2人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。 ● ハラール・エグゼクティブを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。

④ 化粧品、パーソナルケア製品

MS2200: 2008 Part1 (化粧品およびパーソナルケア製品に関する一般ガイドライン)、国内医薬管理局 (NPCB) の化粧品の管理と製造のガイドライン、ファトワの決定事項その他関連ガイドライン、規則に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。なお、製品は既に国内医薬管理局に登録し、同局からの承認レターがなければならぬ。

表 2-7 化粧品、パーソナルケア製品に関する特別要件

会社規模	特別要件
零細	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低 1 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。
小規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 人のムスリム (マレーシア人) を正社員 (スーパーバイザー職) として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● <u>最低 1 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。
中規模 および 多国籍	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラール・マネジメントシステムをよく理解する<u>最低 2 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。 ● ハラール・エグゼクティブを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。

⑤ 医薬品

MS2424: 2012 のハラール医薬品に関する一般ガイドライン、医薬監査協同スキーム (PICs)、ファトワの決定事項その他関連ガイドライン、規則に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。なお、製品は既に国内医薬管理局に登録し、同局からの承認レターがなければならぬ。

表 2-8 医薬品に関する特別要件

会社規模	特別要件
零細	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低 1 人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。

小規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人のムスリム（マレーシア人）を正社員（スーパーバイザー職）として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● <u>最低1人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。
中規模 および 多国籍	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラール・マネジメントシステムをよく理解する<u>最低2人</u>のムスリムを正社員として雇用し、製造、製品のハンドリング部門を担当させる。 ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。 ● ハラール・エグゼクティブを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。

⑥ と畜場

「MS1500: 2009」のハラール食品の製造、調整、取扱いおよび貯蔵に関する一般ガイドライン(改訂第2版)」、食品法 1983 (ACT281)、食品規則 1985、食品衛生規則 2009、Animal Rules 1962、Animal Act 1953 (2006 改訂版)、と畜場法（民営）1993、地方自治法 1976 (ACT171)、法律に関する地方評議会(PBT)、ファトワの決定事項その他関連ガイドライン、規則に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。そのほか、施設や、と畜対象がハラールの動物であること、と畜道具、ハンドリング、作業記録の保管などについての特別要件もある。

表 2-9 と畜場に関する特別要件

規模	特別要件
小規模	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>最低1人</u>のムスリムをハラールのチェック担当者として雇用すること（1日鶏 500羽以下の場合は必要なし） ● MAIN/JAIN が認証したと畜認証をもつ最低2人のと畜業務者を正社員として雇用すること。人数はと畜する家畜の数に従う。ハラールのと畜に関する研修に参加すること。
中規模 および 多国籍	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜認証をもつ最低1人のムスリムのハラールチェック担当者を雇用すること。ハラールのと畜に関する研修に参加すること。 ● MAIN/JAIN が認証したと畜認証をもつ最低2人のと畜業務者を正社員として雇用すること。人数はと畜する家畜の数に従う。ハラールのと畜に関する研修に参加すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内に「ハラール委員会」を設ける。ムスリムのハラールチェック担当者またはと畜認証を持つと畜業者をそのメンバーに含める。 ● ハラール・エグゼクティブまたはハラールスーパーバイザーを任命する。 ● HAS2011 に従い、ハラール保証システムを構築する。
--	--

⑦ ロジスティクス

「MS2400-1: 2010 Halalan-Toyyiban 保証パイプライン Part1:」の商品の輸送/貨物チェーン・サービスの管理システムに関するガイドライン、「MS2400-2:2010 Halalan-Toyyiban 保証パイプライン Part 2」の保管およびその関連業務に関するガイドライン、ファクトワの決定事項その他関連ガイドライン、規則に遵守するほか、経営者に対して以下の特別要件が求められる。

表 2-10 ロジスティクスに関する特別要件

業種	特別要件
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラール認証のある倉庫にはハラール製品のみ保管する。 ● 書類システムを確立し、常に更新すること。 ● 製品はカテゴリー別に仕分け、保管する。 ● 規則に従った保管温度で保管するなど体制を整える。 ● 体系だった害虫駆除システムを構築する ● 倉庫には動物や関係者以外の人間が入らないよう体制を整える。 ● ハラール検出システムを機能させる。 ● 関連器具・機械、礼拝室は倉庫内に置かない ● ナジス（血などの汚物）を含む製品が保管されている場合は、正式な清掃プロセスで処理する。 ● 倉庫周辺的环境は衛生スケジュールに従い常に清潔に保つ。
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送する全ての製品がハラールである。 ● 最新の輸送記録を含むハラール検出システムを構築する。 ● 従業員と GHP に関する特別ルールを含むハラール保証システムを構築する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラールが疑わしい輸送機関/コンテナはハラール製品を保管する前に、必ず正式な儀式に従い清掃する。 ● ラール製品を輸送するときは適切な保管温度で管理する。 ● 製品はカテゴリー別に仕分ける。
--	---

カテゴリー別ハラール認証費用

と畜場以外は認証有効期間が2年間のため、2年分の費用を支払う。

表 2-11 カテゴリー別ハラール認証費用

① 製造、ロジスティクス、サービス

規模	年商 (リング)	年間費用 (リング)
零細	30 万未満	100
小規模	30 万以上 1,500 万未満	400
中規模	1,500 万以上 5,000 万未満	700
多国籍	5,000 万以上	1,000

②ホテル

規模	年間費用/キッチン (リング)
3 ツ星以下	200
4 ツ星以上	500

③ケータリング、食品ケータリングサービス、セントラルキッチン

規模	年商 (リング)	年間費用 (リング)
小規模	50 万未満	100
中規模	50 万以上 500 万未満	400
大規模	500 万以上	700

④と畜場

規模	家畜の種類	1日の生産高	年間費用 (リング)
小規模	鶏	1~2,999 羽	100
	山羊/羊	1~499 頭	
	牛/水牛	1~49 頭	

中規模	鶏	3,000～1万羽	400
	山羊／羊	500～700頭	
	牛／水牛	50～100頭	
大規模	鶏	1万羽以上	700
	山羊／羊	700頭以上	
	牛／水牛	100頭以上	

補助金、税制優遇措置については、マレーシアはハラール・ハブ化を目指すために、ハラール産業に投資する企業への優遇措置を推進している。

表 2-12 ハラール認証を受けた企業への優遇措置¹⁷

対象	優遇措置	条件
ハラール食品製造業者	設備投資に対する投資税額控除 (ITA) : 5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で、該当賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越すことが可能。	申請先：マレーシア投資開発庁 (MIDA) 条件： 輸出向けハラール食品製造に出資して、マレーシア・イスラーム開発局(JAKIM)によるハラール認証を既に取得している企業
ハラールパーク経営者	① パイオニア・ステータス： 10年間の法定所得の100%が法人税免除。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除と累積損失は、繰り越して、パイオニア・ステータス期間後の企業の収益から差し引くことができる。 ② 投資税額控除： 5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。こ	申請先：ハラール産業開発公社 (HDC)

¹⁷ MIDA ウェブサイト参照。

	<p>の控除で、各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。</p>	
ハラールパーク内の事業者	<p>① 投資税額控除： 10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。 この控除で、各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越すことが可能。</p> <p>②課税控除： ハラール製品の生産と品質向上のために使われる原材料への輸入税と売上税の控除。</p> <p>③品質システム基準認証の取得費用に対する二重控除： 豚由来に関する食品トレーサビリティなど輸出向け製品が、HACCP、GMP、SSOP(衛生標準作業手順書)などの国際的な品質システムや標準規格認証を取得するために発生した費用に対して、税務計算上の二重控除が与えられる。</p>	<p>申請先：ハラール産業開発公社(HDC)</p> <p>分野： 特殊加工食品、製薬、化粧品、パーソナルケア製品、家畜、食肉製品、ハラール原料</p> <p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最低3人のハラール・コンプライアンス担当者を含む、全従業員の最低15%がハラールの知識が豊富であること。 ● HDCが指定したハラールパーク、およびHDCが認可した冷蔵施設にあること。 ● 配送およびコンサルタント業務に関わっていないこと。 ● 常に規定の品質と、衛生、環境などのガイドラインを遵守していること。 ● 常に全ての法律、規則、および該当するライセンス要件を遵守していること。 ● ハラール製品の信用性判定のために認定研究所の試験を受けるなど、HDCのハラール基準を常に遵守すること。 ● ハラールに関係する新規事業

		であること、およびマレーシアで新しく立ち上げた会社であること。
ハラール・ロジスティクス・オペレーター	<p>①パイオニア・ステータス： 5年間の法定所得の100%が法人税免除。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除と累積損失は、繰り越して、パイオニア・ステータス期間後の企業の収益から差し引くことができる。</p> <p>②投資税額控除： 5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で、該当賦課年度の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越すことが可能。</p>	<p>申請先：ハラール産業開発公社（HDC）</p> <p>条件：</p> <p>①以下を含む統合的なサービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送業 ・倉庫業 ・輸送業 <p>②以下のうち最低一つを含むサービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配送業 ・そのほか関連した付加価値のあるサービスあるいは業務（パレタイジング、製品の組み立て/設置、小分け、パッケージング/再パッケージング、必需品の調達、品質管理、ラベリング/再ラベリング、検査など） ・サプライチェーンの管理 <p>③最低以下の設備（施設）をもっていないなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商用車両：20 ・倉庫：5,000sqm

ハラールパーク

ハラール専用倉庫や、物流インフラ、原材料や梱包材料の生産体制を整え、ハラール産業の振興を促す工業団地。ハラールパークに立地することにより非ハラール製品や材料との接触を避けることができるほか、工業団地内でハラールの原材料等を調達することが容易になる。また、税制上の優遇措置を受けることができるなどのメリットがある¹⁸。

¹⁸財団法人 食品産業センター 『マレーシア Halal 制度の概要』平成 21 年 3 月

2017年9月現在、マレーシア全土に25カ所設置、うちHDCのハラール要件を満たしたハラールパークはハルマス（Halmas）と認定され、現在14カ所、ハラールパークの管理者や入居企業などは免税優遇などの優遇措置を受けている。パーク内に入居する多国籍企業数は34社、中小企業数は22社、雇用者総数7,749人である。

表 2-13 ハルマス・ハラールパークリスト¹⁹

	名称	オペレーター	面積
1	Selangor Halal Hub	Central Spectrum (M) Sdn Bhd	1,000 エーカー
2	PKFZ National Halal Park	PKFZ (M) Sdn Bhd	100 エーカー
3	Melaka Halal Park	Melaka Halal Hub Sdn Bhd	164 エーカー
4	Techpark@enstek	TH Properties Sdn Bhd	480 エーカー
5	POIC Lahad Datu	POIC Sabah Sdn Bhd	272 エーカー
6	Tanjung Manis Halal Food Park	Tg Manis Halal Hub Sdn Bhd	77,000 ヘクタール
7	Penang International Halal Park	PIHH Sdn Bhd	100 エーカー
8	ECER Pasir Mas Halal Park	ECERDC / PKINK	108 エーカー
9	ECER Gambang Halal Park	ECERDC / PKINK	200 エーカー
10	Pedas Halal Park	MIDF Property Berhad	100 エーカー
11	POIC Tanjung Langsat	TPM Technopark Sdn Bhd	280 エーカー
12	PERDA Halal Park	PERDA	100 エーカー
13	Sedenak Industrial Park	TPM Technopark Sdn Bhd	700 エーカー
14	Kota Kinabalu Industrial Park	K.K.I.P Sdn Bhd	8,320 エーカー

2-1-1.3. 体制（各機関・団体の概要、役割）

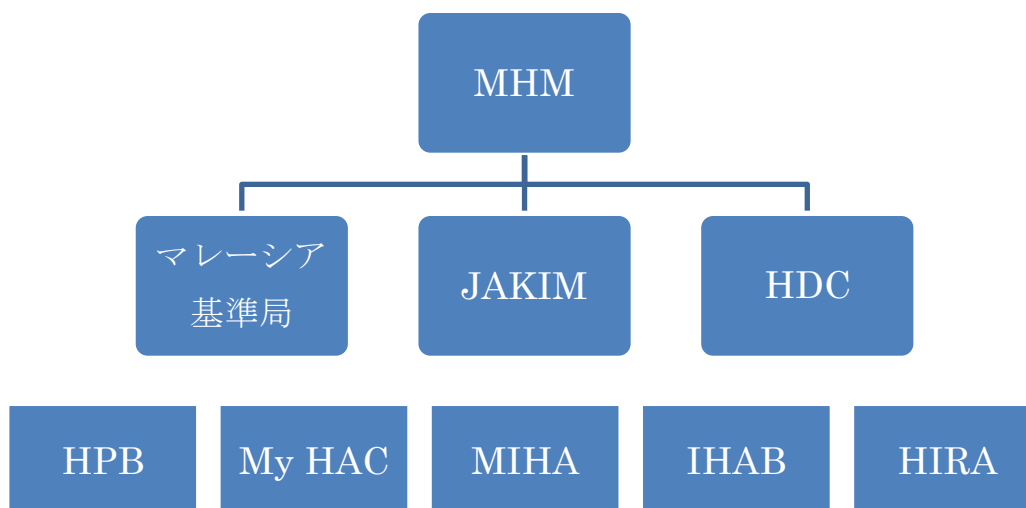
ハラールの振興や監督を行う所轄官庁は以下のとおり。

¹⁹ HDC ウェブサイト

➤ マレーシア・ハラール評議会 (MHM : Malaysia Halal Counsel)

2016年2月11日に首相府直轄としてハラール産業の国際化拡大のためにそのマネジメントと発展を目指して設立された。MHMは「ハラール・リーダー」として位置付けられ、JAKIM、HDC、マレーシア基準局を取りまとめる役割で、その下に5つの委員会を置いている。MHMの発足により、JAKIMはハラール認証の手続きとハラール食品ガイドラインの順守に関する監督・取り締まりに、HDCは国内のハラール産業を国際的な競争力を持つものに発展させることにそれぞれ専念することとなった。

図 2-3 マレーシア・ハラール評議会 (MHM) の組織図



<MHM 下の 5 つの委員会>

① ハラール専門委員会 (HRB : Halal Professional Board)

2017年発足。ハラール研修システムの体制づくりを行う。指定した「研修エージェント」がハラール認証、企業内のハラールエグゼクティブ、ハラールマネージャー、ハラールQA、ハラールQC、ハラール・スーパーバイザー、ハラール監査人の研修を行う。研修エージェントは現在14あり、HDCに加え、USIM (マレーシアイスラーム大学)、UPM (マレーシア大学) などの13の大学が指定されている。2017年9月現在、トレーナーにはISOのエキスパート、日本語、中国語に対応したエキスパートが在籍している。

JAKIMによると、HRBはハラールビジネスを奨励するコンサルタント、ハラールに関するデータベースであり、ハラールビジネスに興味のある中小企業を支援

することが目的としている。中小企業から「ハラールビジネスを始める際、ハラールとハラームの違いをはっきりと理解することができない」という意見が多く、その解決のため設置されたという。ハラール認証取得時に指導が必要な中小企業、ハラール認証取得後も認証取得時の状態を維持し、更新をスムーズに行えるように中小企業を助けるための役割も行う。

- ② マレーシア・ハラール分析センター (MyHAC : Malaysia Halal Analysis Centre)
- ③ マレーシア国際ハラールアカデミー (MIHA : Malaysia International Halal Academy)

国外に向けて、マレーシアのハラール基準や認証要件をもとに技術やスキルを輸出する。オセアニア・ハラールアカデミーなど国外のハラールアカデミーとのパートナーシップ関係を築いている。

- ④ 国際ハラール認証委員会 (IHAB : International Halal Authority Board)
国外の認証機関・団体との関係づくりを行う。
- ⑤ ハラール国際リサーチアカデミー (HIRA : Halal International Research Academy)

2018年発足予定。UPM、UMなどの大学内に設けられるハラールの研究機関を組織化。

- マレーシア・イスラーム開発局 (JAKIM : Department of Islamic Development, Malaysia)

1997年に設立。首相府直轄でマレーシア唯一の公式ハラール認証機関。20の部門から構成される。2009年からはオンラインでの申請受付を開始。JAKIMのウェブサイトからは、ハラール認証のプロセス、申請するための要件や必要書類など最新の情報が確認できる。また、既にハラール認証を取得している企業の詳細、ハラール認証の有効期限なども検索できる。

<主な役割>

- ハラール認証の手続き
- ハラール食品製造者および外食事業者に対し、ハラール認証およびロゴを発行
- ハラール食品ガイドラインの順守に関する監督・取り締まり
- 政策の策定、マネージメント、監査

- ハラール産業開発公社 (HDC : Halal Industry Development Corporation)

2006年9月にMITI (マレーシア通商産業省) の外郭団体として設立。マレーシアのハラール産業を振興する政府直轄組織。ハラール認証を行う JAKIM と役割分担しな

がら、安心・安全なマレーシアのハラール認証の認知と浸透を行うべく、教育と貿易に主体を置いて活動している。ハラール認証制度の枠組みや戦略の策定も HDC の役割の一つである。認証制度の信頼性を高め、マレーシアのハラール製品の競争力強化を図るため、定期的にイスラーム法や商業界の要求を満たすように制度の見直しを行うとともに、効率的な認証プロセスを研究している。ハラール関連企業に対しては、ハラール企画が適正に順守されるよう、各種研修プログラムやワークショップも提供している。

URL: <http://www.hdcglobal.com>

<主な役割>

- ハラール産業の振興
 - ハラール基準、監査・認証手続きの開発、促進
 - ハラール食品製造者および関連サービス事業者の能力開発
 - マレーシアにおけるハラール産業への投資促進
 - マレーシア企業の世界ハラール市場への参入支援
 - マレーシアのハラールブランドの開発、促進、宣伝
 - ハラールおよび関連製品・サービスの概念の普及
 - HALMAS ロゴおよびインセンティブの申請審査
 - 各種研修プログラムや、ハラール製造にかかわる人材育成
 - ハラール・トランスフォーメーション・プログラム (HBT)。ハラール関連会社の競争力を高めるために、ハラール産業で最も評価の高い製造方法や生産・工程・包装の各段階での技術提供、ハラール関連商品の輸入業者・卸業者など関連業者とのマッチングを提供、イスラーム緊急に関するアドバイス
 - テレビなどのメディアを通じた広報
 - 世界ハラール大会 (World Halal Conference: WHC) の開催
 - 国際ハラール見本市 MIHAS、HALFEST の開催
 - ハラールパークの設置
- マレーシア基準局 (Department of Standards Malaysia)
科学・技術・革新省 (MOSTI) の内の組織。ハラール食品 (MS1500) をはじめ、マレーシア基準を発展、更新することで国内のハラール産業を振興する。
- 国際貿易産業省 (MITI : Ministry of International Trade and Industry)
国際的な競争力を高めるために高付加価値のある製品やサービスなどの産業振興を推進。ハラール製品やサービスの輸出、投資を促すための戦略策定と優遇措置の設定を行う。マレーシアのハラール基準が世界のハラール基準のベンチマークとなることを目

標としている。

- マレーシア投資開発庁 (MIDA : Malaysian Investment Development Authority)
製造業およびサービス産業を振興する政府機関。製造ライセンス、税制優遇措置、外国人 (駐在員) 就労枠、原材料・機械の輸入税など諸税の免除など、各種申請の審査を行う。
- マレーシア貿易開発公社 (MATRADE : Malaysia External Trade Development Corporation)
1993年にMITIの外郭団体として設立。マレーシアの製品、半製品の輸出に重点を置いたマレーシアの国際貿易の発展、促進、限定的輸入の支援など。マレーシア産ハラール製品のプロモーション活動を行う。
- マレーシア生産公社 (MPC : Malaysia Productivity Corporation)
2008年にMITIのエージェントとして設立。ハラール基準や認定要件を満たすためのトレーニングやコンサルタント業務を行う。
- マレーシア中小企業公社 (SME Corporation Malaysia)
1996年に発足したSMIDCが2009年にSME Corporationとなる。MITI傘下のエージェント。国内中小企業に対し、ハラール産業にかかわる活動を支援する。
- 国内取引・共同組合・消費者省 (MDTCC : Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism)
国内の流通およびサービスの管理・規制を所轄する。「マレーシアにおける流通取引およびサービスへの外国資本算入に関するガイドライン」の発行。「2011年取引表示法」を含む国内取引および消費者関連の規制を監理。JAKIM および JAIN の協力を得て、ハラールとされている食品が本当にハラールであるかを確認するための監査。
- 獣医局 (DVS : Department of Veterinary Services)
農業・農業関連産業省 (MOAAI : Ministry of Agriculture and Agro-Based Industries) の管轄下にある。ハラールの家畜を含めた家畜全般に関するコンサルテーション。家畜の輸出入管理、取り締まり、健康証の発行。食肉製品への「獣医健康マーク (VHM : Veterinary Health Mark)」ロゴの発行。
- マレーシア農業研究開発機関 (MARDI : Malaysian Agriculture Research and Development)
農業・農業関連産業省管轄下の研究機関。ハラール製品、ハラール食品加工技術、ハラール製品の技術開発を含めた食品・農産物の研究機関。ハラール食品に含む食品に関する研究成果や技術の商業化に協力。
- 化学局 (DOC : Department of Chemistry)

科学・技術・革新省内の組織。ハラール製品の化学分析、トレーサビリティ、DNA 鑑定。

- バイオエコノミー・コーポレーション (Bioeconomy Corporation)
科学・技術・革新省下のバイオテクノロジー産業の発展にかかわるエージェント。R&D、助成金などを通じて、バイオテクノロジー・ベンチャー企業のハラール産業参入サポート。
- 経済計画部 (EPU : Economic Planning Unit)
1961年に発足した首相府内のエージェントで、国家発展計画の立案を練る。ハラール産業マスタープランの達成に向けてサポートを行う。
- スルナイ・コマース (Serunai Commerce)
2017年5月、JAKIM 支援のもと発足。ハラールアプリの開発を行う。アプリは消費者、小売業者向けで、スマートフォンのカメラで商品についているバーコードをスキャンするだけで、その商品がハラールであるかどうか分かる。

上記の関係機関・団体のほかにハラール関連の R&D を行う機関として、以下の大学が指定されている。

- ・マレーシアプトラ大学ハラール製品研究所 (Halal Product Research Institute of UPM)
- ・マレーシア国際イスラーム大学ハラール産業研究所 (Halal Industry Research Centre of IIUM)
- ・マレーシア工科大学ハラール情報科学研究所 (Halal Informatics Research Centre (Holistics), UTM)
- ・MARA 工科大学 (Universiti Teknologi, UiTM)
- ・マレーシア科学大学 (Universiti Sains Malaysia, USM)
- ・マレーシア・イスラーム科学大学 (Universiti Islam Sains Malaysia, USIM)
- ・マレーシア国民大学 (Universiti Kebangsaan Malaysia)

2-1-1.4. 他国・団体との協力・連携 (FTA や個別の連携等)

■ JAKIM と他国・団体との協力・連携

JAKIM では、マレーシア国外から輸入する製品について、2017年9月時点で、世界41カ国の67団体が認証したものを「ハラール製品」として公認している。オーストラリアが最も多く8団体、次いで日本6団体、中国4団体、インドとオランダが各3団体と続く。

2017年2月には、住友商事九州が日本ハラールスタンダード (JHS) との間で、JHUA

が認証した日本国内のハラール食品の輸出窓口を担当する覚書を交わしたと発表した。JHSはJHUAの日本国内での認証サポート企業として設立され、ハラール認証取得に向けたコンサルティングや教育、認証取得後の製品やサービスの輸出入などを手掛ける。住友商事九州はJHSを通じて、ハラール認証を受けた企業がムスリム圏へ認証食品を海外展開する際の輸出業務の窓口として現地の取引先紹介など幅広くサポートを行っていくとする²⁰。

■ FTA およびその他貿易協定

マレーシアは自由貿易協定（FTA）に積極的で、2017年6月時点でマレーシアが締結しているFTAの数は13協定あり、同国の貿易額に占めるFTA締結国の比率は63.0%と、日本の22.5%を大きく上回る²¹。

マレーシア政府が進めるハラール・ハブ化を進めるうえでもFTAをはじめとした各国との貿易協定が重要な役割を果たすと考えられる。2015年に締結したトルコとのFTAではハラール分野での知識や技術を共有していくことが盛り込まれた。マレーシアは東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも意欲を示している。東南アジア諸国連合（ASEAN）に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた合計16カ国が参加する広域自由貿易協定であるRCEPが締結されれば、非イスラーム教国で大きなハラール市場であるインド（ムスリム人口：推定1億4,000万人）、中国（同4,000人）などでビジネスチャンスが広がると期待されている²²。

■ HDC がハブ化に向けて進める MOU

・ ドバイのハラール市場基盤整備で合意

HDCとドバイ・エアポート・フリー・ゾーン庁（DAFZA）は、ドバイでハラール市場インフラ整備を行うMOU（覚書）を交わした。両者では、マレーシアのハラール製品、サービスのブランディングやマーケティングに取り組むほか、世界市場に参入するために知識の共有や貿易連携を図る共同作業委員会を設立する。この戦略的パートナーシップはアジアと中東間の円滑で生産性の高い貿易を促進するうえで不可欠なものだとしている²³。

²⁰ 住友商事ウェブサイト

²¹ ジェトロ「世界貿易投資報告2017年度版」

²² HDC「ハラール市場とその展望」

²³ DAFZA Media Center（2016年1月15日付）

・ 中国と港湾整備で提携

HDC は中国の港湾および工業団地がハラール基準を満たしていることを保障するため、Weifang Sime Darby Port (WSD) と業務提携を行う覚書を交わした。WSD はマレーシアを拠点にプランテーション、不動産、産業機器、モーター、物流事業などを展開する Sime Darby の中国子会社。HDC は WSD にトレーニングとコンサルティングサービスを提供する。マレーシアのハラール製品をムスリムの住人が多い中国の北部、西部に流通させるだけでなく、中国政府が進める「一带一路構想」に参入することによって近隣諸国市場を開拓し、ハラール輸出を拡大することができると期待する²⁴。

・ サウジアラビアと戦略的パートナーシップ

HDC 最高責任者の Dato' Seri Jamil Bidin 氏は、HDC がサウジアラビアとの間でハラール産業の戦略的パートナーシップを完全なものにすると明らかにした。同氏によると、HDC は既にサウジアラビアとの間でハラール貿易を拡大する MOU を締結しているが、現時点ではマレーシアがハラール製品、サービスを輸出する取り組みのみに重点が置かれている。今後はサウジアラビアへの投資も検討し、サウジアラビアとの関係を中東地域に浸透させ、新市場開拓を目指す²⁵。

2-1-2. 政策に対する評価

世界には現在、17 億人のムスリムがおり、その市場規模は全体で 1.9 兆米ドル（うち、食品は 1.17 兆米ドル）であると推算されている²⁶。ムスリムは非ハラール製品を買わないこと、また、国によっては非ハラール製品の輸入も認めないことから、企業がこの巨大な市場を獲得するためには自社製品のハラール認証を取得することが戦略の一つといえる。しかし、各国のハラール基準および審査の方法などは統一されておらず、ある国でハラール認証を受けた製品がほかの国では非ハラールとされた事例も少なくない。また、多くの国においてハラール基準および審査方法は宗教的な背景の理解を必要とするため、非イスラーム住民が多い国の企業にとっては理解しがたいと感じられている。

この中でマレーシアは多民族国家であること 1 人当たりの GDP が 2016 年時点で 9,502 ド

²⁴ The Sun (2017 年 7 月 25 日付)

²⁵ The Malaysian Reserve (2017 年 8 月 18 日付)

²⁶ トムソン・ロイター「State of the Global Islamic Economy Report 2016/17 Report」

ルに達するなど、経済発展を遂げていること、マレーシアのハラール基準が国家基準であり、明文化されているものが多いことなどから、比較的非イスラーム文化圏の企業にも理解されやすいと考えられている。また、マレーシアは、社会システム、行政システムが整備されており、イスラーム教国の中ではリベラルな政治体制で、近代的な経済・社会システムを有する。従って、イスラーム市場を狙う非イスラーム文化圏企業が、マレーシアを投資・工場立地の対象地とすることにメリットを見いだすことができる、としてマレーシアはハラール産業促進政策をテコに、外国投資を誘致し、自国の経済発展につなげることができると考えている。

2-1-2-1. 成果と課題

■ ハラール産業マスタープラン 1.0 の目標達成率

MITI が 2017 年 7 月に発表した「ハラール産業のステータス」によると、ハラール産業マスタープラン 1.0 で掲げられた 2020 年までの主要業績目標(KPI) のうち、輸出金額においては 2015 年時点で 420 億リングと既に目標を達成した。他方、ハラール産業に従事する雇用者数と中小企業の輸出業者数に関しては、まだ達成されていない。雇用者数は 2014 年から 15 年にかけて 1 万 2,000 人増、中小企業の輸出業者数は同 1 年間で 150 社増である。

HDC の統計によると、ハラール製品の輸出金額は 2011 年に目標額の 190 億リングを達成した。2015 年の分野別輸出金額をみると、食品が半数を占める。国別では、中国が全体の約 12%を占め第 1 位、次いでシンガポール、米国と続いた。

図 2-4 ハラル製品輸出金額の推移

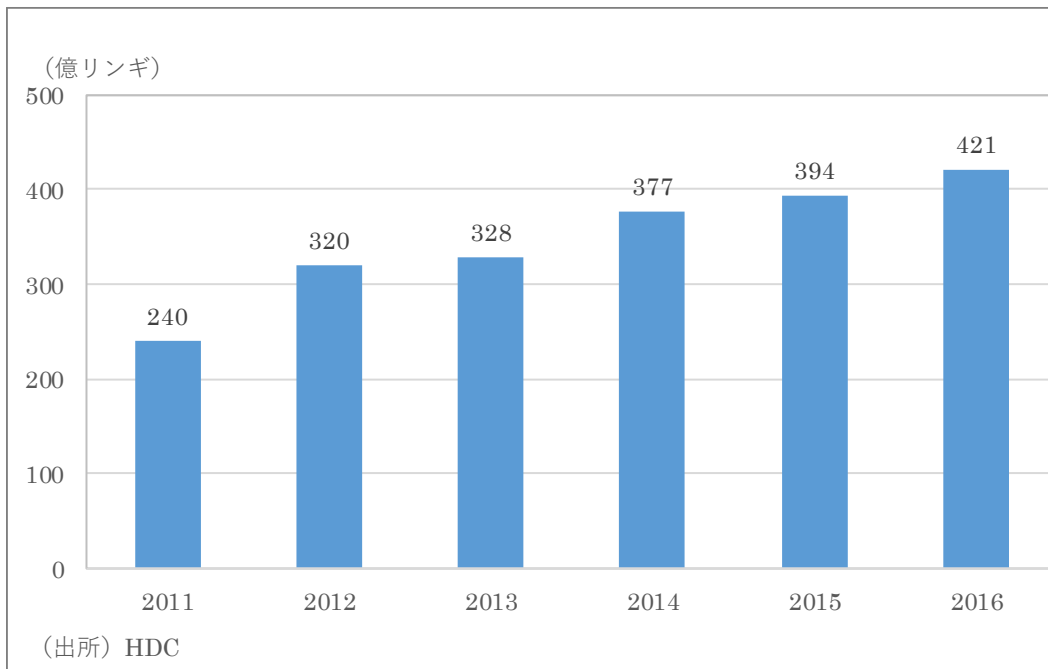


図 2-5 品目別輸出金額 (2016 年)

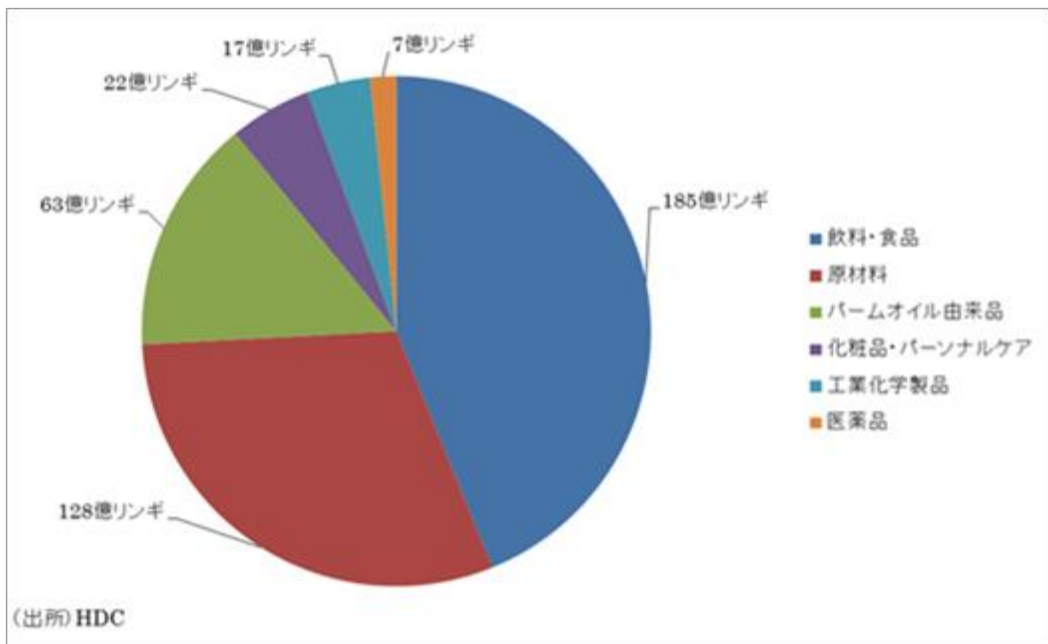


表 2-14 国別輸出先上位 10 カ国

国名	2015 年	2014 年
1. 中国	48	46
2. シンガポール	39	36
3. 米国	29	34
4. インドネシア	25	23
5. 日本	22	22
6. タイ	18	17(7)
7. オーストラリア	17	13(10)
8. フィリピン	16	—
9. オランダ	14	21(6)
10. インド	14	16(8)

(注 1) 単位：億リング

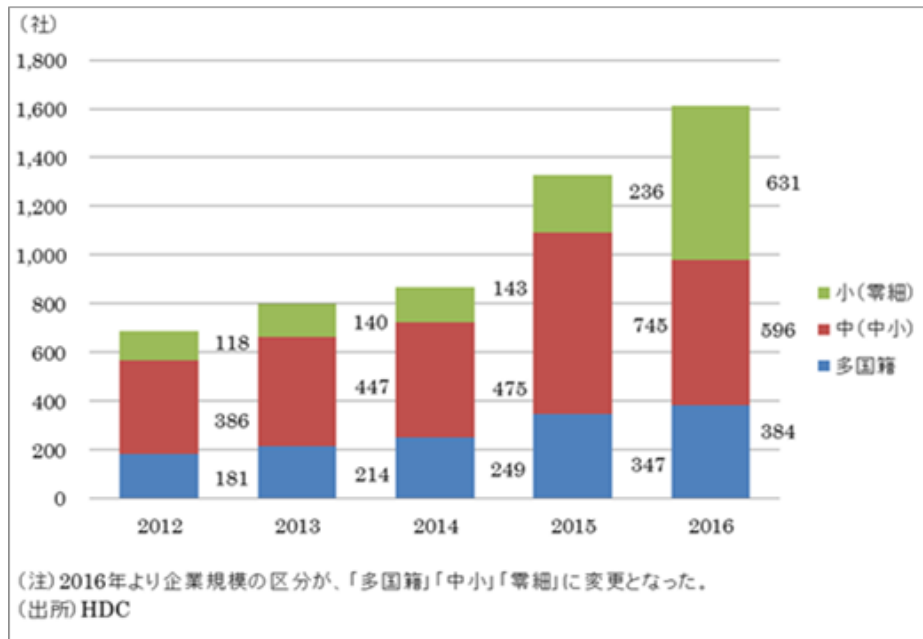
(注 2) カッコ内は順位。2014 年には韓国が 14 億リングで 9 位だった。

(出所) HDC

ハラール認証を受けた企業数をみると、2015 年は 5,726 社と堅調に増加している。そのうち、輸出業者数は 1,328 社で、中小企業は 981 社である。中小企業の輸出業者数の前年比伸び率は、2013 年から 16.5%、5.3%、58.7%と、特に 2015 年は大幅に増加した。

一方、目標達成率は約 6 割にとどまっており、課題が残る。しかし、2006 年に発表された IMP3 の中でも、中小企業への支援策として「ハラール製品の研究開発と製造開発(R&D)の向上、製品の販路拡大」「HACCP、GMP、GHP などの基準を遵守させるプログラム」を挙げている。マレーシア・ハラール評議会 MHM 下に設けられた「ハラール専門委員会 (HRB)」が担当する研修制度や、2018 年スタートするリサーチアカデミー-HIRA の貢献が期待されている。

図 2-6 ハラル認証を受けた輸出業者数の推移（規模別）



- トムソン・ロイター「State of Global Islamic Economy Report 2016/17」に見る評価
Global Islamic Economy Indicator（GIE 指標）とは、トムソン・ロイターが公表しているイスラーム経済の発展度合や持続性を測る独自の指標で、イスラーム経済の6つの主要分野（ハラル食品、イスラーム金融、ハラル観光、イスラームファッション、メディアおよび娯楽、医薬品および化粧品）について各国の状況を点数化している。同指標のランキングによると、マレーシアは UAE を 60 ポイントリードし、5 年連続第 1 位となった（表 2-15 参照）。主な要因はイスラーム金融において、アセットベース、先進的な管理（統制）など高い実績がみられたことにあるが、ハラル食品指標は 5 位に、ハラル観光と医薬品、化粧品指標では 2 位と、ハラル関連項目においても上位を占めた。

表 2-15 GIE²⁷指標上位 10 カ国

国名	
1 位	マレーシア
2 位	UAE
3 位	サウジアラビア
4 位	バーレーン
5 位	オマーン
6 位	パキスタン
7 位	カタール
8 位	クウェート
9 位	ブルネイ
10 位	ヨルダン

(出所) トムソン・ロイター “State of Global Islamic Economy Report 2017/18”

表 2-16 GIE 指標における各分野での上位 10 カ国

	ハラール食 品	イスラーム 金融	ハラール観 光	イスラーム ファッション	ハラールメ ディア、娛 楽	ハラール 医薬品、 化粧品
1 位	マレーシア	マレーシア	マレーシア	UAE	UAE	UAE
2 位	UAE	バーレーン	UAE	トルコ	シンガポール	シンガポール
3 位	ブラジル	UAE	トルコ	イタリア	カタール	マレーシア
4 位	オーストラリア	サウジアラビア	インドネシア	シンガポール	マレーシア	エジプト
5 位	パキスタン	オマーン	タイ	フランス	英国	パキスタン
6 位	オマーン	クウェート	サウジアラビア	中国	レバノン	ヨルダン
7 位	ブルネイ	パキスタン	チュニジア	マレーシア	ドイツ	サウジアラビア
8 位	シンガポール	カタール	モルディブ	インド	オマーン	インドネシア
9 位	スーダン	イラン	カタール	スリランカ	バーレーン	フランス
10 位	サウジアラビア	インドネシア	ヨルダン	モロッコ	フランス	オマーン

(出所) 表 2-15 に同じ

① ハラル食品

- ・ 「ハラル食品ハブ」はいくつかの国々で、ハラル食品製造業者の集積を目的に、免税経済地区として設置されている。マレーシアでは、バイオ産業に関するハラル研究と発展のために、Umland (United Malayan Land) とジョホール州政府が、バイオ・ハラル集積工業団地 の設置に着手すると発表した。

② ハラル観光

- ・ 充実したムスリム向けのインバウンドと、ハラル・テーマパークなどムスリムが旅行で楽しめる場所として認知されてきたこと、ハラル製品の生産、サービスの提供と消費といったいわゆるハラル・エコシステムが発展し、UAE を抜いてマレーシアが 1 位となった。
- ・ マレーシアのラヤニ航空 (Rayani Air) はパイロットたちのストライキなどの理由から、2016 年 4 月からハラルオペレーション認証が保留となった (同航空はマレーシア初、世界でも 4 番目のイスラーム法に準拠する航空会社として知られていた)。
- ・ マレーシアの Air Riths 社経営のワクフ航空 (Waqf Airlines) は、2016 年にスタートした巡礼者用のイスラーム法に準拠する航空会社 (ワクフとは「慈善」の意)。

③ ハラル医薬品、化粧品

- ・ 2016 年のムスリム向けの医薬品市場規模は、830 億ドルで、米国 (3,920 億ドル)、中国 (1,170 億ドル)、日本 (1,160 億ドル) の各国の市場規模に次いで大きい。イスラーム教徒向けの医薬品市場は、2016 年以降年率 8% で成長し、2022 年には 1,320 億ドルに上ると予測されている。

2-1-2-2. 今後の方向性

■ ハラル産業マスタープラン 2.0 (Halal Industry master Plan 2.0 2018~2030 年)

「マスタープラン 1.0」に代わり、2017 年内に公式発表される新マスタープラン。その背景には 2008 年から 10 年間の間にグローバルな動きが活性化したこと、既に「マレーシアがグローバルなハラルリーダーとなる」という目標を達成したことを挙げている。

2017 年 9 月 11 日、HDC 主催で「Dialogue Perdana industry Halal 2017」が開かれ、

マレーシアのハラール産業のステークホルダー、NGO、アカデミック有識者、公務員など産学官から 1,000 人を招いて、ハラール産業の現状と方向性についての対話もたれ、ハラール産業マスタープラン 2.0 が示唆された。

2-1-3. その他

2-1-3-1. 日本関連の取り組み状況

① JAKIM 公認団体が 6 団体に

JAKIM は 2017 年 2 月 6 日、日本の 4 団体に同局の認証を与える授与式を行った。これにより、従来の JAKIM 相互認証機関は日本ムスリム協会(JMA)、日本ハラール協会(JHA)の 2 団体のみだったが、一般社団法人日本ハラールユニット協会 (JHUA)、宗教学法人日本イスラーム文化センター(JIT)、一般社団法人ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会(MPJA)、NPO 法人日本アジアハラール協会(NAHA)の 4 団体が新たに加わり、これら団体によるハラール認証品も、マレーシアでハラール製品として流通を認められることになった。

② 東京オリンピックに向けた取り組み

2016 年 11 月、ナジブ首相は 2020 年の東京オリンピックを見据え、日本でのハラール製品の質を維持し、ハラール産業発展のアドバイザーとなることを発表²⁸。マレーシアと日本は 2017 年 8 月 29 日、2020 年に開催される東京オリンピックで、マレーシア国内のハラール商品・食品の輸出業者および輸出企業が他国に比べ優先的に輸出することに関する MOC (協力覚書) を締結した。

2-1-3-2. 日本企業以外との取り組み状況

① アリババ・グループ (阿里巴巴集団)

マレーシア政府は中国のアリババ・グループ (阿里巴巴集団) の創業者である馬雲 (ジャック・マー) 会長を政府のデジタルエコノミーの顧問に指名し、ハラール産業の発展に寄与すると期待している。HDC 最高責任者 Dato' Seri Jamil Bidin 氏は、馬会長は 2018 年 3 月にマレーシアを訪問する予定があり、ハラール分野での協力に向けマレーシア政府が働きかけをすとの見込みを示した。HDC は、ハラール産業に関する政策や法律、海外市場への進出、ハラール企業の発展、ブミプトラ企業の発展、人材開発、

²⁸ New Strait Times (2016 年 11 月 17 日付)

ブランドの構築、プロモーションに注力すると述べている²⁹。

② ネスレマレーシア

ネスレマレーシアは「ハラール製品」の生産高においてネスレグループの中で最も大きく、かつマレーシアのハラール産業政策に影響を与え、貢献してきた代表的企業である。社内でのハラールに関する取り組みはマレーシアに進出した 1970 年代からスタートし、1980 年には「ハラール委員会」を設立、92 年には品質管理、研究開発、販売部門において独自のハラール対応方針を策定、実践した。JAKIM の前身であるイスラーム局 BAHEIS にハラールマークの必要性を提案したのは同社である。94 年に BAHEIS がハラールロゴを制定したと同時に、全商品にハラール認証を取得した。さらに食品のハラール基準である MS1500:2000、物流のハラール基準 MS2400 の策定にも関わってきた。現在マレーシア国内 8 カ所に工場を操業し、300～500 種類の商品を世界 51 カ国に輸出している。HDC との連携も強く、年に 4 回、中小企業を対象とした研修を行っている。MHM 下に新しくできたハラール研修システムの体制づくりを担う「ハラール専門委員会 HRB」の「研修エージェント」にも指定されている。

2-1-4. まとめ

2-1-4-1. ハブ化を狙う動き

- ・ マレーシアは世界に先駆けてハラール認証制度を成文化し、ハラール・ハブ化を進めてきた国である。2006 年に発表された IMP3 では、その第 21 章で明確に、ハラール基準をテコにした経済成長を図ることを目的として、「国際的なハラール・ハブ化に向けた 11 の推進戦略」を掲げ、その戦略を実践する役割を担う＝ハラール・ハブ化を促進する政府直轄組織・ハラール産業開発公社（HDC）を設立した。
- ・ ハラール製造業者を国内外から誘致するために免税などの優遇措置のあるハラール専用工業団地ハラールパークを建設するなど、ハラールインフラを整備した。現在、その数は全国 25 カ所、56 の企業（うち多国籍企業は 34 社）が入居し、約 7,800 人の雇用を生んでいる。
- ・ マレーシアのハラール認証機関（JAKIM）が海外の認証機関・団体と相互認証を結んだ数は、現在、41 カ国 67 団体にのぼる。
- ・ IMP3 で掲げられた 11 の戦略について、現状にあてはめてみると、ローカル中小企業

²⁹ The Star (2017 年 1 月 13 日付)

(主にブミプトラ企業)の育成以外は、ほぼ達成、あるいは進行中である。

- ・ 2016年に発表された第11次マレーシア計画(2016年~20年)では、「統合」と「イノベーション」に重きを置いた「ハラールの統合性に向けた基準センター、イノベーション、製造、貿易の中心地になること」を目標に掲げた。続いて2017年9月、HDC主催で開催された「Dialogue Perdana industry Halal 2017」で、副首相 Dato' Seri Dr. Ahmad Zahid Hamidi氏は、「ハラール産業マスタープラン 1.0 (2008~2020年)」の目標は、ほぼ達成されたこと、そして同プランは10年前に策定されたプランのため、新しいプランが必要になったことを理由に挙げ、2018年からの「ハラール産業マスタープラン 2.0 (2018~2030年)の導入を示唆した。またHDC最高責任者 Dato' Seri Jamil Bidin氏は、「今後はハラール産業に参入するローカル企業の育成とエコシステムを確立したい」と語った。同集会では以下のテーマについて「会話セッション」が設けられ、これらテーマがマスタープラン 2.0に反映されると思われる。
- ・ このような世界のイスラーム教国にみられる「ハラール・ハブ化動向」について、JAKIMとHDCに聞いたところ、両者とも「世界のイスラーム教国は何らかの形でハラール制度があるが、各国の社会、習慣の違いから、ハラールに対する考え方、ハラール基準の内容は国により差異がある。そのような状況でハラール基準を統一化することは容易ではない。違いはあって当然である。私たちは、各国それぞれの違いを認め、調和を図ろうとしている」と見解を述べた。
- ・ これらの発言から、現在マレーシアが目指しているのは、自国の経済成長を狙った「ハブ化」ではあるものの、他国との「覇権争い」には主眼を置かず、「調和」を目指した路線に変更していると考えられる。「マレーシア・ハラール・エコシステム」を構築・実践しながら、「世界のハラール・エコシステム」の構築につなげることである。MHMの設立目的は、MHMを頂点にした、JAKIM、HDC、マレーシア基準局と、HPB、MyHAC、MIHA、IHAB、HIRAなどを統合し、各機関・委員会の多種多様な関係者(企業、研究機関、政府等)が補完関係を保ちながら活動し、域内、世界との経済交流・連携の中でイノベーションを創出していくことが目指される。
- ・ マレーシアでは現在、若いハラール・プロフェッショナルとハラール実業家の育成、ハラール・サイエンスに関する研究とプログラムの発展に力を入れている。

2-1-4-2. ハラール基準・認証の「厳格化」の動向

- 「ハラール認証表示」および「ハラール保証システム」遵守義務化³⁰

³⁰ デロイト・トーマツ「世界のハラール認証の動向は？ 認証統一化のかけ声はあるが」2014年

- ・ マレーシアでの厳格化動向について、一つは 2013 年 1 月 1 日から実施された「ハラール認証表示」の厳格化が挙げられる。マレーシア国内で食品、物品、関連サービスの提供において「ハラール」と表示する場合は、2011 年取引表示（ハラール認証およびマーク付与）令の表示規定に従って、JAKIM もしくは JAKIM が公認した海外認証機関のハラール認証を取得することが求められた。違反した場合には、「取引表示法違反」となり、罰金または禁固刑が科される。この背景には、「ハラール」と表示しながら、実は非ハラールの成分が含まれていたというケースが増加したことによるといわれる。
- ・ 二つ目は、「マレーシア・ハラール手順書 2014」に従った、2016 年からの「ハラール保証システム」遵守の義務化である。同システムが義務化されたことにより、ハラール認証を取得した企業に対して、ハラール管理者（ハラール・エグゼクティブ）を任命し、社内に「ハラール委員会」を設立することが、特別要件として課せられた。ただし、微小（マクロ）・小規模の会社においては、ハラール委員会を設立する必要はないがムスリムの正社員を雇用しなければならない。

■ 認証取得期間は長期化傾向

- ・ JAKIM 局長の Dato' Dr. Sirajuddin 氏は「ハラール基準・認証は厳格化傾向にあるのか」との問いに対し、「厳格化ではなく、遵守の徹底化である。ハラール認証については、必要要件さえ満たせば、取得に至るまでの期間は以前より短縮できている。更新についても現在、多国籍企業の場合は 3 日間できる」と語った。
- ・ 一方で企業側からは、認証取得にあたり以前より時間がかかっているとの指摘もある。先の日系製造業者 A 社によると、2010 年、初めて認証申請をした時は通常 3 カ月で取得できると聞いていたが、1 カ月で取得できた。しかし、更新については書類審査などに時間がかかり、2~3 カ月ほどかかったという。そのためその後は 6 カ月前から更新の準備に取り掛かっている。ハラール保証システムについては、ハラールには Thoiyyib（身体によいものという意味）という概念があり、GMP と共通する面がある。ゆえに、同社は GMP をベースにして、ハラール製品製造システムを確立しているという。
- ・ JAKIM 局長は「多くの日系企業は、ISO、HACCP、GMP などを取得しているので、ハラール認証も取得しやすいのではないか。問題は、イスラーム教をもとにする点について理解しているかどうかだ。非イスラーム教国にとっては、その観点で『ハラール』を理解することは難しいようだ」とする。2017 年に発足した MHM 傘下の HPB は、ハラールを正しく理解し実行するための研修プログラムの策定とトレーナーの養成を始めている。

2-2. 最近の制度変更：2015年以降の主な制度変更

(1) 変更された項目・箇所および具体的な変更点

■ 「ハラール保証システム」の導入

前述のA社によると、同保証システムは2015年にスタートした。これはハラール要件にGMP、HACCPの要件が組み込まれた内容で、ハラール認証を受けた企業が遵守しなければならない項目が記載されている。同社では、同保証システムに従って、社内に「ハラール委員会」を設立した。同委員会はハラール・エグゼクティブ、製造工程に関わるスタッフ、QCスタッフ、H&Rスタッフ、R&Dスタッフ、購買スタッフ、管理部門のマネージャーから構成される。年に1回、州イスラーム教局から派遣されるトレーナーのもと、研修を受けなければならない。研修費用は2日間で7,000リンギである。

■ 国外企業でも国内企業とパートナーシップを組めば、国内企業待遇になる（ジョイントベンチャーポリシー）

JAKIMとのインタビューによると、国外企業、例えば国外の食品製造業者が自社製品のハラール認証を取得する際、その認証費用は「アセアン諸国以外」に該当し2年間で2,100米ドルがかかる。しかしマレーシア国内企業と代理店契約を結ぶなどパートナーシップを組み、その国内企業がハラール認証を申請すれば「国内」企業扱いになり、2年間で200～2,000リンギの認証費用で済む。「コルゲートはタイの工場で生産した製品をマレーシアで流通させていたが、ハラール認証取得にあたり、マレーシア企業と合弁して認証を取得した」という。

■ 新たなハラールに関するマレーシア基準MS（マレーシアスタンダード）の変更³¹

2015年にMITIより発表されたMSでは、ハラールに関すると思われる項目は以下の点に変更された。

① MS2594:2015 Halal chemicals for use in potable water treatment（飲料水処理に使用するハラール化学品）

飲料水処理に使用するハラール化学品についてのガイドライン。ムスリムの正社員の雇用などの体制、ハラール化学品製造施設に対する要件（イスラーム法に基づく洗浄を含む）、原材料、梱包、ラベリングなどについて規定している。

② MS2610:2015 Muslim friendly hospitality services（ムスリムフレンドリー・ホスピタリティサービス）ムスリム旅行者向けに宿泊施設、パッケージツアー、ツアー

³¹ Malaysian Standards Online, <https://www.msonline.gov.my/default.php>

ーガイドを提供する旅行業者(または個人)に対するガイドライン。従業員や研修、宿泊施設における必要設備、清掃方法、飲食サービス、礼拝所、ツアーに含んではいけないアクティビティなどを規定している。

(2) 日本企業への影響

2017年からJAKIMが公認した日本のハラール認証団体が6団体に増えたこと、また、MHM傘下でスタートしたHPBにより、ハラールビジネスの情報やハラール認証取得要件・手続きなどの情報が得やすくなり、研修なども受けられることから、従来に比べより確実な認証取得やハラール関連ビジネスへの参入が可能になるといえるだろう。また2017年に牛肉のマレーシアへの輸出が可能になった。これは輸出のみならず、2020年開催の東京オリンピック時のムスリム観光客へハラール牛肉を提供できるなど、プラスの影響が予測される。

「国外企業でも国内企業とパートナーシップを組めば、国内企業待遇になる」という点も、日本国内製造業者にとっては、認証手続きの手間や経費を削減しながら、JAKIMのハラール認証が取得できる選択肢が増えることになる。

3. インドネシア

3-1. インドネシアにおけるハラール産業政策

3-1-1. 政策の概要

3-1-1-1. はじめに

2014年10月17日に「ハラール製品保証に関するインドネシア共和国法2014年33号」（以下、ハラール製品保証法）が法制化され、インドネシアにおけるハラール認証は、宗教省大臣の直下に置かれる「ハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Hala:BPJPH）にゆだねられることになった。これにより、これまでインドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia : MUI）が行っていたハラール認証の権限は、BPJPHに移管される。

BPJPHは、2017年10月にルクマン・ハキム宗教大臣出席のもと発足式を行った。ただし、「ハラール製品保証法」の実施細則に当たる政令は未だ出ていない。2017年11月にジエトロがBPJPHスコソ長官と面談した際、同氏は2017年中に実施細則を出せる準備を進めていると語った。MUIからBPJPHへの業務移管は今後の作業となる。

面談でスコソ氏は、「実施細則発表後、3年以内に食品・飲料、5年以内に医薬品、化粧品、化学製品等がハラール製品保証法に対応をすればよい。2019年10月までに全ての製品が対応する必要はない」と発言した。日系企業が懸念している猶予期間の確保については、「ハラール製品保証法」に記載されている2019年10月までよりは長くなる予定である。またハラール製品に関するポジティブリスト、新たなハラールマーク作成も準備しているとの発言があった。詳細は、実施細則の発表を待つ必要がある。



写真3-1 BPJPH外観

3-1-1-2. 理念／目標／目的

「ハラール製品保証法」に記載されている解説によると、「ハラール製品保証」とは、「イスラーム教徒の保護を目的とすることを意味し、各信仰者が宗教的行為を行い宗教の教えを行うことを保証するために、国は、国民が消費し、利用する製品のハラール性の保護および保証を行わなければならない」とする。

また、ハラール製品に関する保証は、「保護、公正、法的確実性、説明責任および透明性、効果および効率ならびにプロフェッショナリズムの原則に基づき行われるべき」であり、その目的は、ハラール製品の消費および利用に際し、国民に快適、安全、安心および供給の確実性を提供し、ハラール製品の生産および販売を行う事業者にとっての付加価値を高めることであるとしている。

この法案ができた背景としては、食品、医薬品および化粧品分野の科学技術の進歩が非常に急速であり、もともとはシンプルで自然のものであった食品、飲料、化粧品、医薬品およびその他の製品の原料の加工や利用が、理工学的な成果物としての原料の加工や利用へとシフトしてきたことに影響を受けている。科学技術の発展により高次化した製品の加工によって、故意であれそうでなかれ、ハラールなものとハラームなものが混ざる可能性が高まることとなった。このため、製品のハラール性および神聖性について把握するためには、食品、化学、産業技術、生物学および薬学等の多方面の知識とともに、イスラーム法に関する理解が求められる特別な検証が必要となる。

これに加え、インドネシア国内に流通している製品の全てにハラール性が保証されているわけではないという現実がある。また、ハラール製品規制に関連する各種法令はイスラーム教徒にとっての法的な確実性および保証を与えるものにはまだなっていない。そのため、国民が使用する食品、飲料、医薬品、化粧品、化学品、および遺伝子組換え製品に関連する物品またはサービスを含む製品をカバーしたハラール製品保証に関する規制を、包括的に一つの法律で定める必要があり、「ハラール製品保証法」が法制化された。

3-1-1-3. 具体的な施策、実施方法（補助金、税制優遇等）

具体的な施策は、ハラール製品保証法の実施細則に当たる政令に記される予定であり、ハラール製品保証法第65条には「本法の実施規則は本法の公布後2年以内に制定されなければならない」と記載があるが、公布後3年を経た2017年10月現在発表されていない。同年11月、JETROがBPJPH スコソ長官と面談を実施した際、同氏は、2017年中に実施細則を出せる準備を進めていると語った。



写真3-2 BPJPH スコソ長官

補助金等の情報についても2017年10月現在発表はないが、インドネシアで現在のところ政府から唯一認められているハラール認証機関であるインドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所 (LPPOM-MUI) のルクマン・ハキムディレクターは、中小企業がハラール認証を取得するための助成金の財源を政府が確保する事、イスラーム法 (シャリーア) に基づくザカート (喜捨) やスクーク (イスラーム債券) をファンドとするべきと提案している。

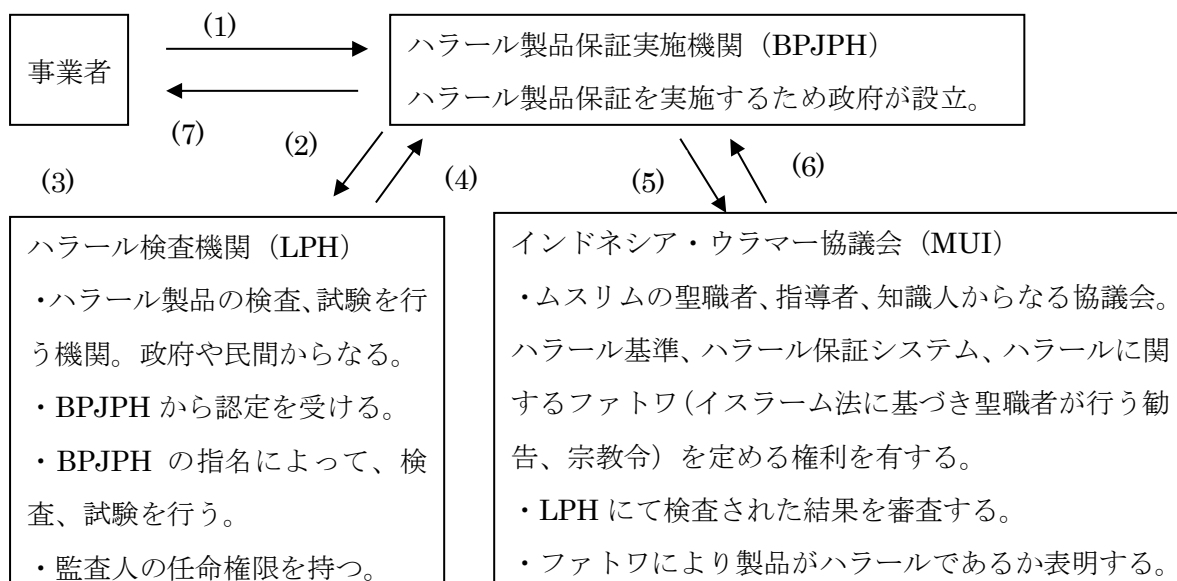
なお、ハラール製品保証法の解説文には、ハラール認証費用はハラール認証上の申請を行う事業者が負担することとの記載があるが、国家・地方政府、企業、社会組織、宗教組織、業界団体等が中小企業の認証取得費用を助成するとの記載もある。

3-1-1-4. 体制 (各機関・団体の概要・役割)

上述のとおり、ハラール製品保証法の施行により、今後インドネシアにおけるハラール認証は宗教省大臣の直下に置かれるBPJPHにゆだねられることになった。これにより、これまでMUIが行っていたハラール認証の権限は、BPJPHに移管される。なお、現在MUIから認められているハラール認証は、現行のハラール認証期間が終わるまで有効となる予定である。

BPJPHのハラール認証は、検査・試験を行うハラール検査機関 (Lembaga Pemeriksa Halal : LPH) と、製品がハラールであるかを判断するMUIとが連携して行う。同法が成立したことにより、MUIは認証権限を失うものの、製品がハラールであるか否かの重要な判断は引き続きMUIが行う。各機関の役割、審査手順は以下の図のとおりとなる。

図3-1：ハラール製品保証法に基づく各機関の役割、審査手順



- (1) 申請を行う。申請内容は、事業者のデータ、製品の名称・種類、原材料リスト、製品加工プロセス。
- (2) BPJPHがLPHに検査実施を指示。BPJPHは、書類が整った事を確認し、5営業日以内にLPHに指示を出す。
- (3) LPH監査人が製品を検査する。製品の検査は原則製造場所で行われる。
- (4) LPHは 検査の結果をBPJPHに提出する。
- (5) BPJPHは、MUIに対しLPHからの製品結果検査に基づくファトワの決定を求める。
- (6) MUIは、ファトワ審議委員会でハラール性のステータスを決定し、ハラール/非ハラールをBPJPHに表明：検査結果一式取得から30営業日以内
- (7) ファトワの結果がハラールと表明された場合、BPJPHはハラール認証状を発行する。
MUIよりハラールのファトワ表明を受け取ってから7営業日以内。

(出所) 「ハラール製品保証法」よりジェトロ作成

3-1-1-5. 他国・団体との協力・連携 (FTAや個別の提携等)

2017年6月現在、LPPOM-MUIは、MUIの認証と同等とみなされる25カ国で41の団体を公認しており、その中の32団体はと畜、36団体は原材料、17団体は香料のカテゴリーとなる。

表3-1 LPPOM-MUIに公認された各国ハラール認証機関・団体

No	Country	Name of Halal Certification Bodies	カテゴリー		
			と畜	原料	香料
ASIA					
1	Singapore	Majelis Ugama Islam Singapore (MUIS)	✓	✓	✓
2	Malaysia	Jabatan Kemajuan Islam Malaysia (JAKIM)	✓	✓	✓
3	Brunei Darussalam	Bahagian Kawalan Makanan Halal Jabatan Hal Ehwal Syariah	✓		
4	Japan	Muslim Professional Japan Association (MPJA)	✓	✓	
5	Japan	The Japan Moslem Association (JMA)		✓	✓
6	Taiwan	Taiwan Halal Integrity Development Association (THIDA)	✓	✓	
7	India	Jamiat Ulama Halal Foundation	✓		
8	India	Jamiat Ulama I-Hind Halal Trust	✓		
9	Hongkong	Asia Pacific Halal Council Co Ltd (APHC)	✓	✓	
10	Thailand	The Central Islamic Comitte of Thailand (CICOT)	✓	✓	
11	Phillipines	Halal Development Institute of the Phillipines (HDIP)		✓	
12	Vietnam	Halal Certification Agency (HCA)		✓	✓
13	Sri Lanka	Halal Accreditation Council (Guarantee) Limited		✓	
14	Turkey	HAFSA Halal Certification and Food Imp&Exp Ltd		✓	
Australia & New Zealand					
15	Australia	Supreme Islamic Council of Halal Meat in Australia Inc. (SICHMA)	✓	✓	
16	Australia	Australian Halal Development & Accreditation (AHDA)	✓		
17	Australia	Global halal Trade Center Pty Ltd (GHTC Pty.Ltd)	✓	✓	
18	Australia	Western Australian Halal Authority (WAHA)	✓	✓	✓
19	Australia	The Islamic Coordinating Council of Victoria (ICCV)	✓	✓	✓
20	Australia	Australian Halal Authority & Advisers (AHAA)	✓		
21	New Zealand	Asia Pasific Halal Service - New Zealand, Pty 2011 Limited (APHS-NZ-Pty 2011 Ltd)		✓	
22	New Zealand	Al Kaussar Halal Food Authority	✓	✓	
EUROPE					
23	Belgium	Halal Food Council of Europe (HFCE)	✓	✓	✓
24	Poland	The Muslim Religious Union of Poland (MRU)	✓	✓	
25	Spain	Instituto Halal De Junta Islamica (Halal Institute of Spain)	✓	✓	
26	Netherland	Halal Quality Control (HQC),	✓	✓	✓
27	Italy	World Halal Authority (WHA)	✓	✓	✓
28	Netherland	Total Quality Halal Correct Certification (TQHCC)	✓	✓	✓
29	Germany	HALAL CONTROL		✓	✓
30	England	Halal Certification Europe (HCE)		✓	
31	England	Halal Food Authority (HFA) – UK	✓	✓	
32	Netherland	Halal Feed and Food Inspection Authority (HFFIA)		✓	✓
33	Switzerland	Halal Certification Services (HCS)	✓	✓	✓
AMERICA					
34	United States of America	Islamic Services of America (ISA)	✓	✓	✓
35	United States of America	Halal Transaction of Omaha	✓	✓	✓
36	United States of America	The Islamic Food and Nutrition Council of America (IFANCA)	✓	✓	✓
37	United States of America	Halal Food Council USA (HFC USA)	✓	✓	
38	United States of America	American Halal Foundation (AHF)	✓	✓	
39	Brazil	Federation of Muslims Associations in Brazil (FAMBRAS)	✓	✓	✓
40	Brazil	Islamic Dissemination Centre for Latin America (CDIAL) Brazil	✓	✓	
South Africa					
41	South Africa	National Independent Halal Trust (NIHT)	✓	✓	

(出所) LPPOM-MUIウェブサイトよりジェトロ作成

また、これらの認証団体の他に中国と韓国にMUIの出先機関を有している。ただし、今後「ハラール製品保証法」の実施細則が出た後には、現行のMUIと各国認証団体との関係は、BPJPHから各国認証団体の公認に切り替わる予定である。

BPJPH に機能が移管されていない2017年10月現在、LPPOM-MUIは各国ハラール認証団体を公認しているが、これらの他国認証団体で取得したハラール認証はインドネシア国内で、その認証マークを商品に表示した状態で流通できない状況が続いている。2017年10月現在、MUIに公認された他国の機関団体で取得したハラール認証製品のうち、インドネシア食品医薬品監督庁(BPOM)の管理下に置かれる加工食品、酒類、医薬品等に関しては、他国の認証を明示した形でのインドネシア域内での商品の流通を行う事ができず、ハラールマークの上にシールを貼り、認証を隠すなどの対応を取らざるを得ない。なぜならば、2011年に公布されたBPOMの表示ラベル規定(No.HK.03.1.5.12.11.09955, 2011年)では、商品ラベルに「ハラール」の記載が認められるのは、「インドネシアのインドネシア・ウラマー評議会からの認証があり、かつ、BPOMの食品監督・認証局からの認証がなければならぬ」とされている。他国の認証機関の認証を受けている製品については、同表示規定上、ハラールであることを表示することができない。

「ハラール製品保証法」第47条には、「第46条(2)の相互認証協力を行っている海外のハラール機関が発行するハラール認証状である限り、ハラール認証申請は不要である。ハラール認証状は、インドネシアにおいて製品が流通される前に、BPJPHに登録がされなければならない。」とあり、同法の運用が始まれば、現状の制度の矛盾が解決する事が期待できる。BPJPH事務官のアリ・イルファン氏は、BPJPHは政府組織であるため、今後マレーシア・イスラーム開発庁(JAKIM)等との議論が政府間での議論となり、今まで以上に進展する事が期待できると話す。

3-1-1-6. 施策の現時点での実行状況

2017年11月にBPJPH スコソ長官と面談を実施した際、同氏は、2017年中に実施細則を出せる準備を進めていると語った。BPJPHは、業務開始に向け準備中であり、40人から60人規模の構成メンバーとなる予定。全員宗教省の人間で構成する予定で、MUI、インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM)、商業省等とは協力関係は構築するが、BPJPHのメンバーに入る予定はないとの事である。

3-1-2. 政策に対する評価

3-1-2-1. 成果と課題

「ハラール製品保証法」第65条には、「本法の実施細則は、本法の公布後2年以内に制定

されなければならない」と記載がある。しかし公布後3年を過ぎようとしているが、いまだに法制化されていない。

ジェットロは、2017年8月に、日系企業向けに「ハラール製品保証法」の運用開始に向けた最新情報を解説するセミナーを開催した。セミナーでは、インドネシア工業省、食品・飲料業界連盟（GAPMMI）、BPJPHから講師を招き、日系の製造業、小売業、卸売業、物流業などの事業者約70人が参加した。日系食品メーカー幹部から実施細則発表および運用スケジュールについて、BPJPHのスバンドリヤ氏に対し質問を投げ掛けたが、明確な回答は返ってこなかった。また、ハラール認証が適用される製品やサービスの範囲についても各省庁と協議中であるとした。

セミナーに参加をした多くの日系企業からは、「実施細則が発表されたのち義務化されるまでの猶予期間を長く取ってほしい」という意見が多数出された。セミナーに参加した事業者からは「猶予期間はどのくらいあるのか」「MUIの認証を取得している商品はそのまま使用できるのか」「実施細則の発表の時期、製造業が準備する工程などの全体像が見えず不安感が増した」「結局どのように対応していったらよいかわからない」「今の段階で企業としてどのような準備ができるのか不透明」など、状況を不安視する意見が多く出された。実施細則発表後には、原材料、包装、物流などあらゆる面で対応が迫られる可能性があり、適切な猶予期間の確保が望まれる。

3-1-2-2. 外部からの賛成・反対意見

各種業界団体は、主として「ハラール製品保証法」第1条および第4条に懸念を抱いている。第4条に「インドネシア領域内において搬入、流通および売買される製品は、ハラール認証状を有する義務がある」とあり、同法の規定に該当する「製品」とは第1条に「食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物製品、遺伝子組換え製品ならびに国民が使用、利用または活用する物品および／またはサービスのことである」とされている。ハラール認証取得が義務付けられる対象品目が不明確であるほか、ハラール認証の義務化が中小企業の経済的負担の増加や、国内の製造業者の事業運営の妨げになることなどが懸念されている。

インドネシア飲食業者協会のアディ・ルクマン会長は「第1条、および第4条の該当範囲が広すぎ、不明確である。これらの条項が効力を持つには、大統領規定を定める前に法律を改正する必要がある。ハラールとはそもそも認証制度であり、義務ではない。ハラール認証が不要と考えている企業に取得を強制することや、ハラール認証がないことにより、インドネシア国内の流通が認められない、ということはあってはならない」との見解を示している。さらに同氏は、「『ハラール製品保証法』第4条に『インドネシア領域内において搬入、流通および売買される製品は、ハラール認証状を有する義務がある』とあるが、第24条に『ハ

ルール製品と非ハラル製品との間で、場所、設備、と畜場、加工場、包装、輸送、販売場所を明確に分ければよい』、第26条に『ハラル以外の製品には非ハラルと明示しなければならない』とある。つまり、公式には今後BPJPHより出る予定の実施細則発表を待つ必要があるが、第4条のみを切り取って考えられる『インドネシア領域内のあらゆる商品がハラルでなくてはならない』という事態は起こらない』との見解を示した。また「商品はハラル、非ハラルの2種類に分けられる。従って、日本からインドネシアへ輸出する商品は事前にどちらに該当するかを明確にしなければならない」との見解も示した。

インドネシア化粧品協会のプトリ・ワルダニ会長は「ハラルは義務化するものではなく、あくまでも企業側が選択するものと位置付けるべき。インドネシアでは、化粧品製造企業が使用する原材料の約90%が輸入であり、ハラル認証が義務化されることにより、原材料の調達ができず、化粧品製造業の存続が危ぶまれる可能性もある。そもそも化粧品は、口に入れるものではない。ハラル認証取得が義務化されるべき分野ではない」としている。

工業省アグロ産業総局のエニー・ラトゥナンディアシ次長は「原材料に輸入品を使用していることが多い医薬品、化粧品をハラルの対象とすることは難しいと考えている。また、BPJPHに対して、製造業で用いる原材料については、ハラル製品リストと非ハラル製品リストを作成し、製造業が選択できるようにしてもらいたい」と話した。

このように、各業界からの強い反発はあるが、「ハラル製品保証法」は、対象範囲はまだ明確ではないものの、食品、化粧品、医薬品、化学製品、その他動物由来のあらゆる商品またはサービスが適用範囲となる予定である。ただし、医薬品の一部については対象外となる可能性がある。

大手食品輸入業者FERMANTO FOODSのスワンディ・フェルマントディレクターは、「スーパーマーケットにおいては既にある程度ハラルとハラル以外に販売場所がわかれているので、そこまで影響がないと思われる」と話した。ただし、コンビニエンスストア大手のインドマレットとアルファマートにおいては、全ての商品をハラルとする動きがあることから、ハラル以外の商品はこれらの店とのビジネスをする際に難しくなってくる可能性はある。

3-1-2-3. 今後の方向性

2017年10月現在、実施細則は出ていない。2017年11月に実施したBPJPHスコソ長官との面談では、同氏は2017年中に実施細則を出せる準備を進めていると語った。同氏は「実施細則発表後3年以内に食品・飲料を、5年以内に医薬品、化粧品、化学製品等が対応をする必要がある。2019年10月までに対応する必要はない。」と発言している。日系企業が懸念している猶予期間の確保については、ハラル製品保証法に記載の2019年10月ま

でという猶予期間よりは長くなる予定である。またポジティブリスト、新たなハラルマーク作成も準備しているとの発言があった。詳細は、実施細則の発表を待つ必要がある。

4 . UAE

4-1. UAE アラブ首長国連邦におけるハラール産業政策

4-1-1. 政策の概要

4-1-1-1. 新ハラール製品コントロールシステム（加工食品のハラール認証義務化）の施行状況

① UAE のハラール認証スキームの法的枠組み

2014年1月に採択された「Emirati system for the control of Halal products - The Council of Ministers Resolution (No.10) for the year 2014）」を通じ、UAEでは連邦基準化計測庁（ESMA：Emirates Authority for Standardization and Metrology）の主導のもと、新しいハラール製品コントロールシステムが導入されることになった。この法律は、全てのハラール製品を対象とするもので、「農場からフォークまで（from farm to fork）」の理念のもとハラールのコンプライアンスの対象を、製造工程を含めたサプライチェーン全体に拡大するものである。サプライチェーンには、農場からと畜、加工、輸送、市場、消費者の食卓までが含まれ、この全てのプロセスにおいてイスラーム法（シャリーア）の順守を求めている。

この新システムの特徴は、ハラール製品管理の所管をそれまでの連邦気候変動環境省（MOCCE：Ministry of Climate Change and Environment）からESMAに移管し、その上で、ハラール認証プロセスの役割分担を、規格策定者であるESMAとハラール認可機関（Halal Accreditation Body）、ハラール認証団体（HCB：Halal Certification Body）³²の3つの組織に分けたことにある。

同システム下では、ハラール認証団体は、ESMAから直接ではなく、ESMAが承認するハラール認可機関から認可を受けなければならない³³。さらに、同規制を通じて、UAEのハラールマークが新たに導入されることになった。同システムは、イスラーム協力機構（OIC：Organisation of Islamic Cooperation）加盟国間の規格の調和を目指すメカニズムであるSMIIC（The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries）の基準を土台として作られたものである。新ハラール製品コントロールシステム運用の具体的な要件としては、ESMAが定めるハラール規格や関連法規制（決定など）、国際標準である品質マネジメントシステム（QMS）、適正衛生規範（GHP）、適正製造規範（GMP）等の適用が求められる。

・関連法規制

ESMAの「Board Resolution No. (34) for the year 2014 on General regulations of the organizational procedures for National Mark of Halal」が2014年11月に採択され、

³² ハラール認証を実施するESMA公認のイスラーム団体を指す。

³³ <http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Summary-EU-GCC-roundtable-in-Amsterdam.pdf>

製品に付けるマーケティングツールかつ情報提供ツールとしてのハラールマークの使用に関する一般規則について規定した。また、2014年7月には、と畜場の登録手続きに関する決定「Chairman of the Board's Decision No. 37 for the year 2014 on the adoption of the list of registered abattoirs」も採択されている。これらの決定は、新ハラール製品コントロールシステムを補完する位置づけにあり、その詳細要件を定めている³⁴。

・ 技術規則、規格

ESMAの新ハラール製品コントロールシステムにおいては、ESMAやGCC標準化機関（GSO：GCC Standardization Organization）が定める各技術規則や規格の要件を満たすことが求められる。この規格の整備を担うESMAは、2015年4月にハラール食品の適用要件に関する技術規則「UAE.S. 2055-1:2015 ハラール食品-Part1：一般要件」を公表した。これにより、それまで適用されていたGSO 1931/2009ではなくUAE独自の技術規則が適用されることとなった。このUAE. S. 2055-1は、後の2015年11月5日にGSOの理事会でUAEが主導して作成された基準が採択され、現在ではUAE.S GSO 2055-1: 2015となっている。以下、ESMAが適用する主要なハラール食品関連規格について示す³⁵。ステークホルダーの種類（認可機関、認証団体、と畜場／食品工場、輸入者のいずれか）によって、それぞれ適用される技術規則や規格、決定等は異なり、それぞれに課される要件を満たす必要がある。

ESMAのハラール食品に関する主な技術規則および規格

- ・ UAE.S GSO 2055-1:2015: ハラール食品 - Part1：一般要件³⁶
- ・ UAE.S 2055-2:2016: ハラール製品 - Part2：ハラール認証団体に関する一般要件
- ・ UAE.S 2055- 3: 2016: ハラール製品 - Part3：ハラール認証団体を認可する認可機関に関する一般要件
- ・ UAE.S 993:2015: と畜場のイスラーム法適合要件
- ・ UAE.S GSO 713: 1997: 家禽加工処理場とその人員の衛生規則
- ・ UAE.S GSO 21: 1984: 食品工場とその人員の衛生規則
- ・ UAE.S GSO 9: 2017: 包装食品のラベル表示

³⁴ これらの関連法は、ESMAのウェブサイトからダウンロード可能である（アラビア語のみ）。

<http://www.esma.gov.ae/en-us/ESMA/Pages/Laws-and-Legislations.aspx>

³⁵ ESMAの発行する技術規則および規格は、ESMAのウェブサイトに登録し有償でダウンロードが可能である。<https://etrans.esma.gov.ae/English/purchase-standards/Pages/default.aspx>

³⁶同基準は2015年4月にはUAEの技術規則であるUAE.S 2055-1として公表されたが、その後2015年11月にGSO規格としてGSOからも採択された。

- ・ UAE.S GSO 2468: 2015: ハラル食品の物流管理システム要件
- ・ UAE.S GSO 2469: 2015: ハラル食品の倉庫、在庫管理関連要件
- ・ UAE.S GSO 2470: 2015: ハラル食品の小売管理システム要件

② ESMA の新ハラル製品コントロールシステムの概要

1) 新ハラル製品コントロールシステムに関わる主な機関および団体の概要とその役割

- ・ **ESMA** : UAE の独立した標準化機関として 2001 年に設立され、2009 年には、UAE 内閣の所管機関となった。ESMA は、新ハラル製品コントロールシステムの具体的な実施要件を規定する役割を担い、技術規則、規格、決定等の要件を整備する立場にある。ハラル認可機関やハラル認証団体やと畜場、輸入者などの各ステークホルダーは、ESMA の規定する要件を満たしていなければ、ハラル食品を UAE に輸入することができない。また、ESMA は認可機関や認証団体、認定と畜場のデータを一括で管理し、ESMA のウェブサイト上で公表する。
- ・ **ドバイ市庁食品安全局 (Dubai Municipality Food Safety Department)** : ドバイ市庁の食品安全局は、ドバイでの食品の輸入手続きおよび管理の窓口であり、輸入食品のハラル要件の順守を監視する役割を担う。ドバイでは、輸入食品の登録制度である **FIRS (Food Import Re-Export System)** システムを通じて食品の輸入を管理しているため、食品の輸入者は、ドバイ市庁のウェブサイトを通じて食品を **FIRS** に登録した上で輸入手続きを進めることになる。その際、ドバイ市庁は税関での通関時に、必要書類のチェックを実施し、貨物の輸入許可の判断を下す。ドバイの輸入港に到着した貨物のサンプルをドバイ中央試験所 (**DCL : Dubai Central Laboratory**) に送り、ESMA の定める要件を満たしているかをチェックする。
- ・ **各首長国の食品輸入管理担当部門** : 上記のドバイ同様、各首長国は ESMA の定める規格や要件順守を含め食品の輸入を監視する立場にある。例えばアブダビの場合、アブダビ食品管理局 (**ADFCA : Abu Dhabi Food Control Authority**) がこれに該当する。サンプル検査も同様に各首長国で行う。
- ・ **ハラル認可機関 (Halal Accreditation Body)** : ESMA の指示に基づいて、ハラル食品の輸入時に必要なハラル証明書を発行できる認証団体 (**HCB**) を審査して認可する。このハラル認可機関として ESMA は、既に 6 つの団体を認めているが、このうち、これまでに各国のハラル認証団体 (**HCB**) を認可しているのは連邦国際認可センター (**EIAC : Emirates International Accreditation Center**) と湾岸認可センター (**GAC : Gulf Accreditation Center**) で、この 2 団体が UAE の HCB 認可の中心的位置付けにある。ESMA 規格「UAE.S 2055-2:2016: ハラル製品 - Part2 :

ハラール認証団体に関する一般要件」に加え、ISO/IEC 17020、ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17024、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17065 等の国際標準に基づいてハラール認証団体の認証審査を実施する³⁷³⁸。

- ・ ハラール認証団体 (HCB) : 認可機関の審査を経て ESMA からハラール食品の輸入に必要なハラール証明書の発行を認められた UAE 公認の認証団体。ハラール認証申請受理の後、ESMA が定める各種要件に照らし合わせてと畜場や食品工場等のハラール審査・査察を実施した上で、ハラール証明書を発行する。例えば日本から UAE へ肉および肉製品を輸入する場合、輸出者やと畜場/食品工場は ESMA 公認の日本のハラール認証団体 (ESMA のウェブサイトに掲載) からハラール証明書を取得する必要がある。

2) ハラール証明書発行の体制

肉および肉製品を UAE に輸出する際には、輸入許可を得るために各首長国の食品安全を担当する部局にハラール証明書を提出する必要があるが、新ハラール製品コントロールシステムの下では、前述のとおり ESMA に登録したハラール認証団体 (HCB) が発行したハラール証明書のみが受け入れられる。このハラール認証団体を実質的に審査し、認可への裏付けをする立場にあるのは ESMA ではなく、ESMA が認定したハラール認可機関 (Halal Accreditation Body) となる。2017 年 10 月現在以下の 6 つの機関がハラール認可機関として公式認定されている。

- ・ 連邦国際認可センター (EIAC) : 元は 2005 年 5 月にドバイ市庁内の認可センター (DAC : Dubai Accreditation Center) として設置され、2008 年にドバイ市庁 (Dubai Municipality) からドバイ政府 (Dubai Government) 直属の 1 部門に格上げとなった。2015 年の Law No.27 of 2015 に基づき、UAE の連邦国際認可センター (EIAC) となり、認可機関としての国際的認知向上と産業・貿易分野での UAE の役割強化を目指し活動を展開している。
- ・ 湾岸認可センター (GAC : Gulf Accreditation Center) : サウジアラビアを本拠地とする湾岸協力会議 (GCC) の認可機関。
- ・ ACCREDIA : イタリアの国家認可機関。2015 年 10 月 20 日のミラノエキスポで ESMA と ACCREDIA は UAE のハラール認証団体の認可に関して協定を締結。

³⁷ <http://www.dac.dm.ae/DAC/Major/Services/accreditationofcertificationbodies.htm>

³⁸ <http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Final-Presentation.pdf>

- ・ The Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (JAS-ANZ) : オーストラリアとニュージーランドの共同認可機関。ESMA だけでなく GAC とも協定を締結。
- ・ Entidad Nacional de Acreditación (ENAC) : スペインの国家認可機関。
- ・ American Association for Laboratory Accreditation (A2LA) : 1978 年設立の米国の認可機関。

上記のハラール認可機関の審査を受けて認可されたハラール認証団体のみが、ハラール証明書を発行することができる。日本では以下の 3 団体がハラール認証団体 (HCB) として ESMA に登録されている (2017 年 10 月時点)。

- ・ 宗教法人日本イスラーム文化センター (Japan Islamic Trust) ³⁹ : 1994 年設立。所在地は東京。2008 年から UAE 政府に認められた認証団体として UAE 輸出向けの肉および肉製品の認証を実施。2017 年 3 月に EIAC より認可を受けて ESMA に登録。マレーシア政府のハラール認証機関であるマレーシア・イスラーム開発庁 JAKIM の公認団体でもある。

- ・ NPO 法人日本ハラール協会 (Japan Halal Association) ⁴⁰ : 2010 年設立。所在地は大阪。2017 年 1 月に GAC より認可を受けて 2017 年 2 月に ESMA に登録。マレーシアの JAKIM の公認団体でもある⁴¹。

- ・ Emirates Halal Center for Standards & Quality Certificates 株式会社 (エミレーツ・ハラールセンター : Emirates Halal Cneter) ⁴² : 2015 年 5 月設立。所在地は東京。UAE と湾岸地域市場向け輸出に特化したハラール認証団体。EIAC より認可を受けて 2016 年 12 月に ESMA に登録。

3) ハラール認証団体 (HCB) の ESMA への登録申請手続き

イスラーム団体は、ハラール認証団体としてハラール認可機関から認可を受けて ESMA に登録し公認のハラール認証団体となる。ハラール認証団体になることを希望するイスラーム団体の ESMA への登録手続きの手順は、申請前の準備、登録申請、認可、

³⁹ <http://www.islam.or.jp/halalfood/>

⁴⁰ <http://www.jhalal.com/>

⁴¹ <http://www.salaamgateway.com/en/story/japanese-halal-certifier-jha-eyeing-increase-in-exports-after-gcc-accreditation-SALAAM15022017064628/>

⁴² <http://emirateshalal.com/index-1.html>

登録証明書発行の4つのステップからなる。

(1) 登録申請前の準備

申請を開始する前に、申請を希望するイスラーム団体（申請者）は、「ハラール製品のコントロール規則（Cabinet Decree No (10) for 2014）」とその関連規則に加え、ESMA が定める該当規格や技術規則（UAE.S. 2055-2:2016）と国際標準規格（ISO/IEC 17020、ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17024、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17065 等）を満たすことが求められる。ESMA の該当規格および技術規則は、ESMA のウェブサイトから購入できる⁴³。さらに申請者は、ハラール登録スキームに該当する適用対象をと畜場、ハラール製品（カテゴリーは食品と化粧品）から選択し、さらに認証審査を担当するハラール認可機関（GAC、DAC、JAZ-ANZ、Accredia、ENAC、A2IA）については、申請の際に各 HCB が選択する。

(2) 申請書の提出

ESMA のウェブサイト www.halal.ae から申請用紙をダウンロードし、必要事項を記入、署名、捺印する。申請書を E メールで halal@esma.gov.ae 宛てに送信するか、ESMA のカスタマーサービスオフィスに提出する。申請が受理されたら E メールで連絡、申請手数料の請求書（1,000UAE ディルハム）が届く。支払いが済んだ時点で申請手続きが開始される。

(3) 認可

申請者が選択したハラール認可機関に ESMA が電子的に申請書を転送、ハラール認可機関から申請者に直接連絡が行き、現地審査・査察が実施される。現地審査・査察にかかる旅費も申請者負担となる。認可が下りて認可証明書（Accreditation Certificate）が発行されたら、登録手続きを完了するため申請者はそのコピーを ESMA に送付する。

(4) 登録証明書の発行

ハラール登録証明書と登録の適用対象証書は、ESMA が発行する。登録証明書が発行されたら申請者にその旨の連絡と登録手数料の請求書が届く。支払完了後、登録証明書の受け取りが可能となる。認可されたハラール認証団体は、ESMA のリスト

⁴³ <https://etrans.esma.gov.ae/english/purchase-standards/pages/default.aspx>

に追加される。

登録完了後は、要件の順守を確保するため、定期的に ESMA の審査が実施される場合がある。ハラール認証団体は、重要な組織や所有者、人事変更時には ESMA に報告することが求められる。HAB によるハラール認証団体の認可の有効期限は 3 年間であり、その間の ESMA への HCB 団体の登録の更新は、毎年必要であり、証明書の有効期限 3 カ月前から 1 カ月後までの間に行う必要がある。

4) ハラールマーク

ハラールマークは、新ハラール製品コントロールシステム内で導入された ESMA の認証マークで、食品や飲料等がハラールであることを証明するものである。このハラールマークは、ハラール食品のマーケティングツールとしての役割を担うことを目的として作られたもので、マークを取得した食品の国際的な信頼性、価値を高めるために寄与することが期待されている。マークを使用するには、ハラール認証団体からハラール証明書を取得しただけでは不十分で、別途事業者は ESMA にハラールマーク利用のための申請と登録が必要となる。ただ、UAE で流通する食品は全てハラールである必要があるため、UAE に肉や肉由来の成分を使用した加工食品を輸入する場合、ハラール証明書の取得は必要となるものの、ハラールマークの取得および食品への貼付は義務ではない (2017 年 10 月時点)。

図 4-1 : UAE のハラールマーク



出所 : ESMA ハラールウェブサイト
<http://halal.ae/en-us>

5) ハラール食品の認証取得および輸入手続き

肉および肉製品を UAE に輸出する際に、輸出者 (と畜場/食品工場等) に必要となる手続きは、以下のとおりとなる。

ステップ 1：日本国内の ESMA に登録されたハラール認証団体（前述）のいずれかに連絡を取り、ハラール認証の申請を行う。エミレーツ・ハラールセンターを例にとると、申請書が同センターのウェブサイトに掲載されているため、それに必要事項を記入して申請する (<http://emirateshalal.com/Forms/Halal%20application.pdf>)。ここでは、会社情報、製造工場情報、工場アクセス情報、商品情報等の記入が必要となる。

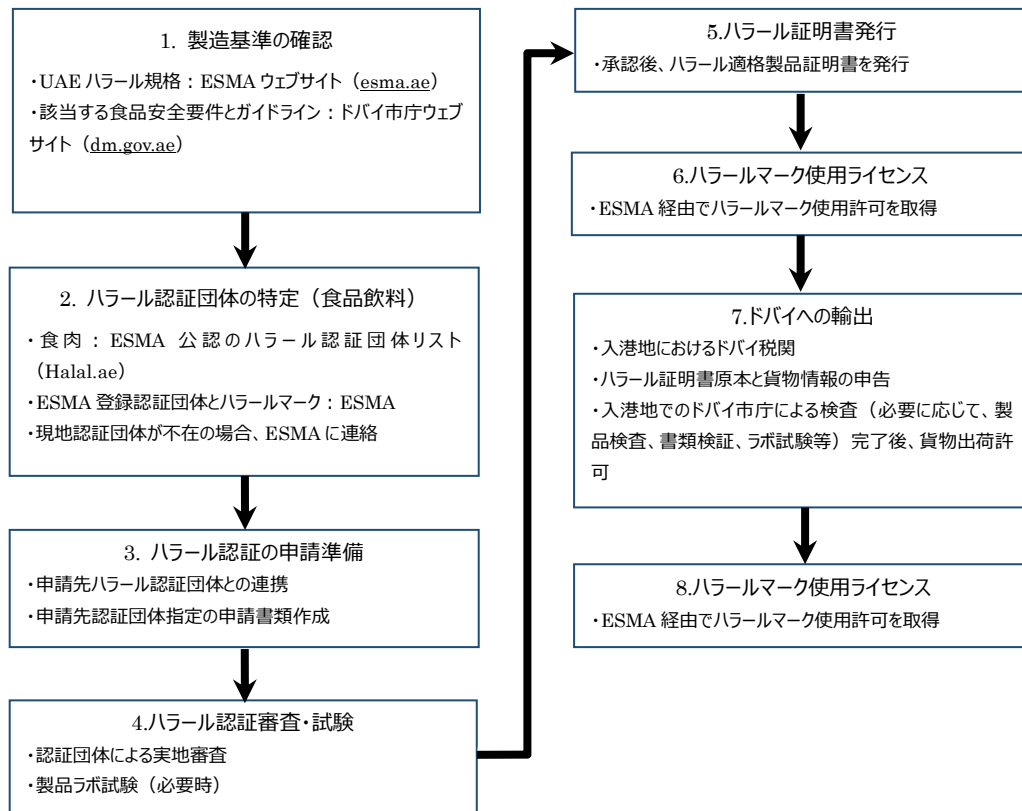
ステップ 2：ハラール認証団体が申請者の施設に出向き、ESMA が要件とする規格等に基づいて食品／施設の現地審査・査察を実施する。

ステップ 3：全ての要件を満たすことが確認できたらハラール認証団体が申請者にハラール証明書を発行する。このほか、輸出者は、衛生証明書等の必要書類を申請し取得する必要がある。必要書類が全て準備できたら、UAE へハラール食品を輸出する。

ステップ 4：UAE に貨物が到着した後、税関および各首長国（ドバイ市庁など）でハラール証明書を含めた書類審査が実施される。その後、貨物のサンプルをドバイ中央試験所（DCL：Dubai Central Laboratory）に送り、ESMA の定める要件を満たしているかをチェックする。全ての書類に不備がなければ輸入が許可される。DCL の報告書が発行され、全てに不備がないことが確認されてから輸入者は販売を開始できる。なお、前述のとおり、輸入時に食品等への ESMA のハラールマーク貼付は義務ではない。

以下、ドバイ経由で食品や飲料を輸入する場合のハラール認証プロセスについてドバイ・エアポート・フリーゾーン（DAFZA：Dubai Airport Freezone）が 2017 年に発行したガイダンス「Dubai A Global Gateway For Halal Industry」の図をもとに示す。これによると、輸出者は、ESMA やドバイ市庁が定める製造基準を確認した上で、ハラール認証団体を指定し、ハラール認証の申請と審査・試験手続きを経てハラール証明書を取得する。ESMA のハラールマークを使用する場合には、別途使用ライセンスを取得する必要がある。ドバイへの輸出時には、入港時にドバイ税関とドバイ市庁による検査が実施され、完了後に貨物の出荷が許可される。

図 4-2： ドバイ経由で輸入される食品・飲料について輸出者がハラール認証を取得する場合のプロセス



出所：”Dubai A Global Gateway For Halal Industry”の表をもとにジェトロ作成
<http://dafz.ae/en/Documents/DAFZA%20Halal%20Guidebook.pdf>

③ 他国・団体との協力・連携

1) EU

EU および GCC は、両者の通商・ビジネス分野での協力を目的として、欧州委員会が出資する 3 年間の共同プロジェクト「EU-GCC Trade and Business Cooperation Facility」を実施している。その枠内で、2016 年 4 月と 11 月には、UAE のハラールスキームに関する会合が開催された。4 月の会合では、ESMA の Dr Abudulla Al Maeni 代表が UAE の新ハラール製品コントロールシステムについてプレゼンテーションを行い、参加者に質疑応答の機会が設けられた。また、イタリアの認証団体の ACCREDIA がハラール認可機関 (Halal Accreditation Body) としての認証を受けるまでのプロセスについて講演し、続いてオランダの公認ハラール認証団体の HFFIA が UAE からハラール認証団体として認定されるまでのプロセスから学んだことや、直面した課題について講演した。続く同年 11 月の会合では、UAE からは ESMA と EIAC がそれぞれ

レゼンテーションを行った⁴⁴。

2) マレーシアが公式に UAE の新ハラール製品コントロールシステムを承認

2017年9月、マレーシア政府のハラール認証機関であるマレーシア・イスラーム開発局（JAKIM）は、UAEのハラール製品コントロールシステム、ハラール認証およびハラールマークを正式に承認すると発表した。この承認により、UAE製品のマレーシア参入が容易になるだけでなく、マレーシアのハラール認証システムを受け入れている世界の60の市場への参入も容易になる。交渉は2014年に始まったもののなかなか進展が見られなかったが、UAEが2017年7月にJAKIMの代表団を迎え、UAEのハラール製品コントロールシステムを見直した後、公式承認に至った⁴⁵⁴⁶。JAKIMは、2017年4月時点で、世界中で70近くのハラール認証団体を既に公式に承認している⁴⁷。

3) 韓国

朴槿恵前大統領の2015年3月のUAE来訪中に、韓国製品についてUAE当局からの認証取得を容易にし、輸入手続きをスムーズに進められるようにする目的として、韓国とUAE間のハラール食品分野での協力協定が調印された⁴⁸。同年9月には、輸出促進を目指し、韓国農水産食品流通公社（aTセンター）のアブダビ事務所が開設された。その際、韓国は、UAEのハラール認証システムを韓国に導入することに合意した。韓国は、aTセンターを通じて、ESMAとハラール認証について情報交換していくことになった⁴⁹。

2016年6月にはESMAは、韓国大使館の代表を招いて、UAEのハラール製品コントロールシステムを韓国に適用するための方法について意見交換を行っている。この意見交換は、国際的なパートナーにUAEの規制の適用を促すためのESMAの計画に基づ

⁴⁴ <http://eu-gcc.org/events/roundtable-gcc-halal-scheme-uae/>
http://epihirimatiki.com/wp-content/uploads/2016/03/Roundtable-Halal-Invitation-to-UAE-authorities_final-version.pdf
<http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Halal-roundtable-presentation-002.pdf>
<http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Halal-roundtable-November-8-2016.pdf>
<http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/11/Halal-roundtable-November-8-2016.pdf>

⁴⁵ Gulfnews 記事（2017年9月16日）<http://gulfnews.com/business/sectors/manufacturing/malaysia-officially-recognises-uae-halal-system-1.2090995>

⁴⁶ <http://www.foodnavigator-asia.com/Topics/Supply-chain/Halal-recognition-opens-door-for-UAE-food-exports-to-Malaysia2>

⁴⁷ http://www.salaamgateway.com/en/story/malaysias_jakim_recognises_uae_halal_products_control_systems-SALAAM17092017053034/

⁴⁸ <http://www.foodnavigator.com/Regions/Middle-East/Korea-signs-MOU-with-UAE-for-Halal-plans-to-double-exports-to-1.2bn>

⁴⁹ The National 記事（2015年9月1日）<https://www.thenational.ae/uae/government/south-korea-to-adopt-uae-s-halal-certification-system-1.128570>

いて実施されたもので、韓国からの代表団に加え、ESMA の Abdulla Al Maeeni 代表および ESMA の高官が参加した⁵⁰。その後、2017 年 4 月には、UAE が韓国と、韓国現地のハラール認証の UAE での承認に関する交渉を近く開始する予定だと報じられている。韓国側は 2017 年内の UAE との相互認証実現を目指しており、それを機に積極的なマーケティングキャンペーンを実施する予定だとしている⁵¹。

④ 新ハラール製品コントロールシステムの施行状況

ドバイ市庁によれば、ESMA の新ハラール製品コントロールシステムの施行以前は、連邦気候変動環境省 (MOCCE) と DAC (現 EIAC) が認証団体を認可し公表していたが、新システムを通じ、ESMA に登録し ESMA のリストに掲載された認証団体のみをハラール証明書の発行機関として認めることになった。これにより、以前 MOCCE と DAC から認可を受けていたハラール認証団体も、改めて ESMA に登録し直す必要が生じ混乱が生じた。ESMA の新システム導入を通じて 3 機関が競合する状態に陥ったが、ドバイ市庁は ESMA のリストに掲載された認証団体のみを受け入れる方向で、事態は落ち着いてきている。MOCCE はハラール性の確認とは別に、と畜場や食品工場の衛生状態の査察を担当することとなった⁵²。一方、EIAC (DAC) は、ESMA に登録し、リストに公表を希望する世界のハラール認証団体 (HCB) の認可 (Accreditation) の審査・査察をする立場を担うこととなる⁵³。EIAC は新システムにおいても認証団体の認可審査・査察機関であることから、現状ドバイでは、ESMA への登録が遅れていても、実質 EIAC の認証団体リストに登録された認証団体の認証した製品の輸入は認められる場合もある。

ハラール認可機関 (Halal Accreditation Body) は、前述のとおり 2017 年 10 月時点で計 6 団体認可されているが、今後も増加が予定されているようで、2017 年には南米、2018 年にはアフリカの認可機関の追加が見込まれている⁵⁴。ESMA へのインタビュー⁵⁵によれば、国際ハラール認証フォーラム (IHAF : International Halal Accreditation Forum)⁵⁶ (詳細は 4-1-1. (3) ②国際ハラール認証フォーラム (IHAF) 参照) のメンバーで、現時点では国内向け認証団体でハラール認可機関として認められていない機関が合計 14 機

⁵⁰ <http://wam.ae/en/details/1395296360056>

⁵¹ <http://www.foodnavigator-asia.com/Policy/Korea-to-seek-permission-to-begin-halal-exports-to-UAE>

⁵² ESMA へのインタビューによれば、ESMA と MOCCE の 2 組織が競合する状態は、2017 年 5 月以降解消されたとのことである。ESMA がハラール証明書の発行を行うイスラム団体を管理し、MOCCE がと畜場や食品工場等の衛生状況の管理をする体制となった。

⁵³ ドバイ市庁に対する 2017 年 8 月実施のインタビュー回答による。

⁵⁴ <http://halal.ae/Documents/HalalEBook.pdf>

⁵⁵ 2017 年 7 月実施。

⁵⁶ IHAF は、ドバイ政府の主導により、UAE をハラール製品認証の世界的な規範とする狙いで 2016 年に設立された世界のハラール認証団体のネットワークフォーラム。

関あり、これらも国際的な認証機関として ESMA のハラール認可機関になることを目指していると考えられる。これには、以下の表 1 の機関が該当する。その一方で、ESMA によれば、通常は EIAC と GAC の認可を通じた登録ばかりなのが現状で、この背景には、ESMA が EIAC と GAC を申請者に強く勧めること、申請者が湾岸地域拠点の 2 機関により安心感を抱くことがあるという⁵⁷。

表 4-1 IHAF の会員で将来的に ESMA のハラール認可機関になる可能性のある機関

サウジアラビア	Saudi Accreditation Committee (SAC)	http://www.saac.gov.sa/en/Pages/default.aspx
エジプト	Egyptian Accreditation Council (EGAC)	http://www.egac.gov.eg/
UAE	Emirates National Accreditation System (ENAS)	http://www.esma.gov.ae/en-us/Services/Pages/Accredited-Clients.aspx
パキスタン	Pakistan National Accreditation Council (PNAC)	http://pnac.org.pk
米国	American National Standards Institute (ANSI)	https://www.ansi.org/
メキシコ	entidad mexicana de acreditación (EMA)	http://www.ema.org.mx/portal_v3/
タイ	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (ACFS)	http://www.acfs.go.th/eng/
ハンガリー	National Accreditation Authority (NAH)	http://www.nah.gov.hu/?locale=en
アルゼンチン	Argentine Halal Accreditation Agency (AHAA)	http://www.au.gov.ao
ヨルダン	Jordanian Accreditation System (JAS)	http://www.au.gov.ao
ブラジル	Federação das Associações Muçulmanas do Brasil (FAMBRAS)	http://www.fambras.org.br/
フィリピン	Philippine Accreditation Bureau (PAB)	http://www.pabaccreditation.dti.gov.ph
英国	United Kingdom Accreditation Service	https://www.ukas.com/

⁵⁷ ESMA へのインタビューによる (2017 年 7 月実施)。

	(UKAS)	
インド	National Accreditation Board for Certification Bodies (NABCB)	http://www.qcin.org/nabcb/

出所：インタビューをもとに作成

ESMA によれば、ESMA のハラール製品コントロールシステムに対する国際的評価は高く、公認のハラール認証団体となるため登録申請をした団体の数は、2017 年 10 月時点で世界 49 カ国から 106 件に達しているという⁵⁸。ESMA のウェブサイト公表されたリストによると、ハラール認証を発行できるハラール認証団体（HCB）は、2017 年 10 月時点で 35 団体掲載されているが、そのうち、オーストラリアの 2 団体は一時停止となっている⁵⁹。インタビューによれば、このうち Islamic Coordinating Council of Victoria については、輸入業者が同認証団体発行のハラール認証を受けた肉製品をドバイに輸入しようとした際、ドバイ港でドバイ市庁の担当官がサンプル検査を行ったところ、肉に豚肉が含まれていることが判明した。これを受け、輸入品は倉庫で足止めとなる問題に発展したという。2017 年 6 月 20 日付けで同団体の登録は一時取消となった。

日本のハラール認証団体に目を向けると、前述のとおり、2017 年 10 月現在日本でハラール証明書を発行できるハラール認証団体は、前述の 3 つとなっている⁶⁰。このうちエミレーツ・ハラールセンターは、UAE と湾岸地域市場向け輸出に特化したハラール認証団体で、輸出者が同団体を通じてハラール証明を取得するにはおおむね 1 カ月程度かかるとされる。申請費用は一件につき 80 万円程度だとされ、更新は毎年必要である⁶¹。

また、ESMA のウェブサイトでは、ハラール認証団体（HCB）のリストに加え、認定と畜場のリストも掲載されている。このリストに掲載されている日本の ESMA 登録と畜場は、三田食肉公社と北海道畜産公社⁶²で、担当のハラール認証団体は、日本イスラーム文化センターとなっている。両社共に対象製品は牛肉で、登録有効期限は 2020 年 8 月までとなっている（2017 年 10 月 26 日更新リスト）⁶³。一方で、MOCCE のウェブサイトに掲載された認可と畜場のリストには、前述の三田食肉公社と北海道畜産公社に加え、羽

⁵⁸ <http://halalfocus.net/uae-esma-receives-106-requests-for-halal-accreditation-from-49-countries/>

⁵⁹ <http://halal.ae/en-us/Open-Data/Pages/default.aspx>

⁶⁰ <http://halal.ae/en-us/Open-Data/Pages/LIST-OF-HALAL-CERTIFICATION-BODIES-REGISTERED-WITH-ESMA.aspx>

⁶¹ <http://halalfocus.net/emirates-halal-center-authorized-by-uae-opens-in-tokyo-to-facilitate-granting-halal-certification/>

⁶² <http://www.tikusan.co.jp/index.html>

⁶³ <http://halal.ae/en-us/Open-Data/Documents/SlaughterHouse.pdf>

曳野市南食ミートセンター⁶⁴の計3社が掲載されている(2017年10月10日更新リスト)⁶⁵。

ハラールマーク取得数増加

ESMAでのハラールマーク登録数は、徐々に増えており、2015年10月にはその数は33件となった⁶⁶。2017年2月には高級チョコレートのPatchiがハラール認証を取得⁶⁷、3月にはマクドナルドがファストフード店としては初めてハラール認証を取得した⁶⁸。ESMAのウェブサイトに掲載されたリストには、49件が掲載されている(2017年10月確認時点)⁶⁹。

4-1-1-2. 進捗状況について

ドバイ市庁主導で、UAEの各首長国の輸入食品管理制度の統一を目指し、ZADシステムという統一システム開発が進んでいる。これが実現すれば、7つの首長国のうち、どの港、税関を通じて輸入したのも他の首長国で再登録などの必要がなくなる見込みである。

4-1-1-3. ドバイ・ハラールハブ構想および「国際ハラール認証フォーラム (IHAF)」の概要

① ドバイ・ハラールハブ構想

2013年1月に、UAEの副大統領兼ドバイ首長国首長のムハンマド・ビンラーシド・アールマクトゥーム首長が、イスラーム経済の拡大と自国経済のさらなる発展を目指した「イスラーム経済の首都ドバイ (Dubai The Capital of Islamic Economy)」構想を表明した。同首長は、「ドバイのコスモポリタンなビジネス環境が経済成長の駆動力となっており、世界のイスラーム経済に近代的かつ科学的なフレームワークを適用し、ドバイを国内外の事業、投資家が求めるハブとして確立させる」とも表明している。イスラーム金融、イスラームライフスタイルとならび、ハラール産業の発展が戦略の柱となっており、ハラール産業の強化に関しては以下のイニシアティブを発足、新機関の設立、国際統一規格制度に向けた規格、ガイドラインの整備などの活動を推進している。

⁶⁴ <http://meat-meet.net/safety/index.html>

⁶⁵ https://www.moccae.gov.ae/assets/download/49258c42/updated_list-المحدثة-القائمة-october.aspx

⁶⁶ <http://gulfnews.com/business/economy/esma-grants-20-companies-halal-certification-1.1596337>

⁶⁷ http://www.salaamgateway.com/en/story/updatepatchi_becomes_first_luxury_chocolatier_in_uae_to_be_esma_halalcertified-SALAAM28022017084642/

⁶⁸ <http://gulfnews.com/news/uae/government/mcdonalds-earns-national-halal-mark-1.2001880>

⁶⁹ 最新の発行日は2016年8月となっているため、現在はさらにその数は増加していると考えられる。

<http://halal.ae/en-us/Open-Data/Pages/List-Of-Halal-Products.aspx>

- ・ 国際的パートナーシップを強化し、ハラール製品の製造および物流ハブとしての地位を確立する。
- ・ ハラール製品と関連サービスの国際認証フレームワークの開発。
- ・ ドバイのハラール認可機関の設立と民間認証団体の開発スキームに対する支援。と畜場、調査研究機関、その他ハラール関連施設の認可・認証団体の国際的認可センターの設立。
- ・ ハラール・エキスポの主催。
- ・ Salma の緊急ハラール食品援助物資プログラムの実施。
- ・ ドバイ産業都市 (Dubai Industrial City⁷⁰) とドバイの経済特区ジュベルアリフリーゾーン (JAFZA : Jebel Ali Free Zone⁷¹) にハラール産業クラスターを開設。

ドバイ政府とドバイ行政評議会 (Dubai Executive Council) が 2014 年に発表した「ドバイ計画 2021」⁷²の一環で 2016 年に開始された「ドバイ産業戦略 2030」においても、イスラーム製品製造産業を強化し、ドバイをハラール製品取引の国際的中心地とする目標を掲げている。ドバイは既に、MENA 地域におけるイスラーム経済の中心地としての確固たるインフラを築き上げているが、東西を結ぶ地理的優位性もハブ化に有利である。ドバイの石油以外の貿易高は、世界経済の停滞や為替変動の影響を受けながらも成長を続け、2016 年までの 5 年間では、年率 6.1% で成長を続け、MENA 地域のみならず、グローバルでのイスラーム経済ビジネスハブとしての地位を確立しつつある⁷³。

1) ドバイイスラーム経済開発センター (DIEDC)

政府による「イスラーム経済の首都ドバイ (Dubai The Capital of Islamic Economy)」構想を実現するためのインフラと制度構造の開発を目的として、ドバイイスラーム経済開発センター (DIEDC : Dubai Islamic Economy Development Centre) が 2013 年にドバイ皇太子の指揮の下で設立された。同構想の実現に向け、さまざまな政府機関が分野ごとに関わる中で、DIEDC はその戦略中枢として関連機関を繋ぎ、グローバルハラールハブの構築という目標達成に導くという、ハラールハブ化政策における重要な役割を果たしていく⁷⁴。その戦略は、イスラーム金融、電子経済、ファミリーフレンドリー

⁷⁰<http://www.dubaiindustrialpark.ae/>

⁷¹<http://jafza.ae/>

⁷²2021Dubai Plan: ドバイの産業振興計画で、ドバイの製造業を環境、省エネを考慮しながら強化し、イスラーム製品の国際市場の中心地、グローバルビジネスのプラットフォーム化を目指す。

⁷³ <https://www.thenational.ae/business/dubai-non-oil-trade-volumes-firm-1.27217>

⁷⁴ DIEDC は省庁機関ではないので、法規制整備能力や関連機関の監督管理権限は持たない (DIEDC の 2017 年 8 月 24 日回答による。)

な観光産業、イスラームアート・ファッション・デザイン産業、イスラーム経済基準や認証制度の世界的規範となることなど7本の柱で構成され、ハラール産業の強化がその1つに挙げられている。規則・法律制度のフレームワークの作成支援、ステークホルダー間のコーディネーション、戦略開発、イスラーム法に則った経済活動の推進啓蒙活動、国内外の公共団体、民間企業との協力体制の構築などを実施している。こうしたイニシアチブが UAE の GDP に与える影響を定期的に評価し、イスラーム経済の成長を支援する法律、規制フレームワークの整備などを推進していく。

2) DIEDC のハラール産業戦略

DIEDC は、ハラールについての規制、基準、監査手順を国家的に整備し、ドバイがハラール産業の信頼ブランド、ソリューションプロバイダーとしての地位を確立するための戦略を発表している。2017年に産業戦略全体を更新し「ハラール産業戦略 2017-2021」として、①ドバイ/UAE 経由のハラール製品貿易促進による、国家経済の多様性と耐久性への貢献、②インフラを活用したドバイの国際的重要性を世界のハラール企業に向け発信、③政府によるハラール認証基準の国際的統一の推進と産業促進支援、④ハラール取引の成長を担うエコシステムの開発などを戦略として発表している。具体的には、以下のような政策、コンセプトを掲げ、その実現を支援している。

- ・ 政府および民間のステークホルダーと協力し、ハラール認証基準の国際的統一を推進。
- ・ ハラール産業関連企業のドバイ誘致に向けた「ハラール・パーク (Halal Park)」コンセプトの開発。
- ・ ステークホルダーおよび新規参入業者向けの知識基盤の開設。

こうした戦略に基づき、DIEDC は積極的な支援活動を展開しており、既にドバイ産業都市と JAFZA でハラール産業クラスターが展開されているほか、2017年9月には、「第9回ハラール・エキスポ・ドバイ」が開催された。ハラール産業に特化した中東最大の見本市として、食品飲料、ファッション、化粧品、パーソナルケア、ツーリズム、ホスピタリティ産業、金融サービスを含むハラール産業のあらゆる製品とサービスを対象として15カ国100社以上が出展、40カ国から4,000人を超えるバイヤーが参加した⁷⁵。また、ドバイフードパーク (Dubai Food Park) については、2017年7月、ドバイ政府と DIEDC

⁷⁵<http://www.halalexpodubai.com/>

のイニシアティブによる開発を担う Dubai Holdings⁷⁶が開発計画を発表した⁷⁷。Al Maktoum 国際空港やエキスポ 2020 会場に近いドバイ・ホールセール・シティ内の 4,800 万平方フィート (約 446 万㎡) の敷地を開発し、総工費は 55 億 UAE ディルハム (約 14.9 億ドル) を予定している。2017 年 7 月現在、国際的大手食品会社が、ドバイ事業の拡大計画に合わせて同地への移転合意に向け折衝中であるほか、消費財の中央卸売市場、従業員用住居施設、ホテル、銀行、行政サービスセンター、リサイクリング設備の建設が予定されている。税関、クリアランス、ライセンス申請、食品安全管理などの行政サービスもパーク内で提供する予定で、最新のインフラを整備し、ドバイの食品取引、再輸出のハブとしての地位を確立するとともに、食品業界のサプライチェーンコストの軽減を図り、セクターのさらなる成長を支援する狙いである。

2017 年 8 月には、ドバイ国際空港に隣接した経済特区ドバイ・エアポート・フリーゾーン (DAFZA : Dubai Airport Free Zone) が DIEDC の支援を受け、ドバイのハラール産業についてのガイドブック「Dubai A Global Gateway For Halal Industry」⁷⁸を発行した。食品飲料、薬品化粧品、金融、ファッションといったハラール産業すべてをカバーし、ドバイでのハラール事業展開の手引き書となるほか、セクターごとの概要、世界的なハラール/イスラーム経済流通ハブとしてのドバイの地位、展望、果たす役割等を解説している。

このように DIEDC は、ドバイのハラール産業のさらなる発展に向けた活動を着実に進めながら、ハラール食品セクターにおけるビジネスチャンスを以下のように挙げ、外国企業の参入を歓迎している。

- ・ ハラール食品バリューチェーン全体に存在する投資機会
- ・ 中小企業の多くが事業拡大に向けた増資、トレードファイナンス、イスラームファイナンスを希望している
- ・ M&A による参入機会
- ・ オーガニック食品や純正食品、栄養価の高い新製品の導入
- ・ ハラール原材料市場

⁷⁶<http://dubaiholding.com/en/>

⁷⁷ZAWYA ニュース 2017 年 7 月 20 日記事。

http://www.zawya.com/mena/en/story/Dubai_Food_Park_will_enhance_Dubais_position_as_food_trade_hub-WAM20170712060014131/?utm_campaign=magnet&utm_source=article_page&utm_medium=related_articles

⁷⁸ <http://dafz.ae/en/Documents/DAFZA%20Halal%20Guidebook.pdf>

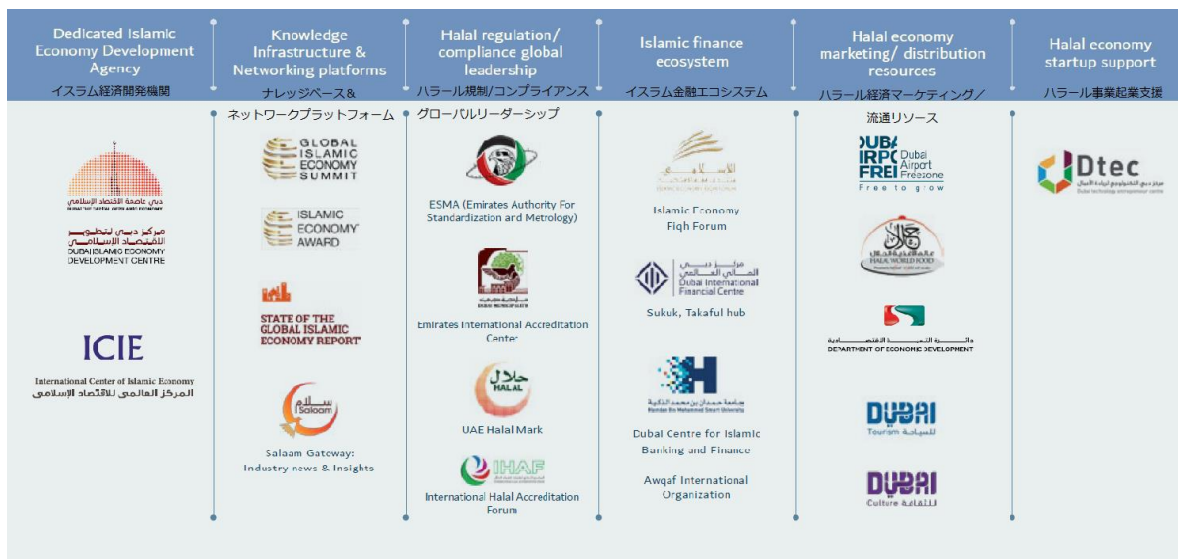
- ・ グローバル／地方ブランドの創設機会

- 3) ドバイのハラールハブ化構想に関わる機関および団体とその概要

UAE 政府によるハラールハブ化に向けた規制整備、イスラーム経済開発に特化した新機関の設立、広報活動への注力が功を奏し、UAE は、ハラール食品・飲料産業における世界で最も優れたエコシステムを展開しているとの評価を受けている⁷⁹。既述の DIEDC を中心とした、ドバイのハラール産業エコシステムとなる関連機関を図 3 で示した。実務において、ハラール認証における最も重要なステークホルダーは、UAE の国家規格標準機関である連邦基準化計測庁 (ESMA) と ESMA 公認の各国のハラール認証団体で、ハラール製品の輸出入許可手続きを管理するのは各首長国政府であるが、ハブ化構想全体を総括する機関は、イスラーム経済開発に関する戦略機関である DIEDC となる。その他、図に記載の関連機関の概要を機能ごとに簡単に解説する。

⁷⁹ トムソン・ロイター“State of the Islamic Economy Report 2016-2017”

図 4-3：ドバイのハラール産業エコシステム（開発促進関連機関）



出所：”Dubai A Global Gateway For Halal Industry”の表をもとにジェトロ加筆
<http://dafz.ae/en/Documents/DAFZA%20Halal%20Guidebook.pdf>

イスラーム経済開発機関

- ドバイイスラーム経済開発センター（DIEDC）（詳細前述）
- イスラーム経済国際センター（ICIE：International Center of Islamic Economy⁸⁰）

イスラーム経済の発展を促す研究開発、技術教育、プラットフォームの運営、インキュベーション活動などを展開する。

ナレッジベース&ネットワーク・プラットフォーム

- グローバル・イスラーム経済サミット（GIES：Global Islamic Economy Summit⁸¹）

2016年10月にドバイで開催されたイスラーム経済に関する国際フォーラム。ドバイ商工会議所とDIEDCが主催し、世界のイスラーム経済専門家や関係者が集い、イスラーム経済の現状と展望、今後の課題や政策、投資についてのプレゼンテーションが実施された。

- イスラーム経済アワード（Islamic Economy Award⁸²）

2013年に初表彰式が行われたイスラーム経済年間アワード。イスラーム経済を8分野に分け、分野ごとに、イスラーム経済、社会への貢献者を表彰する。

- グローバル・イスラーム経済レポート（State of The Global Islamic Economy Report）
（既述）

⁸⁰ <http://www.icie.ae/>

⁸¹ <http://www.giesummit.com/>

⁸² <http://islamicconomyaward.net/>

- サラーム・ゲートウェイ：産業ニュース&インサイト（Salaam Gateway：Industry News & Insights⁸³）

DIEDC とトムソン・ロイターが運営するイスラーム経済に関する総合情報サイト。ニュース、インサイト、情報、ハラール関連事業者データベース等、グローバル参照拠点となるウェブサイトを提供している。

ハラール規制／法令遵守に関するグローバル・リーダーシップ

- 連邦基準化計測庁（ESMA）：ハラール基準／規制に関する管轄機関（既述）
 - 連邦国際認可センター（EIAC）：ドバイ政府のハラール認証組織の認可機関。UAE の産業、貿易の活性化を目指し、中東内外の国際認可機関にドバイのイスラーム経済の首都としての地位を強化する目的で、ドバイを拠点に、国際標準に則り世界の評価機関の公式認定を実施する。ハラール認定の他、測定機関、試験、医療研究機関、検査機関、システム・製品・人物認証などを認可するとともに、実験結果や品質管理に関する 296 種の技能検査プログラムを実施している。環境、国民の安全確保、保健、国家経済、地域経済活動の国際的競争力の強化支援も目指している。

ハラール認証に関しては、と畜場、原材料、食品添加物、加工食品、食品包装材、物流、消費財、化粧品等、ハラール製品の原材料から工程、流通、管理システムまで、サプライチェーンの品質と安全性に加え、イスラーム法適格性を包括的に認証する。2017 年 10 月現在、EIAC のハラール認可を受けた機関団体名を表 2 に示す。

表 4-2：EIAC 認可機関・団体

	国	適合性評価機関（CAB）名	認定対象
1	UAE ドバイ	Dubai Municipality- Public Health Services Dept.Veterinary Services Section Veterinary Control Unit Meat Inspection	と畜場
2	日本	エミレーツ・ハラールセンター	ハラール製品認 証
3	日本	日本イスラーム文化センター	ハラール製品認 証
4	クロアチア	Islamic Community in Croatia CENTER FOR HALAL QUALITY CERTIFICATION	ハラール製品認 証

⁸³ <http://www.salaamgateway.com/>

5	アイルランド	Safety Horizon E.C.I Limited	ハラール製品認 証
6	UAE ドバイ	PRIME Certification and Inspection LLC	ハラール製品認 証
7	オーストラリ ア	Australian Halal Development and Accreditation (AHDAA)	ハラール製品認 証
8	ドイツ	IIDC Islamic Information Documentation and Certification GmbH	ハラール製品認 証
9	スペイン	Halal Institute of Spain – Instituto Halal	ハラール製品認 証
10	ポーランド	Polish Institute of Halal	ハラール製品認 証
11	UAE ドバイ	Dubai Central Laboratory Department DCLD	ハラール製品認 証

出所：EIAC ウェブサイト”DAC Accredited CABs to UAE.S 2055-2: 2016”

<http://www.dac.dm.ae/DAC/Major/DirectoryAccreditedBodies/HalalBodies.html>

- UAE ハラールマーク (UAE Haral Mark)

ESMA が管理運営する *UAE* 公認のハラール認証マーク。製品、サービス、製造工程がハラール要件を満たしていることを証明する。

- 国際ハラール認証フォーラム (IHAF : International Halal Accreditation Forum⁸⁴)
(詳細後述)

イスラーム金融エコシステム (省略)

ハラール経済マーケティング／流通リソース

- ドバイ空港経済特区機構 (DAFZA : Dubai Airport Freezone⁸⁵)

DAFZA は、輸出入貿易に関する政府機関で、ドバイの経済特区内での事業展開を望む国際企業の事業認可、査証事務等を管轄する。設備の整った事業拠点の提供、経済特区内の支社設立支援、優遇税制、事業利益・総利益送還などのサポートを展開する。2017年8月、DIEDC との協力によりドバイのハラール産業の概要と事業参入の手引書となるガイドブック「Dubai A Global Gateway For halal Industry」を発行した。

⁸⁴ <http://ihaf.org.ae/>

⁸⁵ <https://www.dafz.ae/en/Pages/default.aspx>

- ハラルワールドフード (Halal World Food⁸⁶)

中東の食品国際見本市であるガルフード (Gulfood) の一環として開催されたハラル食品国際展示会。

- ドバイ経済開発庁 (DED : Department of Economic Development⁸⁷)

DED とその付属機関は、ドバイの多様性ある経済発展に向けて、経済開発計画、政策を実施するとともに、ドバイにおける国内外の投資家と事業を支援している。

- ドバイ・ツーリズム (Dubai Tourism⁸⁸)

ドバイ観光・商業・マーケティング庁 (DTCM : The Department of Tourism and Commerce Marketing) が運営するドバイ観光ポータルサイト。DTCM は複数の部門・機能を持ち、ドバイの観光産業の促進に向けた取組みを実施している。

- ドバイ文化芸術庁 (Dubai Culture⁸⁹)

2008 年に発足したドバイ文化芸術庁。ドバイの文化・芸術活動を促進し、ドバイ計画 2021 の文化芸術ビジョンの達成に貢献する。

ハラル事業起業支援

- ドバイ・テクノロジー起業家センター (Dubai Technology Entrepreneur Center⁹⁰)

ドバイのシリコンオアシス地区にスタートアップ、SME 向けの共同オフィスを展開し、起業計画、法務会計サポート、起業家向けメンターといった起業家支援をする他、インキュベーターとしての投資活動を行う。

② 国際ハラル認証フォーラム (IHAF)

UAE をハラル製品認証の世界的な規範とする狙いで、ドバイ政府の主導により、非政府系独立団体、世界のハラル認証団体のネットワークフォーラムとして、国際ハラル認証フォーラム (IHAF) が 2016 年に設立された。増加の一途にあるハラル消費者の保護と、ハラル製品の国際取引促進を目的として、世界的なハラル製品産業の足場固めとなるフォーラムを構築していく。スポンサーである 2 つの政府機関、ドバイイスラーム経済開発センター (DIEDC) と国家標準化計測局 (ESMA) の指揮により、ハラル産業が、世界中の消費者とビジネスに信頼性の高い強力な産業として確固とした地位を築きあげるべく、UAE 内外の認可機関と協力しながら活動を展開している。2016 年 11 月に創立メンバー 10 機関が UAE に集い、初の総会が開催された。

⁸⁶ <http://www.gulfood.com/features/halal-world-food>

⁸⁷ <http://dubai.ae/en/Lists/GovernmentDepartments/DispForm.aspx?ID=3&category=Government>

⁸⁸ <https://www.visitdubai.com/en-uk/>

⁸⁹ <http://www.dubaiculture.gov.ae/en>

⁹⁰ <https://dtec.ae/>

1) IHAF の活動

- ・ イスラーム法の順守：ハラール認可機関のモニタリング⁹¹

ハラール規範の世界的統一：全世界の政府機関や認証団体と交流、ハラール製品の世界的統一プラットフォームの重要性を協議する。ハラール製品の貿易国間におけるパートナーシップの合意。

ハラール製品についての適合性評価の世界的な基準設定：認証基準とベストプラクティスの共有。世界に通用する統一プラットフォームの展開と管理。イスラーム法に適った認証環境の構築を目指す国へのサポート。

- ・ ハラール製品の貿易促進：

IHAF メンバーの政府機関、規制当局は、さらなる検査や追加証明発行等を不要とし、コスト削減を図る。認可、認証、モニタリング手順の合理化。費用対効果の高い認可制度を提唱し、ハラール製品の低価格化につなげる。ハラール関連企業のグローバル市場進出支援。

- ・ 信頼性の高いグローバルハラール市場の確立：

世界中のハラール認証団体、関連研究機関、業界団体、消費者団体等にフォーラム参加を呼び掛け、世界のキープレイヤーがフォーラム会員となることでハラール産業の信頼性を高める。ガイドライン、メンバーシップ、関連基準の周知に努める。ハラール消費者への最新関連情報の発信。消費者意見の取入れ。








フォーラム創設以来、IHAF の最近の動きとしては、UAE のオンライン宅配サービスに特化したハラール認証システムの導入に着手、規制当局との協力体制で準備を進めている⁹²。また食品以外のハラール認証にも注力が必須として、薬品、化粧品その他、ホテル、レストランや空港施設、機内食サービスなどの認証方法について検討を始めているほか、消費者がハラールマークの信憑性を確認できるアプリの開発なども検討している。2017年10月20日には、カナダのバンクーバーで「グローバルハラール貿易の課題と可能性 (Global Halal Trade, Challenges and Opportunities)」と題したワークショップと第2回理事会および総会が開催される⁹³。



⁹¹IHAF はあくまでも協議会／フォーラムであり、規制制定やハラール認証団体認可の権限は持たない。

⁹²Gulf News 2017年3月24日記事“Halal certification soon for online food delivery services”
<http://gulfnews.com/news/uae/health/halal-certification-soon-for-online-food-delivery-services-1.1999552>

⁹³ <http://ihafvancouver.com/>

表 4-3 : IHAF 会員リスト

	国	名称	ロゴ
1	GCC	GCC Accreditation Center (GAC-GCC)*	
2	UAE	Dubai Municipality and Dubai Accreditation Center (DAC-UAE) *	
3	UAE	Emirates National Accreditation System (ENAS) *	
4	米国	American National Standards Institute	
5	米国	American Association for Laboratory Accreditation (A2LA-USA) *	
6	アルゼンチン	Argentine Halal Accreditation Agency	
7	イタリア	Italian National Accreditation Body (ACCREDIA)	
8	インド	National Accreditation Board for Certification Bodies (NABCB)	
9	英国	United Kingdom Accreditation Service (UKAS-UK) *	
10	エジプト	Egyptian Accreditation Council (EGAC) (Egypt) *	
11	オーストラリア／ニュージーランド	Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (JAS-ANZ-Australia, New Zealand) *	
12	サウジアラビア	Saudi Accreditation Committee (SAC-Kingdom of Saudi Arabia) *	
13	スペイン	Entidad Nacional de Acreditacion (ENAS-Spain) *	
14	タイ	National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards Ministry of Agriculture and Cooperatives – THAILAND	
15	パキスタン	Pakistan National Accreditation Council (PNAC-Pakistan) *	
16	ハンガリー	National Accreditation Authority – NAH	
17	フィリピン	Philippine Accreditation Bureau (PAB)	
18	ブラジル	Federação das Associações Muçulmanas do Brasil Certificacao-Halal (FAMBRAS)	

19	メキシコ	Entidad Mexicana de Acreditacion, a.c.	
20	ヨルダン	Jordanian Accreditation System (JAS)	

出所： International Halal Accreditation Forum ウェブサイト (2017年7月現在)

<http://ihaf.org.ae/ihaf-membership/list-of-members/>

*創立メンバー10 機関

2) ハラール産業の課題

IHAF は、世界のハラール産業が抱える課題とその解決策を提案しているが、特に、ハラール認証マークとして世界で 100 種以上の異なるデザインが使用されている現状を懸念している。各政府が独自のメカニズムによる認可機関を運営しており、異なる認証マークの互換性がなく、そのために消費者の混乱を招き、ハラール製品への不信感さえ助長していると訴えている。世界貿易機関 (WTO) も統一性のないハラールマークの蔓延をハラール貿易の障壁とみなしていることから、IHAF の設立と活動により、これらの課題に対する解決策を提供していくとしている⁹⁴。

表 4-4： IHAF によるハラール産業の課題点とその解決策

	課題	解決策	期待できる効果
1	多岐に渡る禁止事項や要件による製品の高額化	要件の標準化 手順のストリームライン化 ハラール範囲と慣行の調和	ハラール製品の低価格化
2	信頼に値しないハラールマーク	統一マークの世界的普及	消費者のハラール産業に対する満足度、信頼感の向上
3	「ハラール」定義に対する政府間のコンセンサス欠如 ハラールインフラストラクチャーの欠如	政府機関がハラール基準、政策、規制等について議論できる共通プラットフォームを開設し、合意の場とする。 ハラールインフラストラクチャーの構築支援	消費者保護 監視システム費用の削減 優れたハラールインフラストラクチャー
4	国家間のハラール基準に	国際標準機関向け共通プラ	グローバルスタンダードの

⁹⁴ IHAF “Challenges of halal industry”

<http://ihaf.org.ae/about-halal-products/challenges-of-halal-industry/>

	対する無関心	ットフォームの開設	普及
5	貿易に対する高い障壁	多国間合意	ハラール製品貿易の促進
6	消費者不信感	ハラール認証統一マークの プロモーション活動	消費者満足度、信頼感の獲得

出所： International Halal Accreditation Forum ウェブサイト（2017年7月現在）
<http://ihaf.org.ae>

3) 他国・団体との協力・連携

- ・ ハラール産業の発展開発支援

IHAF は、インドが 2050 年までに世界最大のイスラーム教徒人口を抱える国となると予想されていることから⁹⁵、IHAF が目指す世界のハラール産業の一体化に向けた重要地域とみなし、2016 年に IHAF に加盟した同国のハラール産業とそのインフラストラクチャーの構築への支援を表明している⁹⁶。一方、国内で生産されるハラール肉の 8 割を UAE などの中東湾岸諸国に輸出しているパキスタンは、その認可協議会である Pakistan National Accreditation Council (PNAC) がハラールの世界統一規格を提唱しており、IHAF 設立とともに加盟した初代会員である。同国は新たに パキスタンハラール機関 (PHA : Pakistan Halal Authority) を設立し、同国のハラール産業の発展を目指しており、IHAF は相互協力を表明している。2017 年 4 月に UAE は、パキスタンからのハラール製品の海運貿易を許可し、それまで空輸に頼っていたパキスタンの輸出業者にとり、大幅なコスト削減策となっている⁹⁷。

- ・ ドバイフードパークの中国ファンドとの提携

2017 年 9 月には、中国の投資ファンド Ningxia Forward Fund Management Company がドバイフードパークに 13.5 億 UAE ディルハム（約 3.7 億ドル）の出資を決めた。同パーク内約 40 万 7,000 m²の敷地に今後 2 年間で食品関連工場 30 棟を建設し、ケータリング企業 2 社や食品パッケージ製造業者など UAE で事業を展開する中国企業の新たな拠点とする。Dubai Holding 代表は、この大型パートナーシップは、ドバイ進出に対する世界的な関心を反映したものであるとしている⁹⁸。

⁹⁵ Pew Research Centre による予測。 <http://www.pewresearch.org/fact-tank/2015/04/21/by-2050-india-to-have-worlds-largest-populations-of-hindus-and-muslims/>

⁹⁶ Halal Focus 2017 年 8 月 6 日付記事。 <http://halalfocus.net/uae-based-halal-forum-ready-to-support-india/>

⁹⁷ Halal Focus 2017 年 4 月 12 日付記事。 <http://halalfocus.net/uae-allows-pakistan-to-ship-halal-products-via-sea/>

⁹⁸ The National 2017 年 9 月 10 日記事。 <https://www.thenational.ae/business/dubai-food-park-to-get-major-chinese-uae-facility-1.626912>

4-1-2. 政策に対する評価

4-1-2-1. 成果と課題

UAE のハラール食品・飲料産業の地位

前述のとおり、トムソン・ロイター発行の「State of the Islamic Economy Report 2016-2017」によると、UAE のハラール食品・飲料産業は、世界で最も優れたエコシステムを展開している⁹⁹。これは GIE 指標（グローバル・イスラーム経済指標）による評価で、ハラール食品経済に関しては、市場規模や成長率だけでなく、供給バランス、ハラール製品に対する規則規制や法整備、ハラール知識の認知度向上活動、食品価格インデックスなどを評価したもので、2 位がオーストラリア、3 位パキスタン、次いでブラジル、マレーシアの順となっている。前回調査時の 1 位はマレーシアであったが、UAE 連邦政府による規制整備、広報活動への注力が功を奏し首位となった。UAE は小国ながら、同 GIE 指標において、ファッション、ハラールツーリズム、ハラールメディア、娯楽、薬品・化粧品の各産業部門においても首位となり、イスラーム金融部門ではマレーシアに次ぎ 2 位と、政府主導の強力な経済開発イニシアティブにより、ハラール食品産業に限らず、イスラーム経済の発展プラットフォームとしての地位を築いている。

同レポートでは事業者規模としては、ハラール肉卸業者、ハラール食材製造業者、小売チャンネルともに UAE 国内の事業者は世界的なキープレーヤーとして挙がっていないが、監督機関として UAE に新たに発足した連邦国際認可センター（EIAC）の世界的なハラール認定機関としての役割が期待されている。

ハラール産業の課題と取組

EIAC 代表は、ハラール認証コンプライアンスの徹底に関する最大の課題点として、ハラール製品のトレーサビリティ、ハラール監査官の技量や検査メソッドのばらつきを指摘している。ハラール審査官の技量向上に関しては、ハラール認証と監査に関わるハラール監査官の登録プラットフォームとなる「ハラール・アカデミー」の立ち上げに向けた計画が進んでいる。検査方法については、世界的な統一規格がなく、例えば、豚肉やエタノールの含有検査はさまざまなメソッドで実施されているのが現状である。EIAC では、ISO/IEC17025 に準拠し、国際的に通用する含有検査プログラムを、豚肉とチョコレートについて開始し、普及を目指している¹⁰⁰。

⁹⁹Thomson Reuters “State of the Islamic Economy Report 2016-2017”

¹⁰⁰ Salaamgateway 記事

http://www.salaamgateway.com/en/story/interviewdubai_accreditation_center_director_on_the_work_of_certifying_the_halal_certifier-SALAAM21092015113826/

ハラール製品の規格適合性と品質管理に関するスマートシステムの開発導入

一方で、政府機関と消費者による円滑な品質管理の徹底と市場の信頼性向上に、トレーサビリティ対策は不可欠であり、ドバイ政府は 2016 年 8 月に、ハラール製品の規格適合性とトレーサビリティを管理するスマートシステムの開発をスイス SICPA 社に委託した。SICPA 社は、製品のトレーサビリティソリューションの業界リーダーであり、同社は品質とともに製品基準や認可の適合性を確認、保証するスマートシステム技術 SICPATRACE を開発済みである。ドバイ政府は、まずは飲料水とハラール製品を優先対象として、スマートラベリングとレーザー技術を活用した独自の食品モニタリングに関するスマートシステムを導入し、今後全ての食品に導入する計画が進んでいる¹⁰¹。2017 年 5 月には、SICPA 開発のスマートトラック&トレースシステムが、リフィル用 5 ガロンの飲料水ボトルにて試行され¹⁰²、次の対象として肉および肉由来の加工食品が予定されている¹⁰³。

¹⁰¹ ドバイ市庁ウェブサイト。

https://www.dm.gov.ae/wps/portal/lut/p/a/1/04_Sj9CPvkssv0xPLMnMz0vMAfGjzOINPS1MDJ38Dbz8A41NDRvNzJ1NnT2CjA3cTYEKIoEKDHAARwNC-oNT8_TD9aPwKzOCKsBjTUFuRIVnuqIiAJsaUrE!/?1dmv&page=MediaCenter&urile=wcm%3Apath%3A%2Fdmcontentenglish%2Fhome%2Fmedia%2Bcenter%2Fnews%2Fnews230820161

¹⁰² 飲料水のリフィルボトルはリフィル回数 35 回までと上限が定められおり、トラッキングシステムの効果が飲料水の安全性につながる。

¹⁰³ Salaamgateway (2017 年 5 月 9 日)

http://www.salaamgateway.com/en/story/dubais_smart_system_to_track_water_container_refills_goes_live_this_month_halal_foods_to_follow-SALAAM09052017062200/

図 4-4： ドバイ政府によるハラール製品のグローバルスマート追跡システム



出所：EU-GCC Business and trade Cooperation 第2回 EU-GCC ハラール会議 2016年11月8日 <http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Final-Presentation.pdf>

4-1-2-2. 外部からの賛成・反対意見

新ハラール製品コントロールシステムの導入に際して 2016年4月に実施された EU と GCC のラウンドテーブルの場では、食品業界のみならず、ハラール認証団体からも、新システムへの移行期間の短さが問題視された。ESMA の新システム導入により、例えば肉、肉製品については、まずハラール認証団体 (HCB) の認可手続きがされた上で、認可を受けた認証団体からの肉および肉製品、と畜場のハラール認証証明書を取得することが必要となるが、これらの団体の認可手続きを終える期限設定が 2017年3月までとされたため、短期間での移行が完了するかどうかを懸念する声が聞かれた¹⁰⁴。これについては前述のとおり、混乱は見られたものの収束しつつある。

4-1-2-3. 今後の方向性

「ドバイ計画 2021」が目指す「イスラーム経済のグローバル都市化、グローバル経済における中枢ハブ化」は、GDP 成長率、市場開放率、ドバイ国際空港稼働率・ランキング、国際金融センターインデックス、観光客数、イスラーム経済指標、事業展開容易性ランキン

¹⁰⁴ <http://eu-gcc.org/wp-content/uploads/2016/06/Summary-EU-GCC-roundtable-in-Amsterdam.pdf>

グ、対内直接投資率といった経済指標のモニタリングにより、その達成度を評価していくとされている。¹⁰⁵。

4-1-3. まとめ

4-1-3-1. ハブ化を狙う動き

ドバイ政府は 2013 年 1 月にドバイのイスラーム経済首都化構想を表明後、このビジョンをもとにイスラーム経済の発展を目的にハブ化に直結する政策を積極的に実施してきた。この目的達成のために設立された DIEDC を戦略中枢とし、着実にその効果を上げている。例えば、ハラール製品の輸入高は GCC 全体で 500 億ドルに達し、その 40% の 200 億ドルが UAE 向けである¹⁰⁶。UAE を拠点とするハラール製品の輸入業者、製造業者、卸売業者は 5,000 社以上にのぼり、ドバイの地理的優位性も助けとなり、その数は今後も増加が見込まれている。これには国際的な誘致活動やプロモーション、世界最大規模の食品見本市ガルフードに併せたハラールワールドフードの開催も功を奏した¹⁰⁷。ESMA、EIAC、IHAF の活動を通じたハラール規格の国際的統一に向けた努力は徐々に成果を見せ始め、UAE のハラール製品スキームやハラールマークが世界のハラール産業に新たなベンチマークを提供しつつある¹⁰⁸。例えば 2017 年の ESMA によるハラール認証数は 1 万 8,000 件に上る予定で、これは世界最多数レベルの発行数となる¹⁰⁹。経済特区と特区内のハラール・パークの開発、ハラールクラスターの設立や起業支援など、国内外のハラール産業に対するビジネス環境の整備も続く。DIEDC の掲げる 2017 年から 2021 年に向けた新たな戦略は、ハラール製品貿易の拡大を通して国家経済の耐久性と多様性に貢献し、ハラール規格のグローバルスタンダードとハラール産業のエコシステムを確立させ、UAE とドバイが世界のハラールビジネスにとって、最も重要な地となることを目指している。2030 年には 22 億人、世界の 26.4% を占めると予測されているイスラーム教徒人口増加と、イスラーム経済全体の成長¹¹⁰と共に、ドバイのハラールハブ化に向けた動きは、今後も進展することが予想される。

4-1-3-2. ハラール基準・認証の「厳格化」の動向

2014 年 1 月に発表された UAE 新ハラール製品コントロールシステムにより、UAE の消

¹⁰⁵Dubai Plan2021 ウェブサイト <http://www.dubaiplan2021.ae/the-economy/>

¹⁰⁶ Farrelly and Mitchell の最新調査による。

¹⁰⁷ 次回ガルフードは 2018 年 2 月 18~22 日にドバイで開催予定。 <http://www.gulfood.com/gulfood-2017/about-gulfood-new>

¹⁰⁸ <http://www.gulfood.com/fundamental-shifts-needed-in-global-food-industry>

¹⁰⁹ <https://halalfocus.net/uae-global-halal-economy-set-to-reach-us6-4-trillion-by-2018/>

¹¹⁰ 2015-2021 年のイスラーム経済全体の年平均成長率 (CAGR) は 8%、その内、食品飲料産業は 8.5% での成長が見込まれている。 <http://dafz.ae/en/Documents/DAFZA%20Halal%20Guidebook.pdf>

費者が安心してハラール食品を手にするように、「農場からフォークまで (From farm to fork)」の全てのプロセスを包括的にカバーするハラール食品の新管理体制が敷かれた。それを受けて 2015 年 4 月には、ハラール食品にそれまで適用されていた GCC 諸国基準 GSO の共通の規格要件を変更し、より詳細なルールを含む技術規則が適用された。その後、UAE のこの技術規則は GSO から承認されている。それぞれのステークホルダーに課される要件を ESMA が統一管理し、認証団体の要件の順守を認可機関が確認した上で、ESMA 公認のハラール認証団体がハラール証明書を発行するという手続きを踏むことで、信憑性の高いハラール認証システムの構築が進んでいる。ただ、こうした動きを、総じて「厳格化に向けた動き」と捉えることができるかは、現時点では不明である。政策の中心は、厳格化というよりも、現段階ではハラール基準・認証の国際的統一に向けた動きが進展する中での、UAE の主導権確保にあるという見方もできる。また、加工食品へのハラール証明書の取得義務化などの厳格化の動きは現時点ではない。

ハラール食品の監視の視点から見ると、オーストラリアのハラール認証団体のハラール認証に関する過失による団体登録の取り消しの例にもあるように、MOCCE の監視強化とみられる動きが見受けられた。ESMA のインタビューでも、新体制の下で、ESMA がハラール認可を担当してハラール証明書取得を通じたハラール要件の順守を確保し、さらに MOCCE が衛生管理面の認可を担当して衛生要件の順守を監視する、という二重の監視体制が成立し、ハラール製品に対する監視が強化されたと説明している。また、ドバイ政府が進めているスマート追跡システムにも進展が見られ、これも統一基準に基づくハラール食品の監視強化の動きの一つとして捉えることができる。

4-2. 最近の制度変更 (2015 年度調査以降の主な変化)

UAE では、前回調査時点と比べると、適用されるハラール基準を取り巻く状況に若干の変更があった。まず、2015 年 4 月に ESMA が発行した独自のハラール食品基準である「UAE. S. 2055-1:2015 ハラール食品-Part1 : 一般要件」は、その後 2015 年 11 月には GSO から採択され「UAE. S. GSO 2055-1:2015: ハラール食品-Part1 : 一般要件」となった。また、ハラール認証団体 (HCB) の一般要件を定める「UAE. S. 2055-2: 2016」とハラール認証団体を認可する認可機関の一般要件を定める「UAE.S. 2055-3: 2016」が 2016 年 3 月に更新された。ハラール適用要件となる規格や規制は、随時更新されるため、常に最新の情報を確認する必要がある。

前述のとおり、ハラール認証団体 (HCB) は、過去に MOCCE から認可を受けていたとしても、EIAC や GAC 等の認可機関での認可審査と ESMA での登録・更新手続きが求められるが、ドバイではこの体制への移行はほぼ完了している。公認のハラール認証団体は、

既に ESMA のウェブサイト上のリストで管理され、公表されている。ESMA 公認のハラール認証団体として日本でハラール証明書を発行できる機関は、前述の 3 つの団体となっている（2017 年 10 月時点）¹¹¹。

このうち、NPO 法人日本ハラール協会は、湾岸認可センター（GAC）から、日本イスラム文化センターとエミレーツ・ハラールセンターは、連邦国際認可センター（EIAC）からそれぞれ認可を取得している。前回調査時の 2016 年 3 月末時点では、イスラミックセンタージャパンが認証団体として認可されていたが、今回調査の 2017 年 10 月時点では ESMA のハラール認証団体のリストに含まれていない。一方、NPO 法人日本ハラール協会とエミレーツ・ハラールセンターが新たに ESMA ウェブサイトのリストに追加されている。

また、前述のとおり、DAC から改組する形で EIAC が設立されたが、この改組は、連邦国際認可センター（EIAC）設立のための Law No (27) of 2015 に基づいて実施された。2016 年 9 月には、理事会メンバーが任命されている¹¹²。EIAC として積極的に国際的認知度を高め、ドバイに限らず、UAE 国内全体および国際レベルで重要な認可機関となることを目指している。

¹¹¹ <http://halal.ae/en-us/Open-Data/Pages/LIST-OF-HALAL-CERTIFICATION-BODIES-REGISTERED-WITH-ESMA.aspx>

¹¹² <https://www.uaecabinet.ae/en/details/news/mohammed-bin-rashid-issues-decree-forming-board-of-emirates-global-centre-for-accreditation>

5. 国際組織の動向： OIC SMIIC
(イスラーム協力機構イスラーム諸国
規格研究所)

5-1. OIC-SMIIC の理念／目標／目的

5-1-1. OIC-SMIIC 概要

イスラーム協力機構（Organization of Islamic Cooperation、以下 OIC）とは 57 の加盟国から成るイスラーム諸国の国際組織である。OIC は 1969 年に設立され、国際社会の平和と調和を促進する理念のもと、加盟イスラーム諸国の意見を取りまとめ、彼らの利益を保護することを目的に活動している。

イスラーム諸国規格研究所（The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries、以下 SMIIC）は、OIC 加盟国における、ハラール認証を含む各種規格の調和や新たな規格の策定を目指す国際標準化機関として、2010 年 8 月に設立された。規格の調和を図ることによって OIC 加盟国間のビジネスにおける技術的な障害を取り除き、域内のビジネスを活性化させることを目指している。また、加盟国間の計量（Metrology）、ラボテスト（Laboratory Test）、標準化活動（Standardization Activities）の統一も目標としており、加盟国向けの教育プログラムの実施や専門サポートの提供も重要な活動と位置づけている。

設立当初の加盟国数は 13 カ国であったが、年々加盟国は増加しており、現在は OIC に加盟する 33 カ国とオブザーバー 3 カ国・地域が加盟している。本部はトルコ・イスタンブールに設置されている。

表 5-1 SMIIC 概要（2017 年 9 月時点）

組織名称（英）	The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries (SMIIC)	ロゴマーク 
組織名称（和）	イスラーム諸国規格研究所	
所在地	トルコ・イスタンブール	
設立年	2010 年設立、2011 年活動開始	
加盟国数	OIC 加盟国 33 カ国 オブザーバー 3 カ国・地域（非 OIC 加盟国）	
会長	セバヒッティン・コルクマズ氏 (Mr. Sebahittin KORKMAZ) トルコ規格院 (TSE) 現総裁。2015 年より現職。	
事務局長	イフサン・オプト氏 (Mr. İhsan ÖVÜT) トルコ規格院 (TSE) を経て 2014 年より現職。	
概要	OIC 加盟国における規格の調和を目指す国際標準化機関。主に加盟国の規格の調和に向けた標準化活動、計量標準活動、認	

	定活動等を実施する。
外部協力機関	アラブ工業・鉱山開発機関 (AIDMO)、アフリカ地域標準化機構 (ARSO)、湾岸協力会議標準化機構 (GSO)、国際イスラーム法アカデミー (IIFA)、国際貿易センター (ITC)、ウガンダ・イスラーム大学 (IUIU)

表 5-2 加盟国・機関 (33 カ国)

国名	加盟機関 (略称)	国名	加盟機関 (略称)
アフガニスタン	ANSA	リビア	LNCSM
アルジェリア	IANOR	マレーシア	DSM
アゼルバイジャン	AZSTAND	マリ	AMANORM
ベナン	ANM	モーリシャス	DNPQ
ブルキナファソ	ABNORM	モロッコ	IMANOR
カメルーン	ANOR	ニジェール	DNPQM
ジブチ	DJI	パキスタン	PSQCA
エジプト	EOS	パレスチナ	PSI
ガボン	AGANOR	サウジアラビア	SASO
ガンビア	TGSB	セネガル	ASN
ギニア	IGNM	ソマリア	SOMALIA
イラン	ISIRI	スーダン	SSMO
イラク	COSQC	スリナム	SSB
ヨルダン	JSMO	チュニジア	INNORPI
キルギス	CSM	トルコ	TSE
レバノン	LIBNOR	ウガンダ	UNBS
		アラブ首長国連邦	ESMA

オブザーバー (3 カ国・地域)

国名	参加機関
ボスニアヘルツェゴビナ	BAS
タイ	HSIT
トルコ系キプロス国家※	TCS

※トルコのみ「北キプロス・トルコ共和国」として承認

5-1-2. 設立経緯

SMIIC の設立は、トルコ政府によって 1984 年の第 1 回 OIC 経済商業協力常任委員会 (COMCEC) にて提案された。その後、SMIIC 設立憲章の批准を経て、2010 年に正式に設立。2011 年に実質的な活動を開始した。トルコ政府のイニシアティブで設立されたこともあり、本部はイスタンブールに設置され、設立以降、総裁および事務局長はトルコ出身者が務めている。現在、事務局長を務めるイフサン・オプト氏によると設立からの 3 年間は、トルコ規格院 (TSE) が全面的な支援を行っていたようだが、現在は加盟国が各国の国内総生産に応じた分担金を拠出し、独自予算を組んで運営されている。

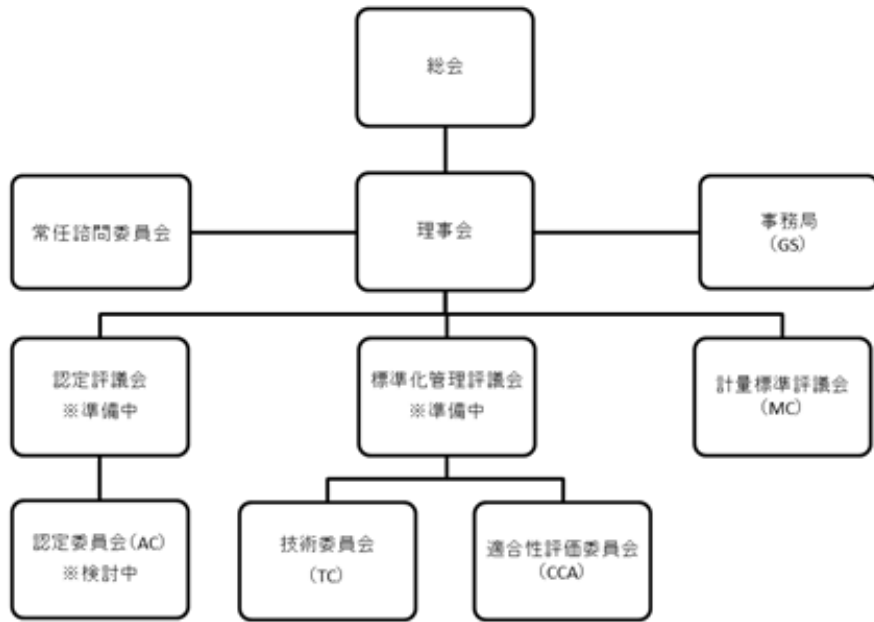
表 5-3 役員一覧 (2017 年 9 月時点)

国	役職
アフガニスタン	
アルジェリア	
カメルーン	副会長
エジプト	
ギニア	
イラン	
ヨルダン	
リビア	
パキスタン	副会長
サウジアラビア	副会長
チュニジア	
トルコ	会長
アラブ首長国連邦	

5-1-3. 体制 (各機関・団体の概要・役割)

SMIIC は総会、理事会、評議会、専門委員会によって構成され、評議会、専門委員会にて具体的な活動を実施している。詳細は以下 5-3. を参照。

図 5-1 SMIIC の組織図



出所: SMIICウェブサイトおよび事務局へのヒアリングをもとに作成
 補足: ウェブサイト内に記載されている組織図を元に作成したが、ヒアリングによると一部の評議会、委員会は活動中止および準備中であり、ウェブサイト内の記載と実態は異なる(2017年9月時点)。具体的には過去の多くの資料には計量標準委員会(Metrology Committee)が記載されているが、現在は評議会(Metrology Council)に格上げされ、標準化管理評議会および認定評議会は設立準備中。また、認定委員会は現在は活動を中止しており、認定評議会の設立を準備中するとともに新たな委員会としての設立を検討中。

5-2. 具体的な施策、実施方法

5-2-1. 標準化活動 (Standardization Activities)

技術委員会 (TC) を設置し、各分野において OIC/SMIIC 規格を策定する役割を担っている。主に規格原案の作成、規格の見直し、関連する準備活動を行っているが、SMIIC の設立目的が OIC 加盟国間の規格の調和であることから、ハラール食品 (TC1)、ハラール化粧品 (TC2) といった「ハラール」を主要な観点とする TC だけでなく、省エネルギー・再生可能エネルギー (TC4)、宝飾品 (TC13) といったイスラーム教の要素を含まない規格分野も対象となっている。

表 5-4 標準化活動に関わる委員会一覧

番号	担当分野
SMIIC/CCA	適合性評価基準委員会 (SMIIC Committee on Standards for Conformity Assessment)
TC1	ハラール食品 (Halal Food Issues)

TC2	ハラール化粧品 (Halal Cosmetic Issues)
TC3	サービス業・店舗等 (Service Site Issues)
TC4	省エネルギー・再生エネルギー (Energy Efficiency and Renewable Energy)
TC5	観光および関連サービス (Tourism and Related Services)
TC6	農業製品 (Agricultural Products)
TC7	輸送 (Transportation)
TC8	皮革製品 (Leather and Tanning Material)
TC9	テキスタイルおよび関連製品 (Textiles and Related Products)
TC10	ハラールサプライチェーン (Halal Supply Chain)
TC11	ハラールマネジメントシステム (Halal Management Systems)
TC12	危険物輸送要件 (Dangerous Goods Transportation Requirements)
TC13	宝飾品 (Jewellery)
TC14	石油および石油製品 (Petroleum and Petroleum Products)

表 5-5 直近の規格策定に向けた会議の開催状況 (2017年9月時点)

日時	実施会議
2017年3月	TC1、TC2、TC4、TC5、TC8、TC9 SMIIC 設立に関する協定および情報システムに関する研修 CCA
2017年5月	TC3、TC6、TC7、TC11、TC12、TC13 SMIIC 設立に関する協定および情報システムに関する研修
2017年9月	全 TC、CCA

5-2-2. 計量標準活動 (Metrology Activities)

2012年に計量標準委員会 (MC) が設置され、加盟国における計量方法やラボテスト方法の統一化に向けた活動を実施している。現在、SMIIC加盟国36カ国がメンバーとなり、直近では以下の研修が実施された。なお、現在は計量標準委員会が計量標準評議会に格上げされている。

表 5-6 直近の研修の実施状況（2017年9月時点）

日時	分野	講師
2016年2月	科学計測分野	TUBITAK UME（トルコ）
2016年5月	温度測定分野（入門）	IMBIH（ボスニアヘルツェゴビナ）
2016年9月	温度測定分野（発展）	IMBIH（ボスニアヘルツェゴビナ）

5-2-3. 認定活動（Accreditation Activities）

2010年に認定委員会（AC）が設置され、OIC加盟国における認定システムの構築に向けた活動を実施し、OIC加盟国内に「認定（Accreditation）」概念を普及させる役割を担っていたが、SMIIC事務局によると現在はその活動が中断されている。活動内容を抜本的に見直した上で新たに認定評議会を設立すべく、準備・検討が進められているようだ。なお、この見直し・検討については2017年9月時点でSMIICウェブサイトには記載されていない。

5-3. 他国・団体との協力・連携

SMIICは国際貿易センター（ITC）、アフリカ標準化機構（ARSO）、アラブ産業開発・発掘機構（AIDMO）と今後の協力関係構築に向けて合意し、MOUを締結している。また、国際標準化機構（ISO）、欧州標準化委員会（CEN）、国際電気標準会議（CENELEC）、食品規格委員会（CODEX委員会）といった有力な国際標準化機関とは、技術的な協力関係の構築に向け対話を進めている。オプト事務局長によると、特にISOとは、共同で標準化活動、専門家の交流プログラム、キャパシティービルディング等のプログラムを実施しており、この3年間で協力関係が強化されている。

5-4. 規格の策定状況

2011年の活動開始以降、ハラールについては3つのガイドライン（ハラール食品ガイドライン、認証機関ガイドライン、認定機関ガイドライン）が策定・発行された。その後、市場やステークホルダーからの要望、他の法令との整合性を考慮し、修正に向けた取り組みが決定され（2013年）、現在、協議・見直しが行われている。また、ハラール化粧品分野（TC2）およびハラール関連サービス産業（店舗、飲食店等）分野（TC3）については、具体的に規格原案を議論している段階であり、今後の規格化およびその発行が期待される。これ以外のハラール関連規格については議長の選出、活動計画策定、要

望のとりまとめといった段階であり、準備段階にある。ハラール以外の分野については、労働安全衛生ガイドラインが策定・発行された。

これらの策定状況を踏まえると、現状では SMIIIC の活動はハラールに関する取り組みが先行していると言える。なお、発行済みのガイドラインについては、ウェブサイトを通じて有料公開されている¹¹³。

表 5-7 取組の進捗状況（2017年9月時点）

担当	対象	取り組み状況
GS	OIC/SMIIIC 5 労働安全衛生ガイドライン (General Guidelines on Occupational Safety and Health)	2017年公表
CCA	OIC/SMIIIC 2 ハラール認証機関ガイドライン (Guidelines for Bodies Providing Halal Certification)	2011年公表。現在、修正に向け委員会原案作成中
	OIC/SMIIIC 3 ハラール認証に関する認定機関ガイドライン (Guidelines for the Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification Bodies)	2011年公表。現在、修正に向け委員会原案作成中
TC1	OIC/SMIIIC 1 ハラール食品ガイドライン (General Guidelines on Halal Food)	2011年公表。修正に向け、国際規格案の照会段階
TC2	ハラール化粧品	国際規格原案の投票段階
TC3	サービス（店舗、飲食店等）	作業原案の検討段階
TC4-14	各担当分野	活動領域および事業計画の策定、議長選出等、原案作成に向けた準備段階

¹¹³ SMIIIC ウェブサイト参照。その他、トルコ規格院ウェブサイトでも購入可能
<https://www.smiic.org/en/all-projects>

5-5. 政策に対する評価（成果と課題）

5-5-1. ハラルの規格化実現は一つの成果

ハラルに関する食品規格としては、1997年にCODEX委員会がCAG/GL24-1997にて規定を定めているが、実用的な統一基準とはなっていないと言われている。昨今、ISO、CENといった国際標準化機関においてもハラルの規格化に向けた動きが見られたが、いずれも実現しなかった。その背景には、国際規格としての技術的な手続きにおいて「ハラル」という宗教的な概念との適合性が大きな課題になること、また、SMIICが既に宗教と技術の両面から既に規格化に取り組んでいることがあったようだ¹¹⁴。加えて、ISO、CEN、CODEX委員会等によるハラル規格の策定にはムスリム消費者からの抵抗感が強く、消費者団体から強い反対声明も出された¹¹⁵。これらの状況は、ハラル規格が他の食品規格と異なり宗教的な要素を多分に含むことから生じており、イスラーム諸国やムスリムを主体としない組織によるハラルの規格化が現実的に難しいことを示している。

これに対しOIC/SMIIC規格は、OIC加盟国で構成されるSMIICが主体となり、イスラーム法だけでなくISOやCODEXといった国際的な食品規格も参考にして作成されている。イスラーム法に関する見解は、OICの専門機関である国際イスラーム法アカデミー（International Islamic Fiqh Academy, IIFA）の協力も得ており、イスラーム法の専門家の意見が反映されている。

状況にあわせた規格の見直し・改善等は必要であるものの、CENやISOといった国際標準化機関による規格化が難しいことを考えると、イスラーム圏の多くの国々が加盟するOICの国際規格としてハラル規格を取りまとめたことは、SMIICの一つの成果だったと言える。

5-5-2. 課題は加盟国におけるOIC/SMIIC規格の浸透

しかし、2011年時点でOIC/SMIIC規格としての各種ハラル関連ガイドラインが存在するにもかかわらず、一般的には「ハラル認証に統一的な基準はない」といわれており、国際的にはOIC/SMIIC規格は浸透していない。実際、欧州の有力展示会ANUGAにてハラル食品や認証機関の調査を行ったが、確認できる認証の多くは欧州、マレーシア、インドネシア、UAE等、各国のものであり、OIC/SMIIC規格についてはほとんど認識・

¹¹⁴ コーデックス委員会資料および各種報道 http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-43%252FCRD%252Ffl43_CRD14x.pdf

¹¹⁵ イスラム教徒消費者団体からの声明文参照
<http://www.asidcom.org/Muslim-Stakeholders-Release-about.html>、
<http://worldmuslimconsumers.org/codex-guidelines-for-halal-the>

言及されていない。唯一、ある欧州の認証機関が SMIIIC の「ハラール食品ガイドライン」ではなく、「認証機関ガイドライン」に従っていると表示していた。

ムスリムの食品を巡る環境は各国でさまざまであり、ハラール性に関して重要視する点は異なる。そのため、各国制度の中に OIC/SMIIIC 規格をそのまま導入するだけでは不十分であり、各国が自国の事情に合わせて必要な要素を取り入れている現実がある。オプト事務局長は「OIC/SMIIIC 規格を単純化した上で、シャリーア法の観点をより多く取り入れている国等も見られるが、内容は SMIIIC 規格とほぼ同じ」だと説明するが、内容に差異はあることから OIC/SMIIIC 規格としては普及していない。この点が OIC/SMIIIC 規格の大きな課題である。¹¹⁶

また、「自国のハラール認証付き食品を欧州に積極的に輸出することによって、その認知度を高めようという加盟国も見られる」とオプト事務局長は指摘しており、必ずしもイスラーム諸国の足並みがそろっているわけではない。

なお、アゼルバイジャンの参加機関 AZSTAND¹¹⁷の担当者にインタビューを実施したところ、真偽は定かではないが「AZSTAND として SMIIIC に加盟しているとの認識はない。ウェブサイトの情報には誤りがある」とした上で「OIC 加盟国として SMIIIC に対してニーズを伝え、必要な情報を提供してもらっており、それで十分」とのコメントがあった。このように OIC 加盟国の中でも、SMIIIC の活動には温度差がある¹¹⁸。

5-6. 今後の方向性

5-6-1. 国際社会における知名度向上が当面の目標

SMIIIC は OIC 加盟国の規格策定や発行、認定・認証の仕組みづくりが役割である。ただし、国際機関として加盟各国の制度に規格を導入させる権限はなく、各国の対応や決定を尊重する立場である。そのような中立的な立場の中で OIC/SMIIIC 規格を普及させるべく、まずは国際標準化機関との連携を通じた SMIIIC の認知度向上を目指している。ISO や CODEX 委員会との MOU や技術対話はこの一環であり、国際社会における認知度向上が規格の活用促進につながると SMIIIC は考えている。今後も各分野における規格策定・見直しと並行して、国際標準化機関との連携強化を進めていく方針であり、積極的に各機関に接触を図っている。

¹¹⁶ トルコについては、2011年7月付でトルコ規格院の規格（TS OIC/SMIIIC1～3）として、OIC/SMIIIC 規格をそのまま採用している。

¹¹⁷ SMIIIC ウェブサイト内の以下ページにて加盟国・機関リストが公表されている。
<https://www.smiic.org/en/members>

5-6-2. 国際標準化機関との連携に影響するキプロス問題¹¹⁹

国際標準化機関との連携を進める SMIIC だが、OIC および SMIIC のオブザーバーとして「トルコ系キプロス国家」（北キプロス）が参加していることが争点となり、連携交渉は順調に進んでいるとは言えない。北キプロスは 1983 年に「北キプロス・トルコ共和国」として独立を宣言しトルコからのみ承認を得たものの、国際的には未承認である。そのため、キプロス共和国（南キプロス）としては北キプロスがオブザーバーとして OIC/SMIIC に参加していることに強く抗議しており、SMIIC と ISO や CODEX 委員会との連携交渉において反対の立場をとる。そのため連携交渉は前進していないようだ。SMIIC としては、キプロス問題により停滞している連携交渉を 2017 年中に前進させたいと考えており、「状況によっては、連携を進めるために一時的に北キプロスをメンバーから外すことも検討すべきかもしれない」と危機感を示している。

キプロス問題については、2017 年 7 月にも南北キプロスおよび関係国によって和平交渉が実施されたが、現状では解決のめどはたっており、今後も SMIIC の活動に対する影響は避けられない。

5-6-3. トルコにおけるハラール専門の認定機関設立の動き

報道によると、SMIIC 設立を提唱したトルコ政府は、欧州の各規格を所管するトルコ認定機関（Türk Accreditation Agency, TÜRKAK）と切り離した形で、ハラール認証を専門とするハラール認定機関（Institute for Halal Accreditation, HAK）の設立を進めている。拡大するハラール食品市場をターゲットとに、トルコ産食品の輸出を拡大させるため、国内に複数存在するハラール認証を管理することが狙いと見られる。

この動きに対し、SMIIC は「HAK が OIC/SMIIC 規格を導入することを期待している」とコメントした。現時点ではトルコ政府も「OIC/SMIIC 規格は、まだ運用段階とは言えない」としているものの、HAK が設立され、OIC/SMIIC 規格に基づきハラール認証機関を認定する仕組みを構築することとなれば、それは SMIIC にとっては一つのモデルケースとなる。また、SMIIC を活用してハラール認証の主導権を握ろうとするトルコ政府の意図も

¹¹⁹ キプロス問題の経緯について、詳細は以下を参照のこと。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cyprus/data.html#section7>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05000895/05000895_009_BUP_1.pdfhttps://www.oic-oci.org/page/?p_id=179&p_ref=60&lan=en

垣間見える¹²⁰121。

なお、これらの取り組みについてはトルコ国内で反対意見も見られ、民間ハラール認証機関 GIMDES からは「経済的メリットや市場シェアを獲得するためだけの活動である」¹²²というコメントが出されている。

5-7. 唯一のイスラームベースの国際的プラットフォーム

SMIIC の設立目的は、OIC 加盟国間での規格の調和、計量やラボテスト、標準化活動の統一、およびこれらの活動を通じた OIC 域内でのビジネス活性化にある。しかし、上記で紹介したとおり、現実的には各国の事情や思惑、加盟国が抱える国際関係が影響することから実現には至っていない。

SMIIC はジェットロのインタビューに対し、「OIC/SMIIC 規格は OIC に加盟する各国の政府が認めた共通のハラール規格であり、この規格に従えば OIC 各国の政府系認証を取得できるようになる」と説明しているが、現時点では国際的かつ実用的な統一ハラール規格だとは言えず、域内の基準統一化に向けて具体的な道筋が見えているとも言えない。また、そのようなハラール規格が策定可能なのか、例えばスンニ派とシーア派での差異はないのかなどといった疑問の声も聞かれる。

しかし、国際的な国家レベルの枠組みの中で統一規格を作るという点では、SMIIC は他の欧米標準化機関では果たせない役割を持っている。OIC/SMIIC 規格は、イスラーム圏の多くをカバーする OIC の加盟国による、イスラーム法と国際規格の双方を参照した規格だという点で、実用的な国際統一規格となりうる可能性を有している。現時点では国際社会の中で SMIIC の存在感が大きいとは言えず、その実現力や影響力は限定的だが、規格策定に関する唯一のイスラームベースのプラットフォームとして今後の取り組みの進捗は注目に値する。

参考資料：

- SMIIC ウェブサイトおよび SMIIC 公式文書。表、図に関して、出所に関して特段の記載がない場合は SMIIC ウェブサイトを参考にしてている。

¹²⁰ 報道参照

https://www.salaamgateway.com/en/story/smiic_expects_turkeys_planned_halal_accreditation_body_to_implement_its_standards_sec_gen-salaam05062017081858/

¹²¹ トルコは 2011 年 12 月までハラールマークの添付が禁止されていたため、他国と比べるとハラール認証に関して後発国であると言える。

[https://www.ietro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2016/bdf7fdcc48b9a4a7/halal2015.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/Reports/02/2016/bdf7fdcc48b9a4a7/halal2015.pdf)

¹²² 報道参照

<http://www.iha.com.tr/haber-gimdesten-hak-degerlendirmesi-650483/>

- ジェトロ・イスタンブールによる SMIIC へのインタビュー（2017年5月25日、9月12日）
- ジェトロ・イスタンブールによる AZSTAND へのインタビュー（2017年10月27日）
- 各種報道、プレスリリース等

6. タイ

6-1. タイにおけるハラール関連制度の基礎情報

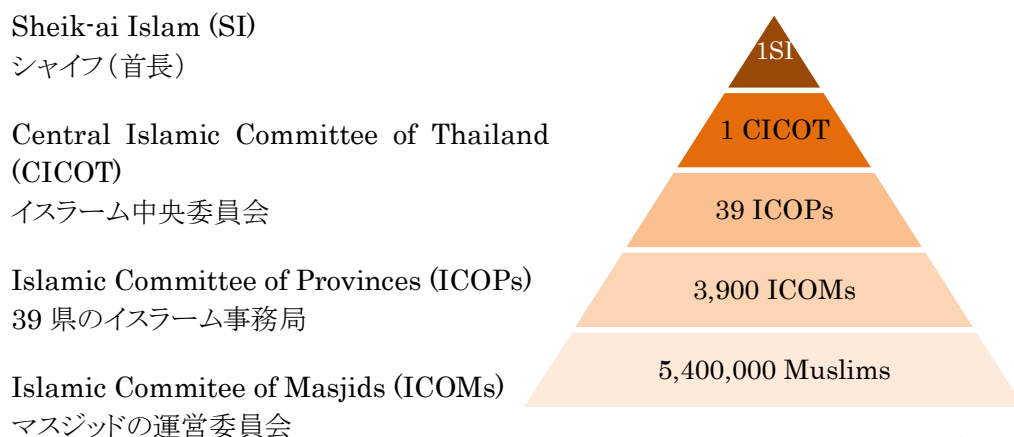
6-1-1. ハラール関連政策

6-1-1-1. 国内のムスリム人口・比率、国内のムスリム（ハラール）食品市場の概況

■ 国内のムスリム人口・比率

タイにおけるムスリムの人口は、約 540 万人であり全人口の約 8%を占める。国民の約 9 割を占める仏教徒に次いで、2 番目に多い宗教である。そのうち、首都バンコクに暮らすムスリムは約 5.5%のみであるのに対し、マレーシアとの国境に近いヤラー県、パッタニー県、ナラーティワート県という「深南部」と呼ばれる地域には、約 20%のムスリムが暮らしている。タイの深南部は、18 世紀までマレー系イスラームのパタニ王国であった。18 世紀に、タイと、当時イギリス領土であったマレーシアに分断されタイに併合されたものの、いまだに多くのムスリムが暮らす。そのため、タイ国内のムスリムの 2/3 はこれらのマレー系ムスリムと言われている。イスラーム教国ではないタイだが、1997 年にはイスラーム教に関する組織の運営を認める「イスラーム教組織運営法（the Administration of Islamic Organization Act B.E. 2540, (A.D. 1997)）」が公布されており、ムスリムが人口の過半を占めない非ムスリム国で、イスラーム教を法的に承認する意味を含む法律を策定していることは、世界でも珍しいとされている。タイに暮らす約 540 万人のムスリムは、1 人のシャイフ（首長）を頂点に、タイ全国に点在する 3,900 のマスジッド（通称モスク）に所属している。マスジッドは、県内に 3 カ所以上あれば、30 人以下の事務局員で構成された「イスラーム事務局」を設立することができる。現在、全国 77 県のうち、39 県にあるイスラーム事務局には 750 人が所属している。そして、タイ国内のイスラーム教統制機関であるタイ国イスラーム中央委員会（Central Islamic Committee of Thailand, 以下 CICOT）は、各地域のイスラーム事務局の代表 39 人と、シャイフ（首長）によって選出された 13 人を合わせた 52 人で運営される。これらのタイのムスリムコミュニティの運営には、約 6 万人が関わっている。

図 6-1 タイにおけるムスリムコミュニティの構成



※ CICOT へのインタビュー調査をもとに作成

■ ハラル食品市場の概況

タイ国内のハラル食品の市場規模は、2015年時点で50億～100億バーツであり、ハラル食品製造の数は約3,600社、サービス関連企業は約400社と考えられている¹²³。

一方ハラル食品の輸出額は、世界で第10位を誇る年間2,000億バーツである¹²⁴。タイ政府はハラル市場の輸出拡大を見据えて民間企業にハラル認証取得を推進している。輸出額と比較すると国内市場規模は小さいものの、タイ国内でもハラルマークが付与された製品やハラルフードレストランは年々増加している。これまで深南部に多く暮らしていたムスリムだが、タイの経済成長と都市化に伴い、バンコクを含む都市部や他の地域へ居住地域を拡大している。また2016年、中東やアジア諸国からタイに訪問したムスリムの観光客は、600万人を超えたとされている¹²⁵。ムスリム観光客は、約9日から12日間滞在し、1人当たり平均37,280バーツ（うち食費に12,500～25,000バーツ）を費やすと言われ、タイ全国でハラルフードとその関連サービスの需要が高まっている¹²⁶。

バンコクでは、ハラルに関するイベントも数多く開催されている。毎年12月には、CICOT、タイ国ハラル基準局研究所（Halal Standard Institute of Thailand、以下HSIT）、チュラロンコン大学ハラルサイエンスセンター（The Halal Science Center、以下HSC）が主催となり、300社以上が出展する「Thailand Halal Assembly」が開催されている。ここでは、ハラル関連事業を展開する企業同士の商談会やスタートアップ企業のシンポジウム、ハラルの食品加工、物流に関するセミナーなどが行われている。このイベントは、タイの前国王プーミポン・アドゥンヤデート国王（ラーマ9世）の「足るを知る経済」の哲学¹²⁷に基づいたものとされており、次世代を担う若手ビジネスマンを巻き込むタイ最大のハラル産業イベントである。



2017年度の
Thailand Halal



写真 6-1 2015年度の Thailand Halal Assembly

¹²³ Public Post, 2015

¹²⁴ National Food Institute (NFI), 2016

¹²⁵ Mekong Tourism, 2016

¹²⁶ Halal food information center, 2008

¹²⁷ 1997年のアジア通貨危機後に前国王により提唱されたもので、仏教の「中道」に基づき、持続的な発展の方法を目指す、という社会経済開発の基本理念。

6-1-1-2. ハラル関連政策

タイ政府は 2005 年から継続時に、官民一体となって農産物や食品の海外輸出を促進するため「Kitchen of the World（世界の台所）」計画を推進している。

現在、世界のムスリム向け食関連市場（ハラル市場）は約 5,800 億ドル（約 60 兆円）で、アジアの市場は全世界の約 6 割にあたる約 3,450 億ドル（約 35 兆円）と見込まれている¹²⁸。タイのアチャカ工業相は、世界のイスラーム教徒の人口は現在の 17 億人から 2050 年には 28 億人に達し、ハラル食品の輸出需要はますます増加すると予想しており、「世界の台所」を目指すタイにとって、世界のハラル市場を攻略することは最重要課題と捉えている。そのため、タイ政府はハラルの基準を遵守した加工技術の導入や新商品の開発などに対して財政支援を行う他、投資誘致を進めるなどして同産業の振興を図っている¹²⁹。

タイ政府が 2016 年から 2020 年にかけて策定した 5 ヶ年計画では、「2016 年から 5 年以内にタイをハラル食品輸出国の世界トップ 5 にする」という目標が掲げられており、期間中に 7 兆 9 千億バーツ以上の予算が投じられる予定。具体的に以下の 4 つの戦略が掲げられている。

1. ハラル商品の製造能力の向上
2. 認証制度の加速化
3. 調査と研究開発
4. 国際市場への拡大と販路開拓

予算のうち 32 億 685 千万バーツは、ハラル関連機関とハラル産業の発展をサポートする工業省に割り当てられる。2016 年度、産業振興局（Department of Industrial Promotions, 略称 DIP）は政府予算のうち 4 億 300 万バーツをハラルビジネスの潜在性を高め、発展させる事業を行う各機関に拠出した¹³⁰。現在は食品産業が中心だが、今後は「観光」「化粧品」「物流」「薬品」の分野でもハラルスタンダードを制定し、認証制度、ムスリムのためのサービスを確立する予定だ。



写真 6-2 「Kitchen of the World」
政策の一環として毎年開かれている東南アジア最大級の
食品展示会

¹²⁸ ブランド総合研究所, 2014

¹²⁹ Sankei Biz, 2015

¹³⁰ Thailand board of investment, 2016

6-1-1-3. ハラール認証に対する政府の関与方法・体制

- タイ政府は、ハラール食品市場の成長を見越して国内の食品加工工場や食品関連企業にハラール認証の取得を奨励しており、イスラーム中央委員会（Central Islamic Committee of Thailand, CICOT）を中心としたハラール認証機関や支援機関と連携し、ハラール認証制度、基準の整備および普及を進めている。認証団体や関連政府機関の詳細については、「1.2 ハラール認証制度」に記載する。

主なハラール関連団体は以下のとおり。

ハラール認証機関

- ・ イスラーム中央委員会（Central Islamic Committee of Thailand, CICOT）
 - ・ タイ国ハラール基準局研究所（The Halal Standard Institute of Thailand, HSIT）
 - ・ チュラロンコン大学ハラールサイエンスセンター（The Halal Science Center, HSC）
- 政府支援機関
 - ・ タイ工業省（Ministry of Industry, MOI）
 - ・ タイ産業振興局（Department of Industrial Promotions, DIP）
 - ・ 食品研究所（National Food Institute, NFI）
 - ・ タイ農業・協同組合省（Ministry of Agriculture and Cooperatives, MOAC）
 - ・
 - ハラールマークについて

CICOT によって承認されハラール認証商品として認可されると、タイのハラール認証マークであり、通称「ダイヤモンドハラール」と呼ばれるロゴを商品に貼付することができる。



CICOT は 2017 年に創設 20 周年を迎える。イスラーム教に関する組織の運営が認められ、内務省下位組織として創設された CICOT は 2002 年、タイ政府はハラール認証制度を導入し、2004 年には世界初となるハラール専門の研究所である HSC を設立した。イスラーム教組織運営法の SECTION3 には、CICOT の事務局員の選出方法や、CICOT が保持する権力や義務などが明記されている。CICOT の精力的な活動で 57 カ国のイスラーム諸国が加盟する国際機関であるイスラーム協力機構（Organisation of Islamic Cooperation, 略称 OIC）にもオブザーバーとして所属しており、2017 年 1 月にはタイは非ムスリム国にもかかわらず、イスラーム諸国標準軽量学会（SMIIC The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries, 略称 SMIIC）の招聘で正会員として加わった。

6-1-1-4. 認証取得、認証商品の輸出に対する政府のサポート

タイ政府は食品製造企業に対して、ハラール認証マークの取得を推進するため、イベントやセミナーを実施している。また、認証取得の手数料を一部負担するなどの支援も行っている。

■ 認証取得に対するサポート

- ・ タイ国ハラール基準局研究所 (The Halal Standard Institute of Thailand, HSIT)
- ・ チュラロンコン大学ハラールサイエンスセンター (The Halal Science Center, HSC)
- ・ 食品研究所 (National Food Institute, NFI)

■ 認証商品に対する輸出サポート

- ・ チュラロンコン大学ハラールサイエンスセンター (The Halal Science Center, HSC) : ブランディング、国際ハラール認証機関に対するサポート
- ・ 商務省 各国のタイトレードセンター (商務参事官事務所) : 展示会出展サポート
- ・ 外務省 各国のタイ大使館

また、政府の代表的な支援機関が取り組む活動は以下のとおりである。

■ 食品研究所 (National Food Institute, 略称 NFI)

公式ウェブサイト : www.nfi.or.th

タイ工業省の外郭団体であり、食品製造の研究開発・標準化を推進する等、タイの食品産業全体の付加価値向上を目的とした組織。タイのハラール食品輸出を推奨し、サポートするため、ハラール食品に関する情報提供をするウェブサイトを開設。同サイトではハラール認証の取得方法や、ハラールに関する基準や認証、ハラール食品の需要やトレンドが各輸出先国別でまとめられたレポートを確認できる。また、タイ国内でハラール認証を受けている飲食店や、ハラール食品工場のリストも参照可能である。



同研究所は CICOT と密接に連携を図り、ハラール認証を推進している。特に、ハラール認証を申請する食品工場や飲食店に正しい知識を提供するためのセミナーや認証の審査プロセスを標準化するため、審査マニュアルの作成や認証審査官を対象としたセミナーを開催している。HSIT は、同研究所が主催するセミナーや学会に専門家を派遣し、HSC は同研究所と政策的な議論を行い、ハラール認証を取得する意向のある事業者をサポートしている。

■ タイ農業・協同組合省 (Ministry of Agriculture and Cooperatives, 略称 MOAC)

公式ウェブサイト : eng.moac.go.th

イスラーム市場の拡大を見越し、と畜場および畜肉販売店のハラール認証取得を推進している。2013 年は、と畜場が 30 カ所、畜肉販売所が 200 カ所、商品 800 検体の分析が目標として設定された。13 年 10 月時点でと畜場が 11 カ所（33 カ所が審査中）、畜肉販売所 15 カ所が認証済みで分析に関しては 513 検体が分析済み、287 検体が分析中となっていた。2016 年 5 月の調査では、27 の国内向けと畜場、48 の輸出向けと畜場（うち 2 カ所は国内向けにも含まれる）が、ハラール認証を取得済みとされている。



非イスラーム教国にもかかわらず、ハラール認証制度を整備しハラール商品の輸出拡大を推進するタイ政府の積極的な取り組みの結果、輸出規模は年々増加している。政府がハラール商品の輸出拡大を増加させることができた理由として、以下の理由が挙げられる。

- ・ タイ国内で統一されたハラール基準を定めたため。
- ・ 認証プロセスを確立したため。
- ・ ハラール関連の人材育成等にも力を注ぎ、土台を固めたため。
- ・ 外務省、商務省が積極的に販路開拓をしたため。

また 2014 年から 2017 年にかけて、国と地方が連携し、タイ南部パタニー県に南部地域の開発とハラール市場の拡大および促進を目的とした「Halal Industrial Estate（ハラール工業団地）」が開発された（2016 年 12 月以降事業見直し中）。ここでは、同工業団地に投資を行う投資家およびハラール商品の製造を行う企業に対し、タイ政府から補助金が割り当てられる。また、2016 年、卓越した技術、優れた輸出実績、国際的なマーケティング力等が国際市場で高く評価されたタイ国輸出企業へ贈られる¹³¹「Prime Minister's Export Award（タイ国首相輸出企業賞）」に、Best Halal という部門が新たに設けられ、タイ政府のハラール産業における強化の意識がうかがえる。



写真 6-3 ハラールセミナー・認証の様子

¹³¹ タイ国政府貿易センター <http://japan.thaitrade.com/trade/exaward12.html>

6-1-2. ハラル認証制度

タイ政府は 2015 年、「ハラル事業運用法 (Halal Affairs B.E. 2558) ¹³²」を公布し、ハラル基準、認証プロセス、ハラルマーク付与に関する事業の運用方法を法律で定めた。タイの国力である食品加工産業を活かし、さらに拡大が見込まれる世界のハラル市場でタイ産ハラル食品を輸出したい意向だ。タイ国内のイラーム教関連団体はこのタイ政府の働きに非常に感謝しており、今後も官民一体となった取り組みは積極的に行われるだろう。

6-1-2-1. 認証機関・団体

タイのハラル認証団体は、CICOT のみである。CICOT は中央組織であり、39 の県にあるイスラーム事務局は、申請の窓口としてその県にある工場のハラル認証手続きを進めることが可能であるが、イスラーム事務局がない 38 県の工場に関しては、CICOT での直接申請が必要である。ハラル認証マークを貼付するために必要な商品登録に関しては、イスラーム事務局ではなく CICOT への申請が必要であり、全国で統一されたシステムが構築されている。タイにおけるハラル関連機関、団体は以下のとおりである。

■ イスラーム中央委員会 (Central Islamic Committee of Thailand, 略称 CICOT)

公式ウェブサイト: www.cicot.or.th

1997 年、イスラーム教に関する団体の運営が認可された「イスラーム教組織運営法」に基づき設立された組織。バンコク中心部から車で約 1 時間のミンブリー地区に本部を置いており、タイでハラル食品の認証機関となるのはこの CICOT のみ。食品加工工場のハラル認証は、工場が所在する県の事務局に申請が可能だが、事務局がない県に所在する工場の場合は、CICOT への申請が必要。ハラル認証マークは、商品ごとに申請をしなければならず、全て CICOT への申請が求められる。CICOT には、イスラームコミュニティの首長であるシャイフが委員会の議長を務める他、各事務局の代表 39 人と、シャイフに指名された 13 人の計 52 人が所属している。



■ タイ国ハラル基準局研究所

(The Halal Standard Institute of Thailand, 略称 HSIT)

¹³²Regulation of the Central

[Rhttp://www.cicot.or.th/storages/contents/attachments/Regulation_of_the_Central_Islamic_Council_of_Thailand.On_the_management_of_Halal_Affairs_B.E._25.pdf](http://www.cicot.or.th/storages/contents/attachments/Regulation_of_the_Central_Islamic_Council_of_Thailand.On_the_management_of_Halal_Affairs_B.E._25.pdf)

公式ウェブサイト：www.halal.or.th

CICOTにより運営されている国家機関であり、タイ政府から補助金のサポートを受けている。イスラーム法に基づいて任務を遂行し、全世界のムスリムから信頼されるハラール基準を維持するために設立された。具体的な目標は、以下のとおり。

1. CICOT で定められているハラール基準の維持と発展。
2. タイ国内で統一された唯一の認証基準として、認証プロセスを維持すること。
3. 官民一体となり、国際的なハラール認証基準にタイのハラール認証基準を適応させること。



イスラーム法と国際食品基準に基づいた、ハラール商品基準に関する調査と基準の維持発展を目的に、認証取得の際に各企業が抱える課題や障壁の調査を行う。また、ハラール商品の生産製造に関わる人材の育成や、他国の認証団体と情報共有や協働をする。また、ハラール商品や認証について知識や理解を深めるための活動や情報提供を行う。

■ チュラロンコン大学ハラールサイエンスセンター

(The Halal Science Center, 略称 HSC)

公式ウェブサイト：www.halalscience.org

HSCによると、世界初のハラール食品を専門に研究し認証を行う研究所で、ハラール認証商品の分析や商品開発を行っており、CICOTを科学的にサポートしている。イスラーム法とCODEX基準（食品の国際規格）に基づき、タイのハラール食品の品質基準の向上と規格化を行う。タイのハラール認証食品は、輸出時の品質基準認証に加え、栄養衛生の基準を満たす必要がある。HSCには、食品検査のための機械だけで160台以上の機械があり、動物のストレス濃度を確認するためにホルモン検査をするなどイスラーム法にのっとって徹底的な検査が行われている（イスラーム法では、動物をと殺する前に苦しみを与えてはならないため）。現在、ASEAN諸国では各国それぞれが独自のハラール認証制度やプロセスを確立しているが、これらの国を旅行するムスリムにとってはさまざまな認証制度が混在することは混乱の元となるため、マレーシアやインドネシア等のムスリム国家とも連携し、ハラール認証の規格化を目指している。



6-1-2-2. ハラール認証のプロセス

申請プロセス

ハラール認証プロセスは大きく以下の11ステップに分かれる。

- (1) 申請書提出
ハラール認証を希望する事業者が提出した申請書は、本審査の前に申請書類のみでスクリーニングが行われる。
- (2) 申請書確認
書類に不備や問題がある場合、課題の改善と申請書類の再提出が求められる。
- (3) 申請料支払い
書類審査を通過した後、申請料を支払う。
- (4) ハラール研修
事業者は HSIT が行うハラール研修の聴講が求められる。
- (5) 現場調査
申請書は権限者によって再チェックが行われるが、承認されればイスラーム法学者、食品科学者、畜産部門のと畜場に関する専門家によって構成された監査委員会が組織される。監査委員会は、原材料や食品の保管倉庫も含め、全ての製造過程で基準に問題がないかを検査し、評価報告書を作成する。
- (6) ラボ検査
また、監査委員会は商品サンプル、原材料を収集し HSC へ送りラボ検査が行われる。
- (7) 審査
監査委員会による評価報告書と HSC で実施された分析データ結果をもとに、CICOT でハラール認証マークを付与するための最終審査が行われる。
- (8) 承認
最終審査を通過した後、イスラームコミュニティの首長シャイフによってサインされる。
- (9) 工場ハラール認証証明書発行
ハラール認証を取得した工場として正式に認められ、証明書が発行される。
- (10) CICOT へ申請
タイの認証マークである「ダイヤモンドハラール」を商品に添付するには、一つ一つの商品を CICOT に申請し商品認証を受ける必要がある。
- (11) ハラール認証マーク「ダイヤモンドハラール」取得
ハラールの認証コードと「ダイヤモンドハラール」の使用許可が下りる。

図 6-2 ハラール認証プロセスのフローチャート



HSIT 資料をもとに作成

■ 申請費用

事業所の検査	10,000～20,000THB
製品分析	1,000THB
交通費	2,500THB
認証書	1,000THB
商品ごとの認証マーク	500THB

■ 申請期間と有効期間

申請から認証取得までの審査期間は約 1～2 カ月で認証の有効期限は 1 年間である。期限が過ぎる 60 日以前に更新申請を行う必要があり、有効期限を過ぎてしまった場合は新規申請をしなければならない。初年度より 3 年連続で審査を受け、期間中に問題がなければ、以降は 2 年ごとの更新となる。

■ 申請窓口

全国の主要なイスラーム事務局の連絡先一覧

【バンコク】

The Office of Islamic Affairs Committee of Bangkok Metropolis

Tel. 02-543-7328

公式ウェブサイト：www.islamicbangkok.or.th

【北部】

チェンマイ県

The Islamic Committee of
Chiangmai

Tel. 053-284-505

公式ウェブサイト：-

チェンライ県

The Islamic Committee of
Chiangrai

Tel. 081-884-7931

公式ウェブサイト：-

ターク県

The Islamic Committee of Tak

Tel. 089-566-6415

公式ウェブサイト：-

【東北】

コンケン県

The Islamic Committee of
Khonkaen

Tel. 086-717-6274

公式ウェブサイト：-

【中部】

アユタヤ県

The Islamic Committee of
Ayutthaya

Tel. 086-134-8846

公式ウェブサイト：-

ナコーンナーヨック県

The Islamic Committee of
Nakornnayok
Tel. 081-901-8234, 089-010-2468
公式ウェブサイト： -

パトゥムターニー県
The Islamic Committee of
Pathumthani
Tel. 02-593-3871
公式ウェブサイト： -

サムットプレーカーン県
The Islamic Committee of
Samutprakarn
Tel. 02-817-2793
公式ウェブサイト：
<http://www.foicsp.com/spk/>

カーンチャナブリー県
The Islamic Committee of
Kanchanaburi
Tel. 034-611-148, 081-255-4777
公式ウェブサイト： -

ペップブリー県
The Islamic Committee of
Phetburi
Tel. 086-754-5381
公式ウェブサイト：
<http://www.icopbi.or.th/>

【東部】

チャチェンサオ県
The Islamic Committee of
Chachengsao
Tel. 081-936-5458
公式ウェブサイト： -

チョンブリー県
The Islamic Committee of
Chonburi
Tel. 063-218-9141
公式ウェブサイト：
www.muslimchonburi.com

ラヨーン県
The Islamic Committee of
Rayong
Tel. 038-011-863-4, 089-0961663
公式ウェブサイト： -

【南部】

ナコーンシータンマラート県
The Islamic Committee of
Nakornsrihammarat
Tel. 087-894-5906
公式ウェブサイト：
<http://www.foicsp.com/nrt/>

プラチュアプキーリーカン県
The Islamic Committee of
Prachuapkirikan
Tel. 081-751-3704
公式ウェブサイト：
<http://www.muslimprachuap.com>
/

クラビー県
The Islamic Committee of Krabi
Tel. 075-700324
公式ウェブサイト：
www.ick.or.th

チュムポーン県
The Islamic Committee of
Chumphon

Tel. 077-599-500, 087-268-6720

公式ウェブサイト： -

スラタニー県

The Islamic Committee of
Suratthani

Tel. 077-287-130, 077-255-083-7

公式ウェブサイト：

<http://www.foicsp.com/sni/>

プーケット県

The Islamic Committee of
Phuket

Tel. 076-377-546

公式ウェブサイト：

<http://www.foicsp.com/pkt/>

ナラーティワート県

The Islamic Committee of
Narathiwat

Tel. 073-515097, 073-511061

公式ウェブサイト： -

サトゥーン県

The Islamic Committee of Satun

Tel. 074-799-338

公式ウェブサイト：

www.islamicsatun.net

パタニー県

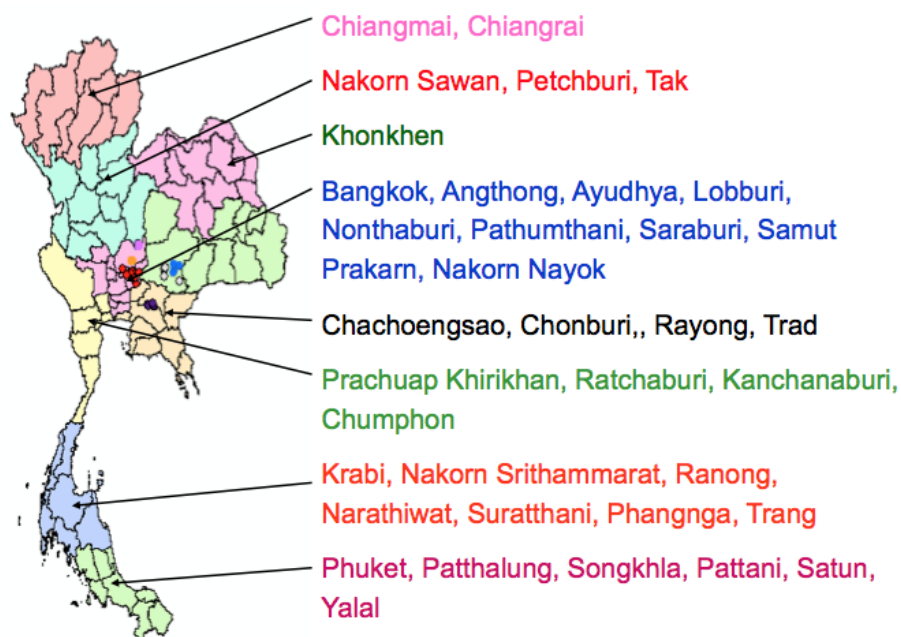
The Islamic Committee of
Pattani

Tel. 073-336-149, 081-990-0172

公式ウェブサイト：

<http://www.foicsp.com/ptn/>

図 6-3 イスラーム事務局が所在する県



Bureau of Livestock Standard and Certification Department of Livestock
Development より引用

6-1-2-3. ハラール認証要件

ハラール認証取得に際して、GMP（適正製造基準）、HACCP（危害分析重要管理点）、ISO（国際標準化機構）等の取得は必須ではないが、ハラール認証を受けた事業者からのインタビューからも分かる通り、これらの認証を取得しているとハラール認証も取得しやすくなる。現在タイ国内で、ハラール認証を取得した工場は約 3,600 件程度であるが、食品関連の製造工場は全国で約 90,000 カ所、GMP、HACCP を取得する工場は 30,000 カ所と言われている。タイ政府とイスラーム教関連組織は、今後さらにその件数を増加させたいと話している。

■ ハラール工場認証における検査対象

- ・ 事業所
- ・ 製品の原材料/成分および保管
- ・ 原材料の洗浄および洗浄に使用する水
- ・ 製品設備の洗浄
- ・ 製品製造施設
- ・ 従業員
- ・ 製品の保管/輸送
- ・ 販売
- ・ ハラール食品のレストラン、またはキッチンのハラール食品提供

- ハラール認証の際に考慮されるべき点
 - ・ イスラーム法で許される原材料、食品であること
 - ・ イスラームのと殺方法
 - ・ 運送方法
 - ・ Najis（不浄なもの）の浄化
 - ・ 食品衛生
 - ・ パッケージ、保存方法
 - ・ 保管、貯蔵、流通方法
 - ・ ラベル表示方法

食材、原材料、内容量の衛生面や栄養、体への安全性を保証するため、認証後も県のハラール事務局アドバイザーが月 1 回訪問し検査を行う。工場が認証された後、商品ごとに 500 バーツを支払うとタイの認証マークの貼付が可能になる。

6-1-2-4. 認証取得件数、うち現地進出日系企業の取得状況

CICOT によると、2006 年から 2011 年の 5 年間で、タイにおけるハラール認証の申請数は年率約 20% で増加した。そのうち約 90% は食品であり、食品全体の約 72% を加工食品が占め、次に飲食店（約 13%）、食肉加工食品（約 3%）、輸入食品（約 2%）と続く。

2011 年時点で 64,588 点の商品がハラール認証を受けており、現在はおよそ 2 倍の約 12 万点の商品が認証を受けている。ハラール認証を受けた工場数は、約 3,600（CICOT が認証した数：1,440、地方のイスラーム事務局（ICOPs）が認証した数：2,160）となっている。なお、ハラール認証は食品のみならず、家畜用の飼料、ベッドなどの寝具、レストランやスパなどのサービス業にも適用されている。コンビニエンスストアに並ぶ食品でも、ハラール認証マークが付けられた商品が増加している。HSC によると、ある飲料メーカーの商品が認証マークを外して販売したところ、売上が落ちた例や、工場認証は受けていても、商品には認証マークを貼っていなかったため販売が伸び悩んだ即席麺の事例があるという。

タイへ進出している日系企業のハラール認証取得データを取りまとめている機関はないため、正確なハラール認証取得社数や商品数を確認できるデータはないが、以下の写真のとおり小売店舗の売り場を見ると、多くの日系企業の商品がハラール認証を取得している現状が確認できる。

写真 6-4 日系企業製品のハラールマークの表示



さつま揚げ

ヨーグルト

ドレッシング

6-1-2-5. ハラール認証商品（またはイスラーム市場向け）の輸出実績

2014年、タイのハラール食品輸出額は200億バーツを超え、過去5年でその輸出額は年率8%で増加し¹³³、タイはハラール食品の輸出国として世界第13位に入っている（Board of Investment, 2016）。また、HSCの2008年から2012年の調査によると、タイで生産されたハラール食品の96%は、ASEAN諸国、中東、アフリカに輸出されているが、隣国のマレーシアとインドネシアだけで全体の約30%を占めている。OICにハラール食品を輸出する国としても、トップ10にラインクインしている。

イスラーム市場向けに輸出量が最も多い品目は、ムスリムの主食であるコメ（タイの輸出額全体の約50%はコメ）であり、これは多くのイスラーム教国でコメの自給自足が難しく、輸入に頼っているためである。その他、砂糖、ツナ缶、キャッサバ粉、果物なども輸出されている。コメも含めてタイの多くの輸出品目には農作物が多くあり、これらは“Halal by nature”であり、豚肉やアルコールが混入しうるものではない。よって、イスラーム教の食事規定に既に許されているものが大半となり、ハラール認証の取得も容易である。輸出される鶏肉のおおよそ90%はハラール認証を取得している。タイ政府は、高品質で信頼性の高い商品を製造することを強調しており、ハラール食品の付加価値を高めることに尽力している。同時に、ハラール商品の製造に関与する事業者は、ハラール食品が多く流通する近隣諸国と協力しハラールに関する知識と技術をさらに習得し付加価値化に努めている（Creating Confidence in the Halal Industrial Estate in Pattani, 2016）。

¹³³ Halal Focus (2017) *Thailand's plan to become a top-five exporter of Halal foods by 2020*
<http://halalfocus.net/thailands-plan-to-become-a-top-five-exporter-of-halal-foods-by-2020/>

6-1-2-6. ハラル認証製品等に関するトラブル

2012年、HSCは「ハラル認証取得後も基準を遵守しているか」について検査を実施した。認証後、全体の約6%にハラーム（イスラーム教の戒律で禁止されているもの）に該当するものが混入していると判定された。一方、ハラル認証よりもさらに基準の厳しいとされる「HAL-Q」を取得している商品では、認証後ハラームと判定されたものは一つもなく、タイ政府やハラル関連機関は、このHAL-Qを推奨し取得率を増加させることに注力している。詳しくは次項1.2.7で説明する。

図6-4 ハラル食品検査の結果

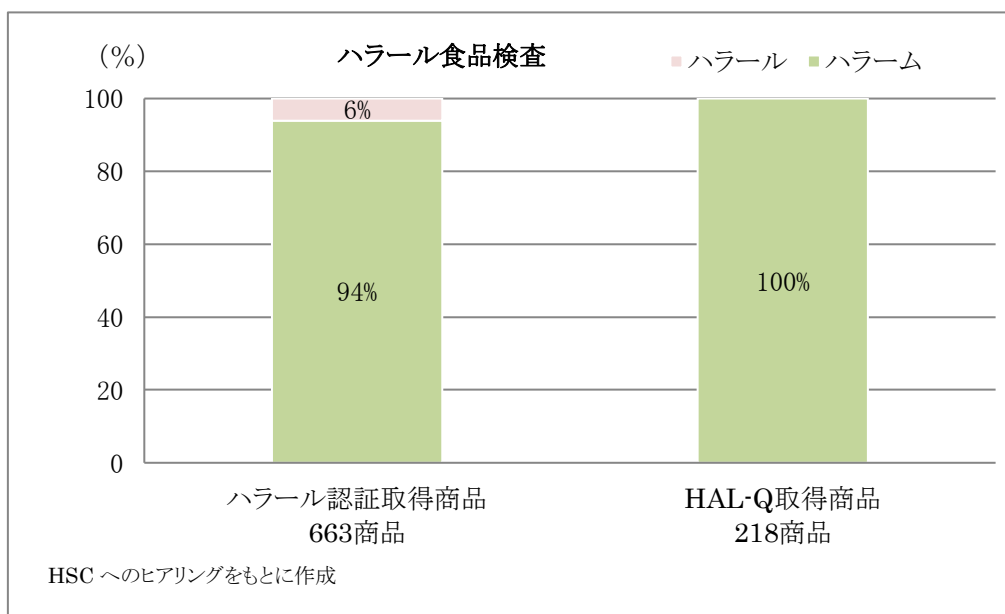
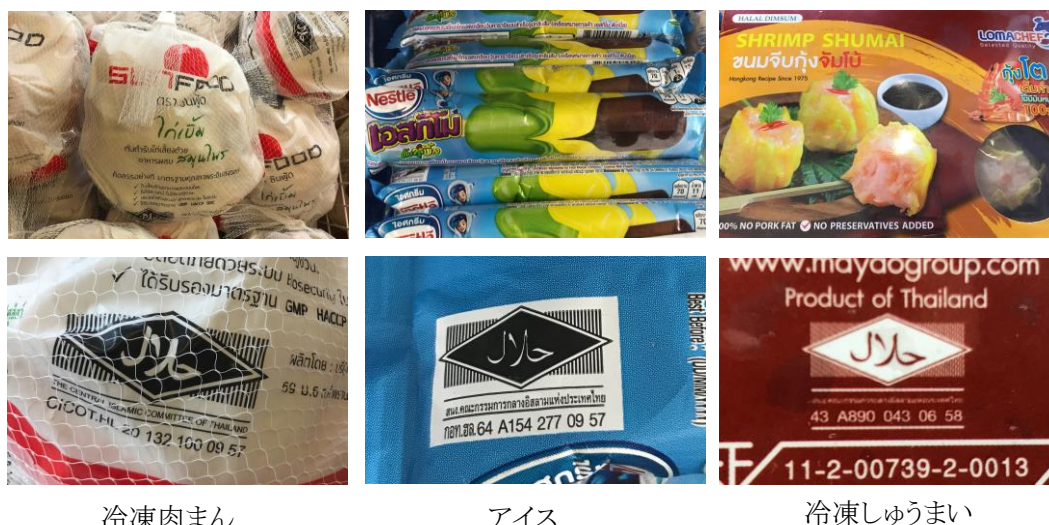


写真6-5 タイ大手企業製品のハラールマークの表示



6-1-2-7. HSC（ハラールサイエンスセンター）のサービス

■ HAL-Q

HAL-Qとは、以下4つの英語の頭文字を取って定められた認証であり、ムスリム消費者に衛生的なハラール食品を保証するため、ハラール認証基準と食品安全システムを組み合わせたハラール食品製造工場の品質管理システムとして運営HSCがしているものである。

- H = Hygiene（衛生）
- A = Assurance（保証）
- L = Liability（責任）
- Q = Quality（品質）

Hal-Qは、Halal-GMPとHalal-HACCPから構築されている。現在は約470の企業（工場、飲食店等）がHal-Qを取得しているが、将来的には全てにHAL-Qを適応させていく予定だ。タイ航空では、他航空会社との差別化戦略の一貫として、機内食を製造する工場でHAL-Qを取得した。その結果、同社のケータリングを納品する企業は50社に上り、そのうち10社はムスリム系航空会社、またはムスリム客が多い、ムスリム国へ就航する航空会社が占める。

図 6-5 HAL-Qの申請プロセス



写真 6-6 Hal-Q マークとセミナーの様子

■ H-Numbering

HSC では、ハラール食品製造の過程でよく使用される原材料 348 種類のうち、92% にあたる 320 種の原材料を既に調査し「E-Numbering」としてリスト化している。その E-Numbering のうち「ハラール」と認められたものを「H-Numbering」と呼ぶ。

「E-Numbering」のうち 119 種類はイスラーム法で合法として「ハラール」、85 種類はハラール食品製造過程で使用が禁止されている「ハラーム」とされており、どちらにも属さない残りの 116 種類は出处が不明と言う理由から「Mashbooh (疑わしいもの)」と分類されているが、そのうち、信頼性の高いハラール認証機関によって認可され「ハラール」と認められた 65 種類の原材料は「H-Numbering」に入る。一方、「Mashbooh (疑わしいもの)」でハラール認証を取得していない場合は、書類審査、インタビュー、HSC での分析検査を受け承認される必要があるものとして分類されている。

■ ハラール商品開発

CICOT では、Najis (不浄なもの) を清めるムスリムのための洗浄液「クレイ洗浄液」を開発しており、ハラール認証工場等での使用を推進している。(※ハラームであることを製造したことのある工場の機械は「Najis (不浄なもの)」であり、ハラール製品を製造するためにはイスラーム法に基づいた宗教的な洗浄が必要となる。イスラーム法によると合計で7回洗浄しなければならず、そのうち一回は清浄な土を混ぜて洗浄をしなければならないとされている。「クレイ洗浄液」は、アルカリ性の「泥石鹼」であり上記の宗教洗浄の代替品として開発された。)

■ Halal Route

HSC では、イスラーム圏からの観光客の増加に伴いアプリケーションを開発。ムスリムでも安心してタイ国内を旅行できるよう、ハラール食品やハラールのためのサービス(礼拝室など)を提供しているレストランやホテル、マスジット等を調べることが可能である。

<http://halalroute.in.th/>



写真 6-7 左:クレイ洗剤 中央・右:Halal Route

6-2. ケーススタディ

本項では、タイ進出日系企業へのインタビューに基づき、実際にハラール認証を取得した事例を取り上げる。

6-2-1. 日系菓子製造企業

6-2-1-1. 企業概要

タイ国内以外に工場を2つ構える日系菓子メーカー。2012年12月ごろよりハラール認証の取得をはじめており、国内と輸出向けに商品を製造する。国内ではバンコクのスーパーマーケット等、モダントレードを中心に商品を販売。規模は大きくないものの、地方でも代理店を通し商品を流通させている。

6-2-1-2. 認証取得した品目、団体、時期、目的、費用

タイ国内で製造する商品全てについて、タイのハラール認証を取得済み。新商品（新テイスト）が販売されるたびにハラール認証の申請を行っている。（年に2～3回ほど）

6-2-1-3. 取得にかかるハラール対応

もともと3人のムスリム従業員が工場勤務で在籍していたため、ハラール申請に伴い、新たにムスリムの雇用はしていない。ムスリム従業員のための「祈祷室(プレイルーム)」は増設した。工場のハラール認証取得後は、原材料にアルコール成分や豚由来成分を一切使用していない商品のみ製造しており、新たに商品開発をする際もハラール認証が可能な商品のみ考案するようにしている。ハラール取得後も定期的にCICOTのスタッフが工場に査察に訪れており、CICOT開発の商品（自然由来の洗浄液等）も購入している。

6-2-1-4. 取得に際し苦労したポイント

最も苦労したのは、日本から仕入れる香料などを含めた原材料の調達である。原材料を取り扱う日本企業ではハラール認証を取得しているところが少なく、ハラール認証を取得したタイ国内や周辺国の事業者から調達するか、ハラール認証を取得している日本企業から仕入れ直した。

6-2-1-5. 認証取得の効果

ハラール認証に伴い、特に売上面で大きな変化は見られないが（ハラール認証が売上に貢献したかどうかは定かではないが）、売上は年々上昇している。以前までインドネシア等から来ていた「ハラール商品であるかどうか」という問い合わせは来なくなった。

6-2-1-6. 輸出先国、輸出量・金額、売上/輸出に占めるハラール認証製品の比率

現在の主要輸出国は、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ミャンマー等。中東諸国へは輸出していない（輸出金額、売上等は未開示）。将来の輸出を見越してハラ

ール認証が得られる商品開発を心がけている。輸出量は今後も堅調に伸びると予想している。

6-2-1-7. 輸出に向けた取組・工夫

マレーシアでは、タイの「ダイヤモンドハラール」が同国のハラール認証機関 JAKIM に公認されており、タイからマレーシアにそのまま輸出が可能であるが、インドネシアは、公認されているものの、表示法の規制でマークの表示ができず、インドネシアのハラール認証機関である MUI の認証を取得し直した。MUI 認証に際しては、MUI 担当者が同社へ検査に来た。同社の場合、タイのハラール認証を既に取得済みであったため、申請はスムーズであった。

(その他)

タイのハラール認証は、今後その必要性とともに基準や認証の過程はさらに厳しくなると考えている。近隣のムスリム国であるマレーシアやインドネシアを含めた ASEAN 地域での市場拡大を考える際、訪タイするムスリム観光客の増加も重なり、タイのハラール認証を取得する意義は大きいと感じている。取得に際して最も大変なのは、日本から仕入れる原材料だろう。日本でハラール認証を取得する原材料メーカーは少なく、調達先の変更には時間がかかると思われる。

6-2-2. 果物加工品製造企業

6-2-2-1. 企業概要

タイでは 1995 年に設立された同社は、タイ国内でパイナップルとアロエベラを主要原料とした食品を製造加工するメーカーである。以前はパイナップルがメインであったが、近年アロエベラの生産量も増加させており、現在の製造割合は、パイナップル 50%、アロエベラ 50%となっている。2015 年の売上高は 7 億 200 万バーツでその大半を輸出が占めており、タイ国内の販売による売上高は全体の約 2~3%のみである。現在の従業員数は 646 人（うち日本人 5 人）。バンコクより西南に位置するプラチュワップキーリーカン県にパイナップルとアロエベラの加工製造工場を構えている。

6-2-2-2. 認証取得した品目、団体、時期、目的、費用

2014 年 8 月にハラールの工場認証を取得しており、現在は顧客からの要望によってタイのハラール認証マークを貼付している。工場認証の審査費は 20,000 バーツ。年一回の検査を受けて毎年更新手続きを行う。また、商品ごと（SKU ごと）に認証マークを付与するため、一商品当たり 500 バーツを支払っている。その他、ハラール認証の取得にあたり全従業員向けに開催されたハラールに関するセミナー開催費用、ハラール工場認証の証明書発行費用などがかった。

6-2-2-3. 取得にかかるハラール対応

従業員の中にムスリムがもともと在籍していたため、認証取得に際して新たにムスリムを雇用していない。ハラール認証申請の際、工場が位置するプラチュワップキーリーカン県を管轄するイスラーム事務局の担当者が、工場の衛生状態や食品安全管理の審査のため訪問しており、審査前には主要従業員を対象としたハラールに関するセミナーも行った。ハラール認証取得に際して工場の運営で変更を行ったことは、CICOT からクレイ 洗剤を定期的に購入し使用し始めたことと、祈祷室を増設したことである。

6-2-2-4. 取得に際し苦労したポイント

同社商品の製造過程では、豚やアルコール成分が混入する場面がないため、ハラール認証取得に際してあまり苦労はしなかった。また、ハラール認証取得以前より、パイナップル、アロエベラの原料は定期的に残留農薬検査を行っており、さらに、工場内では整理整頓を徹底し衛生状態が保たれていた。既に GMP、HACCP、ISO、IFS などの食品安全基準も満たしていたため、ハラール認証の申請は順調に進めることができた。

6-2-2-5. 認証取得の効果

ハラール認証取得以前と取得後で売上高や製造量にあまり変化はない。現在、インドネシアやマレーシア等の周辺のムスリム国家には輸出していないが（現地で生食用のパイナップルが豊富に採れるため缶詰の需要も少ない）、タイのハラール認証も取得したので今後輸出を拡大したいと考えている。

6-2-2-6. 輸出先国、輸出量・金額、売上/輸出に占めるハラール認証製品の比率

パイナップルの主な輸出先は、ドイツ、ポーランド、フランス、イタリア、オランダ等の EU 諸国、日本、韓国、台湾などの東アジア。アロエベラは主にアジア地域に輸出される。サウジアラビアやアラブ首長国連邦などの中東にも輸出をしているが、規模は全輸出量の 1%程度（10 コンテナ程度）と非常に小さい。

6-2-2-7. 輸出に向けた取組・工夫

特になし

(その他)

同社の本社は日本の静岡県にあり、日本では焼き鳥缶詰の製造やツナ製品の販売をおこなっている（日本国内需用）。こうした商品のハラール対応も進めており、ハラール認証を取得したタイの工場に OEM 生産を委託している。既にハラール認証を取得した工場との連携もハラール対応の方法の一つといえる。

6-2-3. 調味料・レトルト食品製造企業

6-2-3-1. 企業概要

醤油、レトルト食品、調味料の製造販売を手掛ける日系食品メーカー。タイ国内向けには主に醤油と調味料、日本向けにはレトルト食品の製造販売を行う。ラヨーン県のイースタン・シーボード工業団地に醤油製造工場とレトルト食品・調味料製造工場を構える。醤油工場は業務用商品の販売が7割を超える。醤油工場は、GMP、HACCP、FSSC、JAS、レトルト食品・調味料製造工場はGMP、HACCP、ISO9001、ISO22000、ISO14001を取得済み。

6-2-3-2. 認証取得した品目、団体、時期、目的、費用

取引先であるタイ企業からハラール認証の取得を求められることもあり、また、今後は輸出の拡大、OEM生産の受け入れも視野に入れているため、ハラール認証を取得することを決めた。タイカレー、ゴマドレッシング、ソース類、淡口醤油、濃口醤油等は既にハラールの商品認証を取得済みである。今後は、日本向けのレトルトのタイカレーにもハラール認証マークを添付する予定。申請、審査期間は約1年を要し、醤油工場は2017年1月、レトルト食品・調味料製造工場は2015年11月に認証を取得した。

6-2-3-3. 取得にかかるハラール対応

ハラール認証取得に際して、製造方法や原材料を全て見直した。また豚肉を使用する商品を取り扱っていたが全て終売。レトルト食品の製造工場では、ハラール認証商品と非ハラール商品の製造ラインを区分けしており、従業員も行き来ができないように徹底している。ハラール商品用の倉庫を完備しており、輸送方法も非ハラール商品と同じトラックになる場合は、仕切りを立て分けて輸送している。ムスリムは現在雇用していない。アルコールは消毒用のみで使用。

6-2-3-4. 取得に際し苦労したポイント

全ての原材料を見直し、工場もハラール対応の設備に整え、認証を取得するには1年以上かかり苦労した。日本から仕入れている原材料をハラール認証の取得の必要がない天然物と証明するために、監査委員を日本へ連れて行き、ハラール原料であることを監査員が確認する必要があった。

6-2-3-5. 認証取得の効果

ハラール認証取得前後で特に変化は見られない。

6-2-3-6. 輸出先国、輸出量・金額、売上/輸出に占めるハラール認証製品の比率

日本、ASEAN諸国、EU諸国、オーストラリア等に輸出している。ハラール製品についてはまだわずかだがマレーシアにゴマのドレッシングを輸出し始めるなど今後拡大予定である。

6-2-3-7. 輸出に向けた取組・工夫

Thailand Halal Assembly 2017 に出展予定（11月30日～12月3日）

（その他）

タイにおいて、ムスリム向けの日本食レストランは現状少ないがタイに日本食を普及していく企業としてハラールの日本食にも取り組んでいく。また今後も日本食はアセアンを中心に世界各国で需要が高まるとみている。ハラール製品もその国々の市場、ニーズにあわせ展開していきたい。

7. ブラジル

7-1. ブラジルにおけるハラール関連制度の基礎情報

7-1-1. ハラール関連政策

7-1-1-1. 国内のムスリム人口

ブラジル国内のイスラーム教徒の数についての唯一の統計データは、ブラジル地理統計院（IBGE - Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística）が2010年に実施した人口センサスである。これによると男女合わせて3万5,167人となっている。しかし、イスラーム教徒のブラジルへの移住は19世紀半ばから始まっており、現在150万人にのぼると推計する研究¹³⁴、またハラール認証を含めてブラジルのイスラーム教徒・団体の総まとめをしているブラジル・イスラーム協会連盟（FAMBRAS - Federação das Associações Muçulmanas do Brasil）は約80万人という数字を発表していることから¹³⁵、IBGEの数字が実態を表していない可能性は高い。

ブラジル国内のイスラーム教徒は大きく分けて2つのグループに分けることができる。一つはイスラーム系移住者とその子孫、二つ目は他の宗教の信者だったがイスラーム教に改宗した人たちである。

表 7-1 : 2010 年国勢調査によるブラジル国内のイスラーム人口

宗教	人口			
	合計	比率	男性	女性
全体(1)	190,755,799	100.00%	93,406,990	97,348,809
イスラーム教	35,167	0.02%	21,042	14,124
ローマ・カトリック教会	123,280,172	64.63%	61,180,316	62,099,856
プロテスタント	42,275,440	22.16%	18,782,831	23,492,609
ユダヤ教	107,329	0.06%	53,885	53,444
仏教	243,966	0.13%	110,403	133,563

出典：IBGE, Censo Demográfico 2010

7-1-1-2. 国内のムスリム（ハラール）食品市場の概況

FAMBRAS HALAL のニュースレター「HALAL BRASIL NEWS」¹³⁶によると約200のハラール製品がスーパーなどで流通しているが、ほとんどの製品には認証シールが貼られ

¹³⁴ Lidice Meyer Pinto Ribeiro, A implantação e o crescimento do islã no Brasil, Estudos de Religião, v. 26, n. 43

<http://www.fambrashalal.com.br/populacao-islam> (2017年9月12日アクセス)

¹³⁶ FAMBRAS HALAL, O Halal está no Mercado Brasileiro, HALAL BRASIL NEWS, 2016年1月29日 http://www.fambrashalal.com.br/blog_port/2016/01/29/o-halal-esta-no-mercado-brasileiro/ (2017年6月24日アクセス)

ていない。一般のスーパーでハラール製品専用の売り場はほとんど見られない。

イスラーム教徒でないブラジルの一般の消費者は、ハラール製品について「健康的で安全、血抜きなどの処理がきちんとされている」といった良いイメージをもっており、認証団体の中にはそれを強調しているところもある。

食肉については、ハラールの認証を受けた食肉店が大都市を中心に存在する。これらの店はハラール製品として認証された食肉を仕入れるとともに、処理のためにハラールサービス認証をとる必要がある。

また、ブラジルはレバノン、シリアからの移民が多かったため、アラブ料理レストランが高級店から大衆店まで幅広く存在している。アラブ料理のファストフード店「Habib's」が国内に広く店舗展開するなど、ブラジル人の食生活に定着しているといえる。ただし、これらアラブ料理レストランは、ハラール食材ではない一般の食材を用いて料理を提供している店舗が多く、認証を受けたいわゆる「ハラール・レストラン」はわずかしかない。

7-1-1-3. ハラール関連政策（目標、具体的な取組、位置付け）

ブラジル政府は、2015年に発表した全国輸出プラン（「Plano Nacional de Exportações 2015-2018」）という枠組みの中で輸出振興施策を行っている。ハラール食品に関しても、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イラン、トルコ、アルジェリア、エジプト向けの主に鶏肉や牛肉輸出先開拓のための二国間交渉や補助金融資を行っている。

さらに2016年には「アグロマイス」(Agro Mais) という、輸出手続きの簡素化を目指した農産物輸出振興施策が発表された。これによって国際市場におけるブラジル産農産物のシェア拡大（7%→10%）を目指している。特に農牧食料供給省（MAPA）動物原産品検査課（DIPOA）の検査によって発行される認証（SIF-Serviço de Inspeção Federal）を取得すれば、輸出港での商品の再検査義務がなくなり、価格競争力が増すという点で、ハラール食品取扱い事業者にも歓迎されている。

7-1-1-4. ハラール認証に対する政府の関与方法・体制

ハラール認証については、民間団体（営利組織）である認証機関とメーカーとの間で行われるため、政府の関与はない。アラブ・ブラジル商工会議所（CCAB - Câmara de Comércio）は、この点について「ブラジルはムスリム教国ではないため、政府はハラール認証には関与せず、ニュートラルな立場をとっている。従って補助金のようなものは存在しない。ハラール認証を必要としているのは輸出先の輸入業者や消費者のコミュニティである」と説明する。

ただ商工サービス省（MDIC）の管轄にあり工業製品の規格、認証を行っているブラジル国家度量衡・規格・工業品質院（INMETRO - Instituto Nacional de Metrologia, Qualidade e Tecnologia）がハラール認証に関わり「ハラールシール」（Selo Halal）を発行するという

報道が、同院総裁のインタビュー記事の形で 2016 年 4 月にあった¹³⁷。しかし、その後の動きは不明である。これについて 2017 年 7 月に CCAB に質問したところ、「ハラールは宗教的なものなので、政府の関与は難しいと思われる」との回答だった。

7-1-1-5. 認証取得、認証商品の輸出に対する政府のサポート

先に述べたようにブラジル政府はハラール認証についてのサポートはしていないが、認証製品輸出については大きく分けて 2 つの分野でサポートを行っている。1 つは潜在的な輸出先国との市場開放交渉であり、2 つ目はハラール諸国で開催される展示会などでのプロモーション活動についてのサポートである。

■ ブラジル政府と業界団体による輸出先国との交渉

ブラジル政府は農産物の輸出量の増加を目的に食肉輸出のために市場開放の交渉を粘り強く行ってきた。イスラーム諸国では近年、マレーシア、パキスタン、バングラデシュ、インドネシアと交渉を行ってきた。市場開放についての交渉は外務省、動物検疫の分野は MAPA（農牧食料供給省）が担当し、それにメーカー（製造業界団体）として鶏肉の場合はブラジル動物タンパク質協会（ABPA - Associação Brasileira de Proteína Animal）の代表が加わる。牛肉の場合はブラジル食肉輸出協会（ABIEC - Associação Brasileira das Indústrias Exportadoras de Carnes）である。ちなみに ABPA は 2014 年にブラジル養鶏ユニオン（UBABEF - União Brasileira de Avicultura）とブラジル豚肉生産・輸出協会 ABIPECS - Associação Brasileira da Indústria Produtora e Exportadora de Carne Suína が合併してできた団体である。

■ マレーシアの事例

先述のとおり、動物検疫に加えハラール認証そのものを JAKIM という政府機関が管轄している。マレーシアのブラジル産の鶏肉輸入解禁についての交渉は、2011 年 6 月に MAPA のミッションが派遣され、その後、同国から検査員がブラジルに派遣され、同年に牛肉の処理場 2 カ所と七面鳥の処理場 1 カ所が輸出認可されている。鶏肉の解禁は 2015 年になり、同国から処理工場の検査のためのミッションがブラジルに来て、動物検疫とハラールの規制についてのチェックを行い輸出認可した。ABPA はこれにより鶏肉の輸出が 3500 万ドル、1 万 5,000 トンに達することを見込んでいと発表した¹³⁸。またブラジル大手食肉メーカーの BRF は、マレーシアをアジアのハラール市場の窓口として重視しており、2016 年

¹³⁷ O Globo, Inmetro criará selo Halal para que Brasil explore mercados muçulmanos stest, 2016 年 4 月 17 日

<https://oglobo.globo.com/economia/negocios/inmetro-criara-selo-halal-para-que-brasil-explore-mercados-muculmanos-19105126> (2017 年 7 月 21 日アクセス)

¹³⁸ Dinheiro Rural, 2015 年 10 月 14 日

<http://www.dinheiro rural.com.br/noticia/agroeconomia/malasia-habilita-quatro-novas-plantas-brasileiras-para-exportar-carne-de-frango> (2017 年 7 月 2 日アクセス)

に現地大手食品コングロマリット FFM Berhad グループ傘下の食肉加工メーカーである FFM Further Processing SDN BHD 社の株の 70%を 1600 万ドルで取得した。これにより BRF はマレーシアを拠点として、イスラーム市場への販売を強化しようとしている¹³⁹。

■ パキスタンの事例

パキスタンについて 2014 年に市場開放の通知がなされ、そして、2015 年 2 月に輸出認可された処理工場のリストが MAPA によって発表された。同国政府とブラジル政府と ABPA が、市場開放と国際衛生証明書 (CSI - Certificado Sanitário Internacional) の内容について 3 年以上にわたって交渉を行ってきた結果である。

■ インドネシアの事例

世界最大のイスラーム教徒人口を抱えるインドネシアは、ブラジル政府の輸出先開拓における重要な目標の一つである。しかし、2008 年から複数にわたるミッションが派遣されて交渉を行っているが、まだブラジルのハラール鶏肉について開放されていない。2016 年 2 月にブラジル政府は WTO (世界貿易機関) で鶏肉についてパネル設置を要請、その場で協議をされてきた。この協議には EU 諸国に加え米国、中国、オーストラリアなどで 15 カ国が第三国として参加しており、日本も加わっている。ブラジルがクレームしているのは、科学的根拠のない衛生基準と政府内の多くの関係機関にわたるライセンス取得の複雑で不透明なシステムである。2017 年 3 月 21 日の『Valor』紙によると、ブラジルの主張が認められる方向に進んでいるというが、まだ結果はでていない。

ブラジルを代表して WTO での交渉に参加しているのは以下の機関である。

外務省紛争コーディネート部 (CGC - Coordenação-Geral de Contenciosos)。2001 年に設置された国際貿易における紛争解決を直接担当する外務省の部署。WTO での「協議」「パネル設置」「上級委員会での討議」を直接コーディネートする。民間部門から障壁となっている市場、製品などの情報を集め、提訴の内容、戦略を立てブラジルの立場を中心となって主張する。

貿易審議会 (CAMEX - Secretaria-Executiva da Câmara de Comércio Exterior) : 観光を含め商品やサービスの外国貿易に関連する政策やアクションの策定、実施を担当する。外務省の管轄だったが、行政改革の一貫で 2017 年 5 月 11 日から MDIC へ管轄が変わった。以下のような機関がプロモーションに関わっている。

■ ハラール諸国でのプロモーション活動

農牧食料供給省 (MAPA)

商工サービス省 (MDIC)

連邦総弁護庁 (AGU - Advocacia Geral da União)

¹³⁹ Valor, 2016 年 9 月 9 日

ブラジル動物タンパク協会 (ABPA)

政府のハラール製品のプロモーションに対する助成は、2016年にMDICから外務省に管轄が移ったブラジル輸出投資プロモーションエージェンシー (Apex-Brasil - Agência Brasileira de Promoção de Exportações e Investimentos) を通じて行われる。Apex-Brasilは国外でのブラジルの製品、サービスの輸出をプロモーションとブラジルへの投資誘致を担当する機関である。セクター・プロジェクト (Projetos Setoriais) と呼ばれる分野ごとに実施するプログラムがあり、鶏肉・鶏卵・豚肉関係では「Brazilian Chicken, Brazilian Egg e Brazilian Pork」プログラムをABPAと共同で行い、主要市場の展示会への出展、関係社向けのプレゼンテーションをしてきている。2017年度のABPAに対する補助金(期間は2017年1月27日から2019年1月27日)は、全てが鶏肉、ハラール製品に向けられているわけではないが約700万レアルとなっている¹⁴⁰。以下にApex-Brasilによるプロモーションの事例をあげる。

■ イベント「バイヤープロジェクト」(Projeto Comprador)

2015年12月にCCABとの共催でサンパウロにて開催(4日間)された。Fambrasと同連盟関係の認証機関であるFambras Halalが後援したイベントで、アラブ諸国のバイヤーを集めてブラジル産のハラール食品と飲料のプレゼンテーションを行い、マッチングの機会を作った。

■ エジプトでの関係者向けシュラスコイベント

2017年4月2日にエジプト、カイロで開催。ABPA、ABIEC、MAPA、在エジプト大使館と共催。ブラジル政府や食肉業界の代表が、ジャーナリスト、輸入業者、消費者団体、政府関係者その他150人にブラジルの鶏肉、牛肉の生産・輸出のキャパシティ、衛生管理、品質、ハラール食肉の輸出実績などのプレゼンテーションを行うと同時にブラジル製の牛肉、鶏肉を使ってシュラスコが参加者に提供された。食肉検査に関する連邦警察の捜査である「Carne Fraca」事件の影響を和らげることも目的だったといわれている。

■ 食品展示会 Gulfood への出展サポート

Gulfoodはドバイで開催される中東最大の食品専門の展示会で、2017年は2月26～30日に行われた。Apex-Brasilは同展で毎回、ブラジルコーナーを設置してブラジル企業の参加をサポートしている。2017年度は85社が参加した。Apex-Brasilは現地大使館の協力で関係者の招待リストを作成してシュラスコで試食を行った。同エージェンツによると、展示会の効果は12カ月で11億5000万ドルに達する見込みという(前回は7億2800万

¹⁴⁰ Apex-Brasil, CONVÊNIOS ASSINADOS EM 2017
http://www.apexbrasil.com.br/uploads/Convenios_Firmados.pdf (2017年7月2日アクセス)

ドル) ¹⁴¹。

7-1-1-6. アラブ・ブラジル商工会議所 (CCAB) の活動

CCAB はアラブ諸国とブラジルのビジネスを円滑することを目的として設立された団体で、65年以上の歴史をもっているが、同会議所では、Apex-Brasil や ABPA などとタイアップして国外で開かれる展示会に参加したり、ハラール諸国のインポーターとのマッチングイベントを行っている。またハラール市場についてのセミナー、フォーラムなども主催して、ハラール製品のプロモーション活動をサポートしている。さらに CCAB はアラブ諸国から書類の認証機関として認められており、各種書類の認証、翻訳、大使館等への書類の登記代行などのサービスも提供している。

7-1-2. ハラール認証制度

7-1-2-1. 認証機関・団体

認証団体の役割はハラール食品としての生産基準に基づき食品が生産されているかを検査、認証することである。食肉の場合は大きく分けて、施設、生産工程、原料に対する認証と畜、出荷ごとに与えられる認証がある。

認証団体はメーカーからの申請を受けて書類と生産施設の審査・検査を行い、場合によっては生産工場の設計から実際のと畜に至る工程のオリエンテーションとコンサルティング、作業員の教育やムスリム教徒のと畜担当者の派遣といったサービスを提供するところもある。鶏肉の場合は工場の立ち上げ後も、監督官を派遣してイスラーム法に則した作業が行われているかを確認し出荷ごとに際して製品に認証を与える。

ハラール食品に求められる要件は輸出先国ごとに異なる。確認証団体は輸出先の国によって自分たちの認証の有効性を認めてもらう必要がある。その方法は国ごとに違い、CCAB、各国の大使館、領事館、国ごとの商工会議所などを通じて行われる。

¹⁴¹ Apex-Brasil, Mais de Us\$ 1,1 Bilhão Em Negócios Fechados na Gulfood 2017
<http://www.apexbrasil.com.br/Noticia/MAIS-DE-US-1-1-BILHAO-EM-NEGOCIOS-FECHADOS-NA-GULFOOD-2017> (2017年7月2日アクセス)

ブラジルには以下のハラールの認証団体がある。

■ FAMBRAS Halal Certificação LTDA

ブラジル・イスラーム協会連盟 (Fambras - Federação das Associações Muçulmanas do Brasil) の下部組織。

表 7-2 公認状況

アジア	インドネシア	Majelis Ulama Indonésia (LLPPOM MUI) Membro da World Halal Food Council (WHFC)
	マレーシア	Jabatan Kemajuan Islam Malásia (JAKIM)
	フィリピン	The Islamic Da'wah Council of the Philippines, Inc. (IDCP)
	シンガポール	Majlis Ugama Islam Singapura (MUIS)
	タイ	The Halal Science Center
中東	カタール	Ministry Of Public Health
	サウジアラビア	Saudi Food and Drug Authority (SFDA)
		The Muslim World League (Rabita Al-Alam Al-Islami)
	アラブ首長国連邦	Emirates Authority For Standardization And Metrology (ESMA)
		Ministry of Water and Environment of United Arab Emirates
レバノン	Dar Al Fatwa	
アフリカ	エジプト	General Veterinary Services Authorities of Egypt
		Ministry of Religious Affairs of Cairo
	南アフリカ共和国	Muslim Judicial Council (MJCT)

Rua Tejupá - 192 - Jabaquara - SP – Brasil

Tel.: (11) 5035-0820

Site: www.fambrashalal.com.br/

■ SIILHALAL – Serviço de Inspeção

- ・ 食肉、工業製品専門
- ・ コンサルティング、トレーニング、パッケージの翻訳

Av. Porto Alegre, 472D, Sala 702 - Ed. Lázio Executivo - Chapecó - SC – Brasil

CEP: 89802-130

Tel: (49) 3323.1224

Site: www.islamichalal.com.br

■ Alimentos Halal Brasil

- ・ ブラジルイスラミックセンターのハラール部門
- ・ 認証の他にハラール製品の卸も行っている。

Rua Vigário João Álvares, 211 – Vila Monumento - São Paulo - SP

CEP: 01551-040

Tel: (11) 2271-2040

Site: alimentosahalal.com.br

■ CIBAL HALAL - Central Islâmica Brasileira de Alimentos Halal

- ・ 前回 2014 年調査時点では、Fambras の下部組織の認証団体とされていたが、現在では Fambras の認証団体は Fambras Halal とされている。業界関係者にヒアリングしたところ、CIBAL HALAL は現在、Fambras Halal の現場を担当する組織として活動している模様である。

■ CDIAL HALAL

- ・ 1965 年にイスラーム青年運動として設立。

R. Mal. Deodoro, 1960 - Centro, São Bernardo do Campo - SP, 09710-201

Tel.: (11) 4128-2800

<http://cdialhalal.com.br/>

■ Câmara de Comércio e Industria Turco-Brasileira

- ・ 主にトルコ向け製品に対してハラール認証を行っている。

Rua comendador Elias Zarzur, 537 - Alto da Boa Vista - CEP 04736-001 - São Paulo – SP

Tel.: 11-4305-1453

<http://www.ccitb.org.br/>

7-1-2-2. 認証のプロセス（申請方法、費用、審査の流れ、取得までの期間）

認証団体によって細かいプロセスは変わるが、おおむね以下のような手順で進められる。

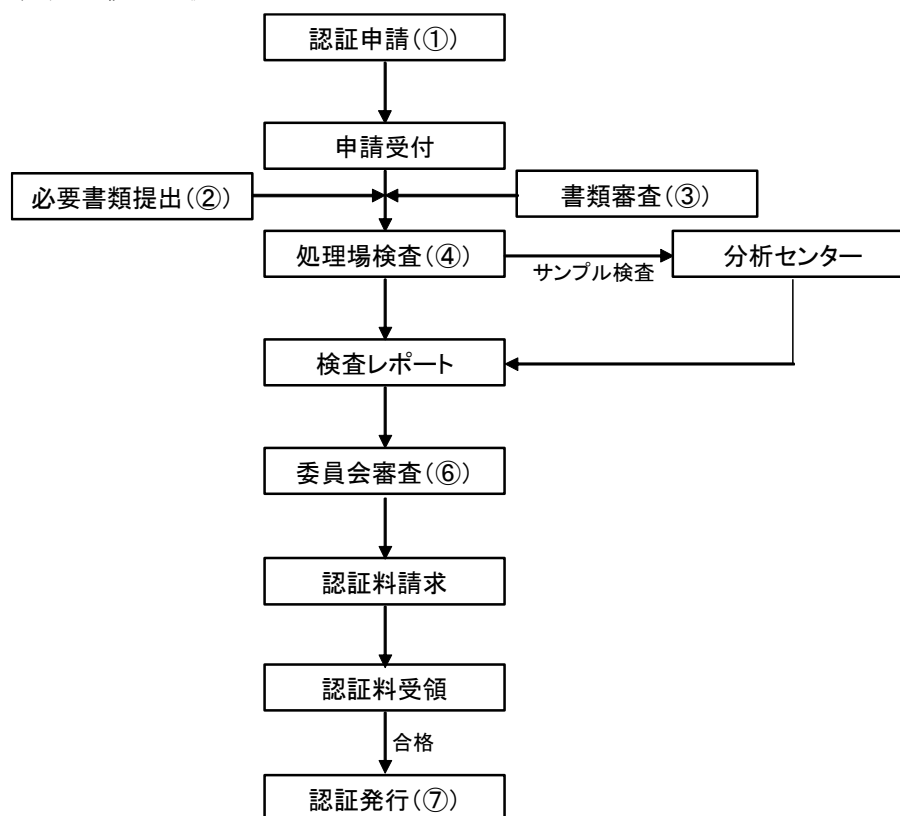
①認証申請

電話または電子メールでコンタクト。申請用紙に記入。

②契約と書類提出

企業に手引書と契約書が送付される。必要となる書類や手続きは、認証を受ける製品の種類、企業が製造しているその他の食品などとの兼ね合いで変わる。このため、企業は認証団体のコンサルティングを受けつつ、必要となる書類を提出することになる。

図 7-1 認証手続きの流れ



CDIAL HALAL 認証マニュアルを参考にして作成

③書類審査

上記書類の審査。

④工場査察（一次審査）

認証団体によって生産工程あるいは生産設備、従業員についての査察が行われる。認証団体は主に以下の点を確認する。

- ・ 認証会社に提出した原料リストと倉庫内の原料の比較
- ・ 生産現場の衛生管理
- ・ 同一ライン（プロセス）で生産されている食品
- ・ トレーサビリティ（文書管理）
- ・ 使用する水など生産インフラの品質
- ・ サンプル検査

また新規に事業所やラインを立ち上げる場合は、設計段階でコンサルティングを受ける。さらに必要に応じて認証団体が、担当作業員のトレーニングを実施することもある（礼拝所に通うなど宗教教育も含まれることがある）。

⑤工場視察（二次審査）

一次審査で指摘された問題点の改善などを審査する。

⑥認証委員会による審査

視察報告書と提出された書類の審査。処理場単位で認証を発行する。発行された認証はハラル食品に添付され、一種のトレーサビリティの役割を果たす。鶏肉の場合は処理、出荷ごとに現地に派遣されたスーパーバイザーによるチェックがあり、それに基づいて認証される。

⑦認定証の送付

認定証の取得後は定められた条件による生産体制の維持を図り、必要であれば認証を更新する。

7-1-2-3. 認証コスト

当該企業の生産ラインと生産品、必要とされる対応によって大きく異なるが、CDIAL Halal がサイトで発表しているドキュメントによると以下のようになっている¹⁴²。

¹⁴² CDIAL Halal, Norma Certificação Halal
<http://cdialhalal.com.br/wp-content/uploads/2017/06/cdial-halal-taxas-e-servicos.pdf> (2017年7月16日アクセス)

表 7-3 認証プロセスごとの費用

プロセス	費用
工場ラインの認証	R\$ 5,000 から
書類審査	R\$ 800 から
現場審査	R\$ 1,200 から
審査分析と認証についての決定	R\$ 500 から
認証の発表	R\$ 400 から
現場審査費用	R\$ 2,000/日から
合計	R\$ 9,900 から

(US\$ 1.0 = R\$ 3.1475、2017年8月31日現在)

7-1-2-4. ハラール認証要件（満たすべき基準・ガイドライン、取得すべき認証（GMP、HACCP）等）

ハラール認証について取得が求められている主な規格は以下のようになっている。

- ・ BPF (Boas Práticas de Fabricação) = ブラジル国家衛生監督庁 (ANVISA - Agência Nacional de Vigilância Sanitária) が食品製造について定める規格。
- ・ FSSC 2200;
- ・ ISO 22716;

国・地域ごとの主な規格

- ・ Malaysian Standard (Malásia) MS 1900, MS 1500, MS 2300, MS 2424;
- ・ LPPOM MUI (Indonésia): HAS 23000, HAS 23103, HAS 23201;
- ・ GCC - Gulf Standardization Organization (Golfo): GSO 2055-2, GSO 2055-1, GSO 993, UAE.S 2055-4.
- ・ ESMA - Emirates Authority for Standardization and Metrology: UAE.S 2055-2, UAE.S 2055-1, UAE.S 993; UAE.S 2055-4.

7-1-2-5. 認証取得件数、うち現地進出日本企業の取得状況

インターネット版『Safrá – Revista do Agronegócio』誌（2016年2月29日）によると、ブラジルでは45の食肉処理工場がハラール認証されている（牛肉を含む）¹⁴³。ブラジル・CCABによると、2016年に認証された製品の数は、前年比で12%増えているとのことだった。

¹⁴³ Safrá – Revista do Agronegócio, 2016年2月29日
<http://revistasafra.com.br/mil-e-uma-oportunidades/>（2017年7月20日アクセス）

各認証団体のウェブサイトなどによって判明した範囲では、日系企業の取得状況は以下のようになっている。

表 7-4

企業	認証団体	備考
カフェ・イグアス	Fambras Halal	丸紅資本のインスタントコーヒーメーカー
ニアグロ	Fambras Halal	ニチレイの現地子会社。アセローラジュース、冷凍エビなどの製造を行っている。
Haraldo	Sillhalal	不二製油が買収したチョコレートメーカー
味の素	Fambras halal	

7-1-2-6. ハラル認証商品（イスラーム市場向け）の輸出実績

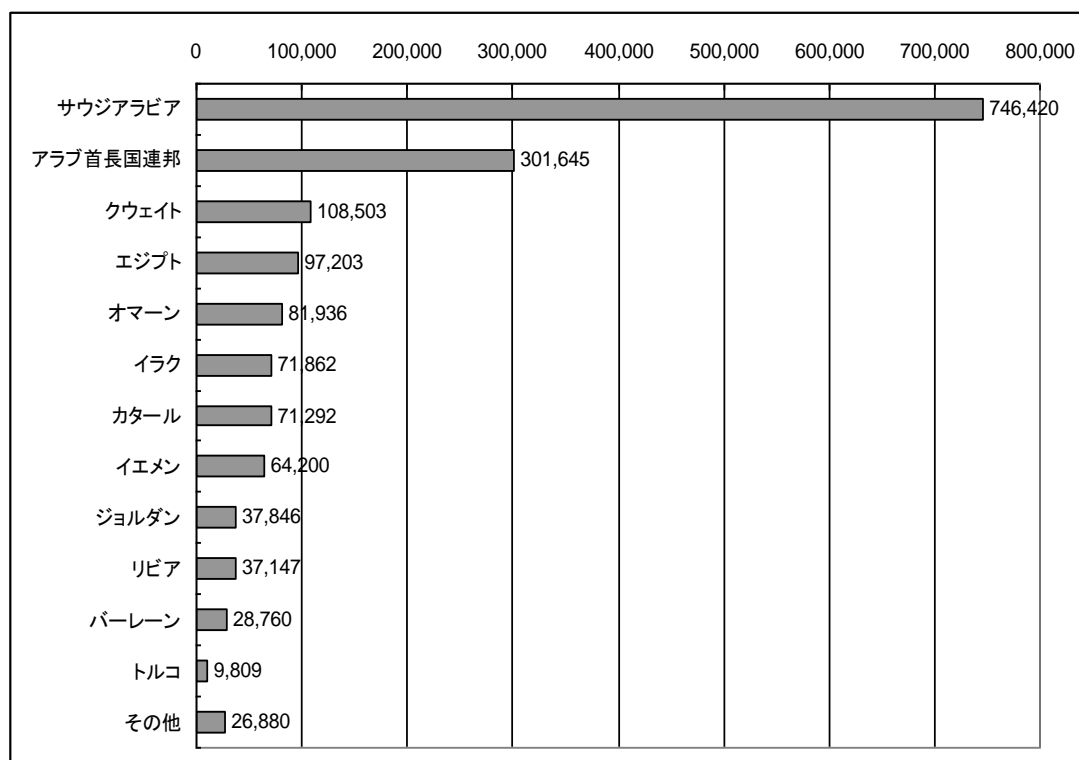
ABPA のアニュアルレポートにも MDIC の統計にも「ハラル認証鶏肉」というカテゴリーが存在しないため、イスラーム諸国向けのもの全てを全てハラル認証を受けた鶏肉と解釈して輸出実績を見てみることにする。

鶏肉の 2016 年のイスラーム諸国向けの輸出量は、ABPA のアニュアルレポート¹⁴⁴によると 168 万 3363 トンだった。同年の全輸出量は 438 万 3,898 トンだったので、ハラル向けの輸出量は 38.4%にのぼり、重要な市場となっていることがわかる。輸出先のシェアの最大はサウジアラビアで 44.3%を占めている。続いてアラブ首長国連邦が 17.9%、3 位がクウェートの 6.4%で、この 3 国で約 70%のシェアを占める。2016 年の国別の輸出量はグラフのとおりである。実際はその他の国にもイスラーム教徒のコミュニティが存在し、認証商品の輸出は行われているが、それらについては CCAB でも推計できないとのことであった。ブラジルが輸出するハラル認定商品は、食肉以外に化粧品、チョコレート、コーヒーなど多岐にわたる。

¹⁴⁴ ABPA, Relatório Anual 2017
http://abpa-br.com.br/storage/files/3678c_final_abpa_relatorio_anual_2016_portugues_web_reduzido.pdf (2017 年 8 月 27 日アクセス)

図 7-2 ハラル認証鶏肉の国別輸出量（2016 年）

単位：トン



出典：ABPA アニュアルレポート 2017 年

7-1-2-7. ハラル認証製品等に関するトラブル

ハラル規定の実施においては、これまでハラルと畜に従事する従業員の扱いがトラブルになることが多かった。食肉メーカーは、自社でと畜のためのイスラーム教徒従業員を確保することが困難であることから、外部業者の派遣を受け入れることが多いが、ブラジルでは労働法により主要業務のための派遣社員の受け入れが法律上禁止されていたため、と畜業務が主要業務かどうかグレーゾーンであり、労働裁判所に異議が申し立てられるということがあった。しかし 2017 年 4 月に新たな派遣法が施行され、と畜業務の外部委託が可能になったことにより、今後こうしたトラブルは減ると見込まれる。

また日本にハラル鶏肉を輸出している日系商社によると、トラブルになったことはないが、もっとも注意するのは梱包ミスで非ハラル鶏肉が混じらないよう、日本到着時に、厳重にチェックを行っているという。

7-2. ケーススタディ

7-2-1. GT Foods

7-2-1-1. 企業概要

1992 年に Rogério W. Martini Gonçalves 氏と Ciliomar Tortola 氏によって創立された鶏肉のパッカーである。それぞれの名字のイニシャルをとって GT Foods と命名されてい

る。他の中小のパッカーの買収によって成長し、26の拠点で80万羽／日の生産を行っている。従業員数約1万1000人。2016年の鶏肉の生産のランキングではJBS、BRF、Auroaに次いで4番目に大きいという。全世界90カ国に冷凍鶏肉を輸出している。所在地はパラナ州マリंगा市。

7-2-1-2. 認証取得した品目、団体、時期、目的

ハラール認証を受けているのは鶏肉で、2006年に取得。認証取得の目的は輸出の販売先の拡大のためで、最初は小さい規模ではじめたという。現在では4つの工場がハラール生産を行っている。認証団体はFambras Halalである。

7-2-1-3. 取得にかかるハラール対応

① ムスリム雇用

鶏の首を切るムスリムのスタッフの派遣を受けている。

② アルコールの使用基準

まったく使用していない。

③ 豚由来成分の使用基準

まったく使用していない。

④ と畜方法

鶏の首はムスリムによって切られている。鶏はメッカの方向に向けられる。鶏は頸動脈を切られた後、逆さまにされて約4分間（そのときのラインの処理数によって時間は調整される）血抜きされ、その後温水の槽に入れられる。このとき鮮血が多く混じると、認証団体から派遣されているスーパーバイサーがストップをかけるという。

⑤ 保管・輸送の分離

処理後、箱詰めされた鶏肉はマイナス20度の冷凍倉庫で保管されるが、同じ倉庫内でハラール製品と非ハラール製品が場所を分けて保管されている。豚由来の製品とでなければ倉庫を分ける必要はないとの説明を受けた。また輸送については、ハラール輸送の認証はまだブラジルでは始まっておらず、分離は行われていない。

7-2-1-4. 取得に際し苦労したポイント

認証の取得にあたり、認証団体のオリエンテーションを受けたので困難はあまりなかった。工場そのものがハラールに対応するために設計され建設されている。ハラール向けの工場では非ハラール向けの製品も全て同じラインで生産している。コストの差は、と畜の場合

に首を切るイスラーム教徒の費用が 30～35%ほど一般の従業員の場合より多くかかることと、出荷ごとの認証費用だという。運用効率でいうと同じ羽数の首を切るために必要な人員数がハラールの場合は 8 人で、一般の場合は 3 人で行うことができるという差があるという。

7-2-1-5. 認証取得の効果

中東向けのブラジル産鶏肉輸出の増加の流れに乗ることができたこと。

7-2-1-6. 輸出先国、輸出量・金額、売上／輸出に占めるハラール認証製品の比率

全生産量の約 40%が輸出向けで、そのうち約 60%がハラール輸出となっているという。輸出先はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、オマーン、エジプト、イエメン、ヨルダン、リビア、コンゴ、南アフリカ共和国である。

7-2-1-7. 輸出に向けた取組・工夫（プロモーション、戦略等）

各国で開催される食品関係の展示会に参加している。出展している展示会は **Gulfood**（アラブ首長国連邦）、**CIAL**（フランス）、**ANUGA**（ドイツ）などで、ブラジル政府の **Apex-Brasil** が用意するスペースを利用している。

ハラール輸出の拡大のための戦略は、中国、ヨーロッパ各国、日本のように非イスラーム国内のイスラーム人市場の開拓であるという。毎年、地域の食肉メーカーで飼料の共同購入などを目的に組織する **Integra** 社を通じて日本の **FOODEX** にも参加しているという。また **CCAB** が主催するマッチングなどのイベントにも積極的に参加している。

7-2-2. Café Iguaçú

7-2-2-1. 企業概要

1967 年にパラナ州コルネリオ・プロコピオ市で創立されたインスタントコーヒーメーカーである。1972 年に総合商社の丸紅が株を取得した。従業員約 700 人。インスタントコーヒーを中心に生産、ブラジル国内での販売および輸出を行っている。

7-2-2-2. 認証取得した品目、団体、時期、目的

2005 年にハラール認証を取得。取得までにかかった期間は 3～4 カ月である。認証団体は **Fambras Halal** で、認証されている品目は、スプレードライコーヒー、フリーズドライコーヒー、コーヒーエキス、コーヒーオイルなどである。認証費用は約 4,500 ドルで、2 年ごとの更新時にも同額の費用がかかる。認証取得の目的は取引先の認証所得の要望に応え、販売を拡大することだった。

7-2-2-3. 取得にかかるハラール対応

ムスリムの雇用については求められていない。認証手続きにあたり成分の分析は行われない。また通常の生産時は、鶏肉の処理工場のように認証団体のスーパーバイザーが立ち会うことはなく、監査時に生産ラインと書類のチェックが行われ、生産・輸送プロセス上でハラール認証で禁止されている食物の使用や混入がないことが確認される。

7-2-2-4. 取得に際し苦労したポイント

コーヒーという商品の特性上、ハラール認証に影響するような要素がもともとないため、スムーズに取得できた。

7-2-2-5. 認証取得の効果

サプライヤーにハラール認証取得を求める取引先への販売拡大することができたことである。

7-2-2-6. 輸出先国、輸出量・金額、売上／輸出に占めるハラール認証製品の比率

ハラール認証を要する客先として主な輸出国は南アフリカ共和国、エジプト、シンガポール、サウジアラビア、ドイツ、英国、ポーランドで、輸出量は約 5,800 トン（2016 年実績）。年間生産量約 21,000 トンのうち 25%程度がハラール認証を要する客先への販売となっている。

7-2-2-7. 輸出に向けた取組・工夫（プロモーション、戦略等）

現状ではとくにプロモーション活動は行っていないが、需要が伸びれば必要に応じて行うことを考えている。

ハラール調査報告書 ～農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向～

2018年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載